

令和5年第5回柳川市議会（定例会）会議録索引

会期日程表	3
付議事件並びに結果	4
◎ 令和5年11月29日	
出席及び欠席議員	7
地方自治法第121条の規定により出席した者	8
本議会に出席した事務局職員	8
議事日程	8
諸般の報告について	10
議会運営委員長報告について	12
会議録署名議員の指名について	13
議案の上程について	13
市長の提案理由の説明	13
報告について	17
◎ 令和5年12月1日	
出席及び欠席議員	19
地方自治法第121条の規定により出席した者	20
本議会に出席した事務局職員	20
議事日程	20
議案質疑について（議案第63号）	22
（議案第64号～議案第66号）	22
（議案第67号～議案第70号）	25
（議案第71号）	29
（議案第72号～議案第90号）	29
◎ 令和5年12月5日	
出席及び欠席議員	35
地方自治法第121条の規定により出席した者	36
本議会に出席した事務局職員	37
議事日程	37
一般質問について	37

浦川 和久 議員	38
緒方 寿光 議員	49
新谷信次郎 議員	66
菊次 太丸 議員	81
田中 康德 議員	96
今村 智子 議員	105

◎ 令和5年12月6日

出席及び欠席議員	117
地方自治法第121条の規定により出席した者	118
本議会に出席した事務局職員	118
議事日程	119
一般質問について	119
矢ヶ部広巳 議員	119
佐々木創主 議員	132
高田千壽輝 議員	146
荒巻 英樹 議員	160
橋本 憲之 議員	173

◎ 令和5年12月14日

出席及び欠席議員	187
地方自治法第121条の規定により出席した者	188
本議会に出席した事務局職員	188
議事日程	188
議会運営委員長報告について	189
各委員長報告について	190
総務常任委員長報告について	190
建設経済常任委員長報告について	191
教育民生常任委員長報告について	192
議案の上程について	195
市長の提案理由の説明	195
議員提出議案の提案理由の説明	197

第 5 回 柳 川 市 議 会 （ 定 例 会 ） 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
11月29日	水	本 会 議	開会・提案理由説明
11月30日	木	考 案 日	
12月1日	金	本 会 議	議 案 質 疑
12月2日	土	休 会	
12月3日	日	休 会	
12月4日	月	考 案 日	
12月5日	火	本 会 議	一 般 質 問
12月6日	水	本 会 議	一 般 質 問
12月7日	木	休 会	
12月8日	金	委 員 会	
12月9日	土	休 会	
12月10日	日	休 会	
12月11日	月	委 員 会	
12月12日	火	事 務 整 理 日	
12月13日	水	事 務 整 理 日	
12月14日	木	本 会 議	採 決 ・ 閉 会

第5回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

○ 議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 63 号	専決処分の承認について（専決第8号 令和5年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））	5.12.1	承 認
議 案 第 64 号	令和5年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について	5.12.1	原案可決
議 案 第 65 号	令和5年度柳川市一般会計補正予算（第5号）について	5.12.14	原案可決
議 案 第 66 号	令和5年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	5.12.14	原案可決
議 案 第 67 号	行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	5.12.14	原案可決
議 案 第 68 号	柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	5.12.14	原案可決
議 案 第 69 号	柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	5.12.14	原案可決
議 案 第 70 号	柳川市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	5.12.14	原案可決
議 案 第 71 号	市道路線の認定、変更及び廃止について	5.12.14	原案可決
議 案 第 72 号	柳川市農業委員会委員の任命について	5.12.1	同 意
議 案 第 73 号	柳川市農業委員会委員の任命について	5.12.1	同 意
議 案 第 74 号	柳川市農業委員会委員の任命について	5.12.1	同 意
議 案 第 75 号	柳川市農業委員会委員の任命について	5.12.1	同 意

議案 第76号	柳川市農業委員会委員の任命について	5.12.1	同意
議案 第77号	柳川市農業委員会委員の任命について	5.12.1	同意
議案 第78号	柳川市農業委員会委員の任命について	5.12.1	同意
議案 第79号	柳川市農業委員会委員の任命について	5.12.1	同意
議案 第80号	柳川市農業委員会委員の任命について	5.12.1	同意
議案 第81号	柳川市農業委員会委員の任命について	5.12.1	同意
議案 第82号	柳川市農業委員会委員の任命について	5.12.1	同意
議案 第83号	柳川市農業委員会委員の任命について	5.12.1	同意
議案 第84号	柳川市農業委員会委員の任命について	5.12.1	同意
議案 第85号	柳川市農業委員会委員の任命について	5.12.1	同意
議案 第86号	柳川市農業委員会委員の任命について	5.12.1	同意
議案 第87号	柳川市農業委員会委員の任命について	5.12.1	同意
議案 第88号	柳川市農業委員会委員の任命について	5.12.1	同意
議案 第89号	柳川市農業委員会委員の任命について	5.12.1	同意
議案 第90号	柳川市農業委員会委員の任命について	5.12.1	同意

議案 第91号	令和5年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について	5.12.14	原案可決
議案 第92号	令和5年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	5.12.14	原案可決
議案 第93号	柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	5.12.14	原案可決
議案 第94号	柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	5.12.14	原案可決
議案 第95号	米軍及び陸上自衛隊オスプレイの飛行停止を求める意見書について	5.12.14	否 決

○ 報 告

報告 第11号	専決処分の報告について（専決第7号 和解及び損害賠償額の決定について）	5.11.29	報 告
------------	-------------------------------------	---------	-----

柳川市議会第5回定例会会議録

令和5年11月29日柳川市議会議場に第5回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	菊次太丸	2番	椛島正吾
3番	甲木健太郎	4番	三小田保弘
5番	田中康德	6番	橋本憲之
7番	佐藤勝広	8番	今村智子
9番	浦川和久	10番	新谷信次郎
11番	江口義明	12番	荒巻英樹
13番	佐々木創主	14番	荒木憲
15番	高田千壽輝	16番	矢ヶ部広巳
17番	緒方寿光	18番	樽見哲也
19番	近藤末治		

2. 欠席議員

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子	健次
副	市長	中村	智弘
教	育	橋本	秀博
総	務	平田	敬介
会	計	田島	雅彦
市	民	松藤	満也
保	健	池末	勇人
建	設	中村	正光
産	業	松永	久
教	育	武田	真治
消	防	松藤	敏彦
人	事	江口	英範
総	務	新開	文隆
企	画	古賀	順一郎
財	政	田中	勝裕
健	康	横山	久美
福	祉	内田	猛
学	校	古賀	洋
生	涯	野田	学
建	設	古賀	洋二郎
水	路	梅崎	秋敬

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	高	田	啓	介							
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼	庶	務	係	長	森	康	貴

5. 議事日程

諸般の報告について

- (1) 例月出納検査の結果について（令和5年6月分、7月分、8月分）
- (2) 市長の行政報告について

日程（1） 議会運営委員長報告について

日程（2） 会議録署名議員の指名について

日程（3） 議案の上程について

- 議案第63号 専決処分の承認について（専決第8号 令和5年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））
- 議案第64号 令和5年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第65号 令和5年度柳川市一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第66号 令和5年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第67号 行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第68号 柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第69号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第70号 柳川市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第71号 市道路線の認定、変更及び廃止について
- 議案第72号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第73号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第74号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第75号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第76号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第77号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第78号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第79号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第80号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第81号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第82号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第83号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第84号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第85号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第86号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第87号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第88号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第89号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第90号 柳川市農業委員会委員の任命について

日程（4） 報告について

報告第11号 専決処分の報告について（専決第7号 和解及び損害賠償額の決定について）

午前10時 開会

○議長（近藤末治君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから令和5年第5回柳川市議会定例会を開会いたします。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果について監査委員よりお手元に配付のとおり提出されていますので、御報告をいたします。

次に、市長の行政報告をお願いいたします。

○市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。議事に先立ちまして、9月定例会以降の主立った事柄について御報告をさせていただきます。

初めに、市長会及び広域で構成する協議会や期成会などの諸会議について御報告いたします。

10月4日には朝倉市で開催されました第145回福岡県市長会総会に出席をいたしました。議案審議では「地方創生の推進」や「都市財政の拡充強化」など19議案全ての議案が承認、決定をされ、県市長会名において国、県などの関係機関へ要望することになりました。

10月19日には長野県長野市で全国道路利用者会議第73回全国大会が開催をされ、古賀誠会長の主催者挨拶に始まり、長期的、安定的に道路整備が進められるよう、道路関係予算の確保を求める決議が採択をされました。

このほか、福岡県有明海漁業振興対策協議会協議懇談会、有明圏域定住自立圏推進協議会などに出席し、事業の説明を受けるとともに、事業運営などについて意見を交わしました。

続きまして、国、県等に対する要望活動について御報告をいたします。

9月28日に有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会におきまして、福岡県並びに福岡県議会議員に対し、また、10月12日には国土交通省九州地方整備局に対して、来年度の事業予算の確保と事業の整備促進について要望いたしました。

10月2日と3日には福岡県道路協会及び福岡県海岸協会において、関係省庁や地元選出の国会議員へ事業促進や予算確保について要望活動を行いました。

11月8日には東京都で安全・安心の道づくりを求める全国大会が開催をされ、長期安定的に道路整備が進められるよう、道路関係予算の確保を求める決議が採択をされました。

また同日、鈴木俊一財務大臣、斉藤鉄夫国土交通大臣に対し、要望を行ってまいりました。

11月10日には東京都で九州地方国道整備促進総決起大会が開催されました。大会後には地元選出国會議員に対し、道路整備が着実に進められるよう要望活動を行いました。

11月20日には福岡県有明海漁業振興対策協議会から福岡県に対し、有明海水産振興に関する9項目について要望を行ったところです。

同じく11月20日に主要地方道久留米柳川線道路整備促進期成会から福岡県に対し、「子どもたちの安全・安心を守るため、通学路等の交通安全対策の強化・推進、並びに必要な予算の継続的確保」など10項目の要望を行ったところです。

最後に、市政の近況について御報告いたします。

9月16日には新100歳を迎えられた方への訪問、9月18日の柳川市高齢者福祉大会、10月14日の柳川市戦没者追悼式、10月21日の柳川市社会福祉大会に出席をいたしました。

10月16日には行政区長の皆様に市政の課題を説明し、意見交換を行うため、柳川市民文化会館「水都やながわ」にて行政区長説明会を開催いたしました。テーマは「リサイクルの推進について」「西鉄柳川駅周辺整備進捗状況について」「災害に備えて」の3項目で、説明報告した後、御質問に対してお答えさせていただきました。貴重な御意見等をお伺いすることができましたので、今後の市政運営に役立てていきたいと思っております。

10月21日には第29回フェスタ中山、11月19日には第18回矢ヶ部校区ふれあい広場2023に出席をさせていただきました。

詩聖・北原白秋先生の命日である11月2日には白秋祭式典を開催いたしました。今年も全国28都府県から7,163篇の献詩の応募があり、最高位の文部科学大臣賞は福岡雙葉小学校2年の豊田華子さんが受賞されました。

また、白秋先生の命日の前後3日間で白秋祭水上パレードが開催をされました。パレードには延べ約100艘、約1,500人の方々にお越しをいただきました。11月3日には藤丸敏衆議院議員、福岡県の服部知事にも御乗船をいただき、市民の皆様の温かいおもてなしに大変喜ばれていました。

同じく11月3日には元大関琴奨菊関の秀ノ山親方をお招きし、第2回柳川市相撲教室を開催いたしました。秀ノ山親方には約80人の小学生の皆さんに熱心に指導、稽古をつけていただきました。

11月20日にはJ A柳川野菜総合集出荷場改修工事竣工式に近藤議長と共に出席をさせていただきました。

また、11月22日にはJ A柳川の幹部と園芸部会長会の皆様と共に福岡大同青果での販売促進会議に出席をいたしました。会議では、市場の幹部の皆様と本市の園芸の概要と取組方針やJ A柳川への期待や要望について大いに意見が交わされました。

結びになりますが、NHK大河ドラマ招致活動につきまして御報告いたします。

10月23日には近藤議長と福岡県服部知事らとNHK福岡放送局を訪れ、竹添局長など幹部

の皆さんに、また、11月8日には上京し、同じく近藤議長と服部知事らと共にNHK本社を訪れ、幹部の皆さんと面談し、強く大河ドラマの招致を要望してまいりました。招致活動を始めて7年目に入りますが、立花宗茂と閻千代の認知度も高まり、応援の輪が広がっていることを実感したところであります。

以上、簡単でございますが、行政報告といたします。

○議長（近藤末治君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

○議長（近藤末治君）

日程1. 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（橋本憲之君）（登壇）

皆さんおはようございます。令和5年第5回柳川市議会定例会の会期日程等につきまして、去る11月27日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、会期であります。本日、11月29日から12月14日までの16日間といたしております。

会期中の内容及び本日の日程につきましては、議事日程（第1日）に記載のとおりでございますので、御確認のほうをよろしくお願いいたします。

なお、日程4の報告については、本日の本会議終了後の全員協議会で質疑をお願いすることにいたしております。

次に、議事日程（第2日）について申し上げます。

第2日は議案質疑であります。

初めに、議案第63号を議題とし、質疑終了後、即決といたしております。

次に、議案第64号から議案第66号までの3議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第64号は即決、議案第65号は総務常任委員会に審査を付託、議案第66号は教育民生常任委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第67号から議案第70号までの4議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第67号から議案第69号までの3議案は総務常任委員会に審査を付託、議案第70号は教育民生常任委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第71号を議題とし、質疑終了後、建設経済常任委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第72号から議案第90号までの19議案を一括議題とし、質疑終了後、即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして協議決定いたしましたので、御報告申し上げ、

終わります。

○議長（近藤末治君）

会期につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、会期につきましてはただいまの報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（近藤末治君）

日程2. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、8番今村智子議員及び11番江口義明議員を指名いたします。

日程第3 議案の上程について

○議長（近藤末治君）

日程3. 議案の上程について。

議案第63号から議案第90号までの28議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

○市長（金子健次君）（登壇）

日程3、今回御提案いたします議案第63号の専決処分の承認、議案第64号から議案第66号の補正予算案3議案、議案第67号から議案第70号までの条例案4議案、議案第71号のその他1議案及び議案第72号から議案第90号までの人事案件19議案につきまして御説明を申し上げます。

まず、議案第63号 専決処分の承認について（専決第8号 令和5年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））について御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年9月28日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ620千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1,207,620千円としたものです。

補正の内容は、後期高齢者医療保険の被保険者が令和4年度確定申告の修正申告を行い、令和4年度分の後期高齢者医療保険料の過年度還付を行うことが必要となりましたが、予算の残額に不足が生じたため、歳出の保険料還付金、歳入の諸収入をそれぞれ620千円増額したものです。

次に、議案第64号 令和5年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

御提案いたしております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ586,431千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ34,528,276千円としようとするものでありま

す。

それでは、予算の内容について歳出から款を追って御説明申し上げます。

民生費は586,431千円を増額補正しております。

内容としましては、物価高騰対策として、住民税非課税世帯等に対する70千円の給付金を計上しております。これはさきに給付した30千円と合わせて、1世帯当たり100千円の支援とするものです。

なお、この給付金については、支援を必要とする世帯にできるだけ早く届けることができるよう最大限の努力を行う所存であります。

以上が歳出の内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

国庫支出金では物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金586,431千円を増額補正しております。

次に、議案第65号 令和5年度柳川市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

御提案いたしております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ312,210千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ34,840,486千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容について歳出から款を追って御説明申し上げます。

まず、各款にわたります一般職の人件費につきましては48,072千円を増額しております。これは令和5年度人事院勧告の反映、災害に伴う時間外勤務手当増加等によるものです。また、人事異動に伴う各款間の人件費調整も行っております。

総務費は61,363千円を増額補正しております。

内容としましては、戸籍法改正に対応するためのシステム改修経費などを計上しております。

民生費は245,628千円を増額補正しております。

内容としましては、自立支援給付費などの決算見込みに応じた不足額を計上したほか、介護給付費などの前年度事業費の精算に伴う国庫及び県支出金の返還金などを計上いたしております。

衛生費は26,135千円を減額補正しております。

内容としましては、福岡県南広域水道企業団の出資金減額などを計上しております。

農林水産業費は5,950千円を増額補正しております。

内容としましては、農業機械導入助成、排水ポンプ設置に係る経費などを計上しております。

教育費では7,888千円を増額補正しております。

内容としましては、（仮称）やまと小学校の令和7年4月開校に向けて、中島小学校改修工事の設計費用、スクールバス進入路整備費用などを計上しております。

公債費では22,443千円を減額補正しております。

内容としましては、平成24年度に10年ごとの利率見直し方式で借り入れた臨時財政対策債の利子減額、令和4年度借入地方債の借入額や利率の確定による利子減額などを計上するものです。

以上が歳出の主な内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

地方交付税では243,300千円を増額補正しております。

国庫支出金では自立支援給付費など51,933千円を増額補正しております。

県支出金では自立支援給付費など21,660千円を増額補正しております。

寄付金では600千円を増額補正しております。

諸収入では地域の文化・芸術活動助成金など4,817千円を増額補正しております。

市債では福岡県南広域水道企業団の出資金減額などにより10,100千円を減額補正しております。

第2表 繰越明許費補正では、新型コロナウイルス感染症対策費など5件の追加を行っております。

第3表 債務負担行為補正では、水路保全事業費など4件について追加を行っております。

第4表 地方債補正では、中島小学校大規模改造事業費など3件について追加及び変更を行っております。

次に、議案第66号 令和5年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、令和6年1月から実施される会計年度任用職員の給与改定に伴う報酬の増額及び過年度に納付された国民健康保険税について、資格の遡及喪失や所得の修正申告等により生じる還付金が当初の想定を上回る見込みとなったため、必要な額を増額するものです。

歳出においては総務費を26千円、保健事業費を17千円、諸支出費を1,000千円それぞれ増額し、その財源として、歳入において繰越金を1,043千円増額しております。このため、歳入歳出それぞれ1,043千円を増額し、補正後の予算額を8,319,658千円とするものであります。

次に、議案第67号 行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、行政手続等の簡素化や内部事務手続の効率化を図り、今後、オンライン化の推進に向けた環境を整備する目的として、申請手続等への押印を見直すための規則等の改正を進めており、あわせて、押印が求められている条例について見直しを行うものであります。

次に、議案第68号 柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

ます。

本案は、電子証明書等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、スマートフォン等の移動端末設備にマイナンバーの利用者証明用電子証明書、署名用電子証明書が搭載可能となりました。これに伴い、キオスク端末を設置しているコンビニエンスストア等でスマートフォン等を用いて印鑑証明書の交付を受けることが可能となったため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第69号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、人事院勧告に基づき提案された国家公務員の給与法案が可決成立したことに伴い、本市においても国に準じて職員の給料表、期末・勤勉手当を改正するとともに、あわせて、議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当を改正するものであります。

次に、議案第70号 柳川市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、柳川市立小中学校再編計画に基づき、大和町地区の6つの小学校を1つに再編する新しい小学校の校名候補を「柳川市立やまと小学校」と決定したため、条例の一部を改正するものであります。

なお、新しい小学校は現在の中島小学校の位置で令和7年4月1日の開校を予定しております。

次に、議案第71号 市道路線の認定、変更及び廃止について御説明申し上げます。

本案は、寄付採納に伴う1路線の新規認定、路線の一部廃止及び道路整備に伴う2路線の変更並びに公売に伴う1路線の廃止を行うため、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第72号から第90号までの柳川市農業委員会委員の任命について御説明申し上げます。

これら19議案は、本市農業委員会委員の任期が令和6年3月21日で満了となるため、後任委員の任命について御提案するものであります。

議案第72号では山田善治氏、議案第73号では藤吉利広氏、議案第74号では亀崎忠治氏、議案第75号では亀崎壽満氏、議案第76号では梅崎直祝氏、議案第77号では柁島一晴氏、議案第78号では古賀宏義氏、議案第79号では野口秀一氏、議案第80号では三小田由勝氏、議案第81号では藤木邦彦氏、議案第82号では田中満義氏、議案第83号では松藤稔氏、議案第84号では浦幸之助氏、議案第85号では松藤道大氏、議案第86号では島添茂樹氏、議案第87号では原壽利氏、議案第88号では園田清美氏、議案第89号では阿志賀一喜氏、議案第90号では小柳浩子氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は令和6年3月22日より3年間となります。

以上、28議案について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認、御決定、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

日程第4 報告について

○議長（近藤末治君）

日程4. 報告について。

報告第11号 専決処分の報告について（専決第7号 和解及び損害賠償額の決定について）市長の報告を求めます。

○市長（金子健次君）（登壇）

報告第11号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、事故の和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により令和5年10月12日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

概要を申し上げますと、令和5年9月1日午前9時20分頃、建設課の会計年度任用職員が市道枝光田2号線において草刈り機で除草作業中に飛び石が発生し、隣接地駐車場に止めてあった車両のリアガラスに当たり、破損させたことに対する和解及び損害賠償額を163,546円と決定し、相手側と示談いたしましたところであります。

なお、損害賠償額は全国町村会総合賠償補償保険から補填されます。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（近藤末治君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての質疑は本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにして、報告についてを終了いたします。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時26分 散会

令和5年12月1日（金曜日）

柳川市議会第5回定例会会議録

令和5年12月1日柳川市議会議場に第5回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	菊次太丸	2番	椀島正吾
3番	甲木健太郎	4番	三小田保弘
5番	田中康徳	6番	橋本憲之
7番	佐藤勝広	8番	今村智子
9番	浦川和久	10番	新谷信次郎
11番	江口義明	12番	荒巻英樹
13番	佐々木創主	15番	高田千壽輝
16番	矢ヶ部広巳	17番	緒方寿光
18番	樽見哲也	19番	近藤末治

2. 欠席議員

14番	荒木憲
-----	-----

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子	健次
副市	長	中村	智弘
教	育	橋本	秀博
総務	部長	平田	敬介
会計	管理者	田島	雅彦
市民	部長	松藤	満也
保健	福祉部長	池末	勇人
建設	部長	中村	正光
産業	経済部長兼大和庁舎長	松永	久
教育	部長兼三橋庁舎長	武田	真治
消	防	松藤	敏彦
人事	秘書課長	江口	英範
総務	課長兼選挙管理委員会事務局長	新開	文隆
企	画	古賀	順一郎
財	政	田中	勝裕
健康	づくり	横山	久美
福祉	課長	内田	猛
学	校	古賀	洋
生	涯	野田	学
建設	課長	古賀	洋二郎
農	政	木原	隆文
水	路	梅崎	秋敬

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	高	田	啓	介							
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼	庶	務	係	長	森	康	貴

5. 議事日程

日程(1) 議案質疑について

議案第63号 専決処分の承認について(専決第8号 令和5年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))

議案第64号 令和5年度柳川市一般会計補正予算(第4号)について

- 議案第65号 令和5年度柳川市一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第66号 令和5年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について
- 議案第67号 行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について
- 議案第68号 柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第69号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制
定について
- 議案第70号 柳川市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 議案第71号 市道路線の認定、変更及び廃止について
- 議案第72号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第73号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第74号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第75号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第76号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第77号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第78号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第79号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第80号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第81号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第82号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第83号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第84号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第85号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第86号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第87号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第88号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第89号 柳川市農業委員会委員の任命について
- 議案第90号 柳川市農業委員会委員の任命について

午前10時 開議

○議長（近藤末治君）

おはようございます。本日の出席議員18名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

○議長（近藤末治君）

日程1. 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の発言や自己の意見を述べることのないようお願いしておきます。

また、第55条の規定のとおり、同一議題について3回を超えることができないとされておりますので、御留意ください。

議案第63号 専決処分の承認について（専決第8号 令和5年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第63号 専決処分の承認について（専決第8号 令和5年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより本案について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

次に、議案第64号 令和5年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について、議案第65号 令和5年度柳川市一般会計補正予算（第5号）について及び議案第66号 令和5年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての以上3議案を一括議題といたします。

3議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

○10番（新谷信次郎君）

議案第65号 令和5年度柳川市一般会計補正予算（第5号）の以下の点について質問します。

3款. 民生費、1項. 社会福祉費、3目. 障がい者福祉費のうち、訓練等給付費53,700千円の補正が組まれています。補正予算の資料によりますと、利用者数が想定より増加したためとあります。その増加数ですけれども、4月から9月までの累計として共同生活援助822人、令和4年度比153人、就労継続支援A型744人、同190人増、就労継続支援B型1,274人、同16人増ということです。その想定より増加した理由についてお聞きします。

続けて、同じく3款. 民生費、1項. 社会福祉費、7目. 介護保険事業費の「食」の自立支援事業費3,107千円の補正についても、これも想定より利用者数が増加したためということで、4月から9月までの累計4万4,942食、前年同時期よりも4,212食増えています。これについても想定より増加した理由の説明をお願いします。

続けて、3款. 民生費、2項. 児童福祉費、2目. 児童福祉費のうち、障がい児通所支援事業費16,000千円の補正が組まれており、これも想定より利用者数が増加したためということで、延べ利用者数は4月から9月までのこれまでの半年の間に児童発達支援287人、令和4年度比106人増、放課後等デイサービス1,087人、令和4年度比383人の増加となっております。その増加の理由についての説明をお願いします。

○福祉課長（内田 猛君）

議員お尋ねの質問に対してお答えいたします。

まず、訓練等給付費の追加補正に係る利用者数が増加していることについてでございますが、まず、訓練等給付費につきましては、主に夜間や休日、共同生活を営む住宅で支援を受ける共同生活援助、自立訓練、就労支援など、障がいを持つ方が自立に向けた訓練等の支援を受ける障がい福祉サービスの中で、施設に通う、いわゆる事業所に通う通所系のサービスに係る給付となっているところでございます。

この訓練等給付費の中で、特に、共同生活援助と就労継続支援サービスの利用者が増加しているところでございます。増加の理由といたしましては、精神保健面での障がいを持つ方が増えていること、自立に向けた通所系サービスの利用が増えていること、共同生活援助や就労継続支援サービスに係る新規の事業所が増えたことなどが考えられるところでございます。また、精神疾患で医療機関に長期入院されていた方、また、施設入所されていた方が退院、退所後の生活の場として共同生活援助と就労継続支援サービスを利用する傾向にあることが要因ではないかと推測されます。

次に、2点目でございます。「食」の自立支援事業費の追加補正に係る利用者の増加につきましては、その増加の理由といたしましては、65歳以上の高齢者の単身世帯や高齢者夫婦

のみの世帯数の合計が令和5年4月1日時点では8,140世帯と前年4月1日時点に比べまして216世帯増えておりまして、当事業の対象者が増加していることが要因ではないかと推測いたしております。

続いて、最後の3点目でございます。障がい児通所支援事業費の追加補正に係る利用者の増加でございますが、増加の理由といたしましては、サービス利用の前提でございます発達障がいなど、医師の診断を受けている児童、子供が増えていること、障がい児福祉サービスの内容が理解され浸透されてきていることが考えられます。また、スポーツや言語に特化した療育支援内容など、新規事業所が増え、専門的な療育を受けさせたいと考えている保護者が増えてきているのが要因ではないかと推測いたします。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

説明ありがとうございました。

今回の増加は、4月から9月の半年の増加ということですね。今後、来年3月までの半年間も増加が見込まれるのか。この増加については、今説明がありましたけれども、コロナ後の障がい者、発達障がい者、あるいは独り暮らしや高齢者のみの世帯の経済や生活変化の表れ、そういう点はないでしょうか。

○福祉課長（内田 猛君）

先ほどの御質問でございますが、やはり今後も増加の傾向にあるかというふうに考えておるところでございます。したがって、そういったところも含めまして、不足見込額を計上し、補正をお願いしているというところでございます。

以上でございます。

○10番（新谷信次郎君）

このような増加というのは、ここ四、五年の間でこれまでであったのかということと、そして、もしそれがここ数年内の中で大きな増加ということであるならば、例えば、基本的な算定基準の見直しなり、あるいは関係部署との連携、そういうのが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉課長（内田 猛君）

そういったことを含めまして、そういった状況を今後研究、検討いたしまして、関係部署等に働きかけを行っていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（近藤末治君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第64号 令和5年度柳川市一般会計補正予算（第4号）については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより本案について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第65号 令和5年度柳川市一般会計補正予算（第5号）については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第66号 令和5年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第67号 行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第68号 柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第69号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について及び議案第70号 柳川市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての以上4議案を一括議題といたします。

4議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

○13番（佐々木創主君）

議案第69号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について質問させていただきます。

今回の改正で、市の職員の皆さん、そして、我々議員、市の三役の給与及び期末手当の引上げということですが、この根拠となっておるのが人事院勧告による国家公務員の

給与改定ということでございますが、人事院勧告が民間企業を調査されて、公務員との給与較差、それを是正する目的ということでございます。それで、この人事院勧告が調査する対象の民間企業の規模を教えてください。

それと、この条例案の第3条から第6条、議員と市長、副市長、教育長、この引上げになるわけでありましたが、この引上げ額を教えてください。

○人事秘書課長（江口英範君）

人事院勧告の対象となる民間企業の規模についてお答えいたします。

人事院勧告における官民給与の比較対象となる民間企業の規模については、企業規模、事業所規模で常勤の従業員が50人以上となっております。

次に、議員及び特別職の引上げ額、1人当たりと総額を申し上げます。

まず、議員の期末手当の引上げ額について、1人当たりの引上げ額は約45千円で、19人分の総額は約857千円です。

市長等三役の期末手当の引上げ額については、1人当たりの引上げ額は約88千円で、総額は約265千円でございます。

以上です。（発言する者あり）

議長については引上げ額が52千円、それと、副議長については46千円でございます。

○13番（佐々木創主君）

それで、先ほど即決した補正予算にもありますように、物価高騰が非常に顕著で、非課税世帯、そういう方々にそういう費用を給付して対策を講じるということで、非常に物価高騰で給与がなかなか引き上がらないという状況の中で、国会議員の期末手当も引上げになると。これはやはり我々が税金からもらうわけで、これをいただくわけにいかないということで、これを国庫に返納するという動きがあるわけでございますが、そもそも議員たるものは寄付行為は禁止されております。国庫に返納、これも禁止されておりますが、しかしながら、それでもマスコミ等でそういう報道がなされております。ということは、何らかの根拠があると思われまので、国会議員が期末手当の増額分を国庫に返納するとか公益法人に寄付をするという報道がなされております。その根拠なるものを教えてください。

それで、我々地方議員も増額分が先ほどの説明であるように、じゃ、我々地方議員がそういう国会議員同様、市の財政に返納するなり公益法人に寄付するなり、それが可能なのか、可能となる法律があるのか、その辺をお願いします。

○選挙管理委員会事務局長（新開文隆君）

佐々木議員の御質問にお答えいたします。

先ほど国会議員はどうなるのかということでございますけれども、今回の件に関しましては、内閣総理大臣や閣僚などが増額分を国庫に返納するというところで、国会議員も併せて返納する動きが報道されておるところでございます。

まず、国家公務員の特別職の給与につきましては、特別職の職員の給与に関する法律において定められておまして、その中に、附則の3に「当分の間、内閣総理大臣、国务大臣、内閣官房副長官、常勤の内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官又は常勤の大臣補佐官がこの法律の規定に基づいて支給された給与の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第199条の2の規定は、適用しない。」というふうにされておりますので、内閣総理大臣や閣僚が国庫に返納することは問題ないというふうに考えております。

一方、先ほど議員から御質問がありましたとおり、マスコミ報道等によりますと、国会議員も一度政党に増額分を集め、寄付するのではないかというふうに報道されているところでございます。ですが、先ほど申し上げましたとおり、公職選挙法第199条の2には「公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。）は、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域。以下この条において同じ。）内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。」とあり、政治家の後援団体が行う寄付も政治家同様、寄付は禁止されております。

確かに過去に参議院議員の歳費及び期末手当を国庫に返納することを可能とするため、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律を制定し、令和元年8月1日から令和4年7月31日までの3年間において参議院議員のみ国庫に返納しても公職選挙法に抵触しないという取扱いを行いました。これは参議院議員の定数の増加に伴い、参議院全体の経費が増大することがないように、その節減について必要かつ十分な検討を行うこととの付議決議が行われ、参議院に係る経費の節減が課題となっていたため取られた特別な事情背景によるものです。

しかし、現時点においては国会議員の歳費を返納、寄付することは公職選挙法に抵触するおそれがあるというふうに判断しております。このため、現在報道されております国会議員の期末手当増額分の寄付については、どのような方法で行われるか注視をしたいというふうに思っておりますが、選挙管理委員会では現時点においては新たに返納を可能にする法を制定しない限り、難しいのではないかというふうに考えているところでございます。

また、地方議員の返納、寄付についても、支給された給与のうち一部を返上したり、具体的に生ずる給与請求権の一部をあらかじめ放棄することは公職選挙法第199条の2、公職の候補者等の寄附の禁止に抵触するのではないかというふうに判断しておるところでございます。

以上です。

○13番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

それで、選管としての今見解ですけれども、この件に関して、県の選管なり総務省、中央選管のほうにその辺のところの問合せはしていただいたんでしょうか。

それと、今回のこういう関連した動き、我々地方議員、そして、市長及び三役の引上げになるわけで、先ほどの答弁によると、我々地方議員は返納なり寄付はできないということがあります。ただ、世間の風潮ですね、我々政治家を見る社会の目、厳しいものがありますけれども、市長はこの件に関してどう思われるのか、見解をお願いします。

○市長（金子健次君）

三役、特別職の給与のことについての期末手当の増額については、今日まで私が在職中には給与の改定、額の改定はしてきませんでした。ただし、国の制度の改正に伴いましては、その分の差額の支給は受けております。

今、担当の課長が申しましたように、法律の中である程度しない限りは支給になるということでございますので、私のほうは支給されたものを返納するという考え方はございません。

以上です。（「中央選管に聞いたのかという答弁はしていない」と呼ぶ者あり）

○選挙管理委員会事務局長（新開文隆君）

県のほうにはお尋ねをしておりますけれども、実務書等に返納することに対しては公職選挙法に抵触するおそれがあるというふうになっておりますので、そういう回答をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（近藤末治君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第67号 行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第68号 柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第69号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第70号 柳川市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第71号 市道路線の認定、変更及び廃止についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第71号 市道路線の認定、変更及び廃止については、建設経済常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第72号から議案第90号までの柳川市農業委員会委員の任命についての19議案を一括議題といたします。

19議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。19議案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、採決いたします。

初めに、議案第72号 柳川市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり山田善治氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり山田善治氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに決定いたしました。

次に、議案第73号 柳川市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり藤吉利広氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり藤吉利広氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに決定いたしました。

次に、議案第74号 柳川市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり亀崎忠治氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり亀崎忠治氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに決定いたしました。

次に、議案第75号 柳川市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり亀崎壽満氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり亀崎壽満氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに決定いたしました。

次に、議案第76号 柳川市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり梅崎直祝氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり梅崎直祝氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに決定いたしました。

次に、議案第77号 柳川市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり梶島一晴氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり梶島一晴氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに決定いたしました。

次に、議案第78号 柳川市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり古賀宏義氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方の

起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり古賀宏義氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに決定いたしました。

次に、議案第79号 柳川市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり野口秀一氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり野口秀一氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに決定いたしました。

次に、議案第80号 柳川市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり三小田由勝氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり三小田由勝氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに決定いたしました。

次に、議案第81号 柳川市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり藤木邦彦氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり藤木邦彦氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに決定いたしました。

次に、議案第82号 柳川市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり田中満義氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり田中満義氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに決定いたしました。

次に、議案第83号 柳川市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり松藤稔氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり松藤稔氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに決定いたしました。

次に、議案第84号 柳川市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり浦幸之助氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり浦幸之助氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに決定いたしました。

次に、議案第85号 柳川市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり松藤道大氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり松藤道大氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに決定いたしました。

次に、議案第86号 柳川市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり島添茂樹氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり島添茂樹氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに決定いたしました。

次に、議案第87号 柳川市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり原壽利氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり原壽利氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに決定いたしました。

次に、議案第88号 柳川市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり園田清美氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり園田清美氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに決定いたしました。

次に、議案第89号 柳川市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり阿志賀一喜氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり阿志賀一喜氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに決定いたしました。

次に、議案第90号 柳川市農業委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり小柳浩子氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり小柳浩子氏の柳川市農業委員会委員の任命に同意することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時37分 散会

令和5年12月5日（火曜日）

柳川市議会第5回定例会会議録

令和5年12月5日柳川市議会議場に第5回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	菊次太丸	2番	椀島正吾
3番	甲木健太郎	4番	三小田保弘
5番	田中康德	6番	橋本憲之
7番	佐藤勝広	8番	今村智子
9番	浦川和久	10番	新谷信次郎
11番	江口義明	12番	荒巻英樹
13番	佐々木創主	14番	荒木憲
15番	高田千壽輝	16番	矢ヶ部広巳
17番	緒方寿光	18番	樽見哲也
19番	近藤末治		

2. 欠席議員

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	中	村	智	弘
教	育	橋	本	秀	博
総	務	平	田	敬	介
会	計	田	島	雅	彦
市	民	松	藤	満	也
保	健	池	末	勇	人
建	設	中	村	正	光
産	業	松	永		久
教	育	武	田	真	治
消	防	松	藤	敏	彦
人	事	江	口	英	範
総	務	新	開	文	隆
企	画	古	賀	順	一 郎
財	政	田	中	勝	裕
健	康	横	山	久	美
福	祉	内	田		猛
学	校	古	賀		洋
生	涯	野	田		学
建	設	古	賀	洋	二 郎
農	政	木	原	隆	文
水	路	梅	崎	秋	敬
市	民	成	清	和	政
生	活	野	口	貴	光
子	育	小	池	由	希
都	市	目	野	隆	広
企	業	金	子	幸	喜
観	光	山	田	秀	太
学	校	藤	吉	康	裕
学	校	野	中	裕	二
古	文	江	島		香
消	防	武	田	和	時

4. 本議会に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 高 田 啓 介
 議会事務局次長兼議事係長 徳 永 喜 美 香
 議会事務局次長補佐兼庶務係長 森 康 貴

5. 議事日程

日程（1） 一般質問について

順位	質 問 者	質 問 事 項
1	9 番 浦 川 和 久	1. 学校再編 2. 民地から越境している危険な樹木等について 3. 沖端水天宮周辺整備事業
2	17 番 緒 方 寿 光	1. 市長の四期目所信表明（2021年6月7日）に対する取組みと成果は 2. 市民体育館に「空調設備」の導入を 3. 市長の「西九州新幹線新ルート（未整備区間）」に対する考え方は
3	10 番 新 谷 信次郎	1. 市内小中学校「いじめ」問題について 2. 市内小中「不登校」問題について 3. 教員の研修について
4	1 番 菊 次 太 丸	1. 本市独自の庭園文化の保存活用について 2. 地域猫活動に対する今後の支援 3. 柳川市火災見舞金等支給要綱の変更について
5	5 番 田 中 康 徳	1. 小中学校における働き方改革について 2. 子育て支援
6	8 番 今 村 智 子	1. 「おくやみコーナー」の設置について 2. 外国人の子どもの教育について

午前10時 開議

○議長（近藤末治君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

○議長（近藤末治君）

日程 1. 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

一般質問は市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言は全て簡潔明瞭にされるようお願いしておきます。また、執行部も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第 1 順位、9 番浦川和久議員の発言を許します。

○ 9 番（浦川和久君）（登壇）

おはようございます。9 番浦川和久でございます。ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今日から一般質問が始まりますが、トップバッターを飾らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

近頃はめっきり寒くなってきましたが、それに伴ってインフルエンザが流行して、学級閉鎖も出ています。隣国の中国では子供を中心に謎の肺炎が大流行しているそうで、マイコプラズマ肺炎ではないかとも言われていますし、抗生物質が効かないとも言われています。日本ではテレビのニュースにもなっていませんが、SNSには大混雑した中国の病院の映像などもアップされています。正確な情報が入ってこない国ですので、状況も分かりにくいのですが、日本国内に入ってこないことを願うばかりです。

今回の一般質問のテーマは 3 点でございます。1 点目が学校再編について、2 点目が民地から越境している危険な樹木等について、3 点目が沖端水天宮周辺整備事業についてです。

それでは早速、1 点目の学校再編から入っていきたいと思います。

令和 4 年 9 月に柳川市立小中学校再編計画が策定されました。その再編計画の中で、柳河小学校、城内小学校、東宮永小学校が統合した（仮称）柳城小学校、それと、矢留小学校、両開小学校が統合した（仮称）柳南小学校の再編計画が、現在の計画によっても適正規模にならない場合には令和 7 年度をめどに必要に応じて計画の見直しを検討するとなりました。つまり（仮称）柳城小学校と（仮称）柳南小学校の再編計画は一旦白紙となったわけです。

私の地元は矢留校区ですが、地元では矢留小学校と両開小学校が統合して柳南小学校になるものと、ほとんどの方が思っておられます。一旦白紙ですよと話すのが驚かれますが、この（仮称）柳城小学校、（仮称）柳南小学校の再編は令和 7 年度をめどにとなっていますので、現時点でこのようになりますとは答弁できないと思いますが、再編の選択としてどのような可能性があるのか、さらに、学校位置や跡地活用も含めて質問を進めていきたいと思っております。

それでは、最初の質問として、（仮称）柳城小学校、（仮称）柳南小学校については令和 7 年度をめどに計画の見直しの検討をするとの方針が出されましたが、その理由についてお聞かせください。

以後の質問については自席にて行いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

します。

○学校再編推進室長（藤吉康裕君）

浦川議員の質問にお答えいたします。

柳川市立小中学校再編計画におきまして、先ほど議員がおっしゃいました（仮称）柳城小学校及び（仮称）柳南小学校につきましては、今後の児童数の推計を見極めながら、現在の計画によっても適正規模とならない見込みとなった場合等には、3年後の令和7年度をめぐりに必要に応じて計画の見直しを検討することとしております。

その理由につきましては、住民基本台帳人口における（仮称）柳南小学校校区の未就学児の年度ごとの人数におきまして、学校再編により目指しております1学年2学級から3学級の適正規模とならない学年が発生する可能性がございました。そのため、旧柳川市の小学校再編に係ります（仮称）柳城小学校と（仮称）柳南小学校につきましては、今後の児童数の推計を見極める必要がございまして、適正規模となるよう今後の状況の変化に対応するためでございます。

以上でございます。

○9番（浦川和久君）

ありがとうございます。

それで、学校再編の適正規模である1学年2学級から3学級と、これが矢留小学校、両開小学校の2校の再編だけでは適正規模にならない可能性があるのも、計画の見直しを検討するとの答弁でしたが、この部分は私も十分に理解できるところであります。少子化が一番の問題だと思いますが、それで、厚生労働省の人口動態統計によると、2022年の出生数は7年連続で減少、過去最少だった2021年を4万875人下回る77万747人となり、初めて80万人台を割り込んでいます。また、2022年の合計特殊出生率は過去最低の1.26で、前年の1.30よりも0.4ポイント低下しています。

このように、全国的に見ても少子化が継続していますが、柳川市はどうか。柳川市の未就学児における年齢別の人数を教えてください。

○学校再編推進室長（藤吉康裕君）

浦川議員の御質問にお答えいたします。

令和5年10月1日現在の柳川市内19小学校の小学校1年生の児童数は500人となっております。また、令和5年11月27日現在、住民基本台帳人口によります来年度小学1年生になる6歳児から1歳児までの年度ごとの人数につきましては、6歳児444人、5歳児460人、4歳児414人、3歳児418人、2歳児353人、1歳児344人となっております。現在の小学1年生の児童数と1歳児の児童数を比較いたしますと、156人の減少、減少率は31.2%でございます。

以上でございます。

○9番（浦川和久君）

ありがとうございます。

小学校1年生の児童数も含めて答えていただきましたが、今の小学1年生が500人、それから、6歳児が444人、5歳児が460人となっていますが、それが2歳児になると353人、1歳児が344人と300人台まで減少しています。また、小学校1年生の児童数と1歳児の人数を比較すると、156人の減少で、減少率が31.2%と驚くべき数字になっています。2歳児、1歳児とも市内全体で350人ぐらいでしたら、極端な話、小学校は市内に3校でいいのではないかと思うところもありますが、何とか300人台で踏みとどまるよう、市の重要課題として、さらに力を入れた少子化対策の取組というのも必要だと思います。

それでは、未就学児の人数について区域を限定してお尋ねします。

柳河小学校、城内小学校、東宮永小学校を統合した柳城校区、それと、矢留小学校、両開小学校を統合した柳南校区について年齢別の人数を教えてください。

○学校再編推進室長（藤吉康裕君）

浦川議員の御質問にお答えいたします。

令和5年10月1日現在、柳城校区でございます柳河小学校、城内小学校、東宮永小学校を合計した小学1年生の児童数は95人となっております。先ほどと同様に、来年度小学1年生になります6歳児から1歳児までの年度ごとの人数につきましては、6歳児83人、5歳児85人、4歳児73人、3歳児76人、2歳児48人、1歳児58人となっております。現在の小学1年生の児童数と1歳児の人数を比較いたしますと、37人の減少、減少率は38.9%でございます。

また、柳南校区でございます矢留小学校、両開小学校を合計した小学1年生の児童数は39人となっており、6歳児44人、5歳児38人、4歳児31人、3歳児37人、2歳児34人、1歳児25人となっております。現在の小学1年生の児童数と1歳児の人数を比較いたしますと、14人の減少、減少率は35.9%となっております。

以上です。

○9番（浦川和久君）

詳しくデータを出していただき、ありがとうございます。

矢留小学校、両開小学校を統合した柳南校区ですが、5歳児から2歳児までは30人台で、1歳児に至っては25人と。これは適正規模の2学級から3学級には全く及ばず、矢留小学校と両開小学校の統合だけでは再編の効果は見いだせないことはこの時点で明らかかなと思うところです。

それでは、次の質問に移ります。

例えば、矢留小学校と両開小学校が統合した（仮称）柳南小学校が適正規模と至らない場合、再編のやり方としては幾通りか考えられると思います。1つ目が義務教育学校として柳南学校とするのか、2つ目が柳城校区、柳南校区の5小学校を全て統合するのか、また、3つ目が柳城校区、柳南校区の5小学校の中で統合の組合せを変えるのか、いろいろ考えられ

と思いますが、現段階で考えられる方向性があれば答弁をお願いいたします。

○学校再編推進室長（藤吉康裕君）

浦川議員の御質問にお答えいたします。

柳川市立小・中学校の再編における基本的な考え方につきましては、小学校の通学区域につきましては、現行の小学校区を分割せず、現小学校区単位で旧市町の区域をまたがない組合せにより再編後の小学校を検討することとしております。

また、小学校は、多様な人間関係の中で豊かな教育活動を推進していくために全学年でクラス替えが可能となり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置することができる通常学級で1学年2学級から3学級、全学年で12学級から18学級を目指すこととしております。

したがいまして、柳城校区、柳南校区の小学校につきましては、今後の児童数の推計を見極めながら、現在の計画によっても適正規模とならない見込みとなった場合には、現段階におきましては、先ほど申し上げました柳川市立小・中学校の再編における基本的な考え方に基づきまして、計画の見直しを検討していくことになると考えております。

以上です。

○9番（浦川和久君）

ありがとうございます。

学校再編の基本的な考え方を述べていただきましたが、小学校に関しては、通常学級で1学年2から3学級、全学年で12から18学級を目指すということですので、その前の質問で、柳城校区と柳南校区の未就学児の人数を答えていただきましたが、それを基に、柳城校区と柳南校区を合わせた5小学校の児童数を合計した人数を出してみると、2歳児が82人、1歳児が83人となりますので、この5小学校を統合しても適正規模を確保するのがぎりぎりの状況かなというのが分かると思います。

それで、続いての質問です。（仮称）柳城小学校、（仮称）柳南小学校の計画の見直しに関しては、学校の位置を含めて見直しをされるのか、また、柳城中学校と柳南中学校の統合中学校の学校位置は現在の柳城中学校となっていますが、小学校の学校位置が見直しとなった場合は中学校の学校位置に影響があると考えられますが、そのところはどうか、お尋ねします。

○学校再編推進室長（藤吉康裕君）

浦川議員の御質問にお答えいたします。

（仮称）柳城小学校、（仮称）柳南小学校について計画の見直しを検討しなければならない場合につきましては、見直しに伴いまして、新しく再編する学校の児童数や通学区域が現在の計画から変更になりますので、当然、学校の位置を含めて検討することになると考えております。

また、学校規模が大きくなる場合につきましては、教室等の学校施設や学校敷地の広さ等も必要になることが考えられますので、再編する中学校の学校位置も含めたところで検討することになると考えております。

以上です。

○9番（浦川和久君）

学校規模が大きくなった場合、学校施設や学校敷地の広さも必要となるので、中学校を含めたところで検討する必要があるとの答弁でしたが、そこで、柳城校区、柳南校区の区域全体を俯瞰して見た場合、ほぼ中央部に位置するのは、現在の柳南中学校と現在の東宮永小学校です。そこで、通学距離などの公平性を考えた場合、柳城中学校と柳南中学校の統合学校の位置は柳南中学校が適切ではないかなと考えます。特に、柳南中学校に関しては、校地面積、いわゆる学校敷地が市内中学校の中で最も広く、中学生が部活動をやるには最適であり、また、武道場を備えています。校舎も平成3年に建設されたもので、古くはないと。このような理由から、統合中学校としては、柳城中学校よりも現在の柳南中学校が最適ではないかなと思うところです。

以上のことについて、現時点で何かコメントがあればお願いいたします。

○学校再編推進室長（藤吉康裕君）

浦川議員の御質問にお答えいたします。

繰り返しになりますけれども、（仮称）柳城小学校、（仮称）柳南小学校について計画の見直しを検討しなければならない場合の学校の位置につきましては、再編する中学校の学校の位置も含めたところで検討することになると思います。その場合には本市の財政状況等を考慮し、できるだけ既存施設、敷地を有効活用し、通学距離だけではなく、学校敷地の広さや教室等の学校施設の状況、通学における安全性等を総合的に判断いたしまして、再編する小学校及び中学校の学校の位置を検討することになると考えております。

以上です。

○9番（浦川和久君）

答弁では、学校の敷地の広さとか、また、通学における安全性などを総合的に判断してとありましたが、そのような点でも今の柳南中学校は適していると思います。

次の質問に移ります。

全く仮定の話になりますが、柳城校区、柳南校区の統合中学校の位置が現在の柳南中学校となれば、今の柳城中学校が空いて、跡地活用となります。学校の跡地活用となれば、その地域性を考慮してとなると思われますが、柳城中学校の跡地となれば柳川城の跡地であり、文化的な価値が相当高いと考えられます。

これはあくまでも私の個人的な考えですが、隅町にある柳川古文書館を柳城中学校跡地に移設となれば相当な効果があるのではと思いますが、柳川古文書館の概要について教えてく

ださい。

○古文書館館長（江島 香君）

浦川議員の御質問にお答えいたします。

柳川古文書館の概要についてでございますが、古文書館は小郡市にあります福岡県立九州歴史資料館の分館の一つでございます。設置の主体は福岡県で、福岡県、福岡県教育委員会の委託を受けて、柳川市が指定管理者として管理しています。昭和60年10月に開館し、今年で開館から38年が経過しています。主に古文書を収蔵しており、利用の方法としましては、展示室の観覧、古文書の閲覧などとなります。

入館者は平成30年度の5,492人から、新型コロナウイルスの影響を受けまして、令和元年度5,322人、令和2年度2,252人、令和3年度2,002人、令和4年度3,753人となっております。

なお、令和5年度は4月から10月までで2,955人となっております、コロナ禍以前の水準に戻ってきています。

以上でございます。

○9番（浦川和久君）

ありがとうございます。

県立九州歴史資料館の分館で、設置の主体は福岡県、柳川市が指定管理者として管理していると。それで、開館から38年が経過しているということです。それで、コロナ前でおおむね5,500人近くの入館者があったということなんですけど、私も今年は古文書館に野田演吉写真展を見に行きました。ただ、今の古文書館は道路も狭くて、立地があまりよくないなというように個人的には前から感じていたところです。

それで、九州歴史資料館について、立花家史料館に収蔵していた立花家ゆかりの美術工芸品が九州歴史資料館に移管されていますが、この件について少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○古文書館館長（江島 香君）

浦川議員の御質問にお答えいたします。

立花家史料館は公益財団法人立花財団によって運営されています。旧柳河藩主立花家に伝わった道具類など、国指定重要文化財を含む約5,000点を管理、公開しています。これらについては、明治・大正期に建てられた収蔵庫で保管されていましたが、セキュリティーの問題、耐火設備ではないこと、老朽化や地盤沈下による建物の劣化などによって環境が年々悪くなっており、新たな保管場所を確保する必要が生じたものです。

柳川の歴史を物語る貴重な品物の数々を市内で受け入れることができればよかったですけれども、柳川古文書館をはじめとして、立花家史料館の収蔵品を安全に収蔵できる施設がありませんでした。そのため九州歴史資料館に令和4年11月に移管したものです。

以上でございます。

○9番（浦川和久君）

分かりやすく説明いただき、ありがとうございます。

国指定文化財もあるということですが、こうした品々は柳川にあってこそ、その価値も高まるものと思います。それで、もしもの仮定の話になりますが、柳川古文書館が隅町から柳城中学校跡地に建て替えとなり、現在、九州歴史資料館に移管されている立花家ゆかりの美術工芸品が柳川に戻ってくるとなるならば、立花宗茂公の生涯とも重なり、運命的なものが感じられ、実にわくわくするようなすばらしいことだと思いますが、よろしければ市長のコメントをお願いできますでしょうか。

○市長（金子健次君）

浦川議員の質問にお答えをさせていただきます。

立花家史料館の収蔵品は柳川の宝であります。柳川にあってこそ、その価値がさらに高まるものというふうに思っています。一方で、柳川古文書も立花家に関わる古文書をはじめとして、地域の歴史を物語る貴重な史料を保管していますが、収蔵庫もほぼいっぱいとなっているなど、九州歴史資料館で保管している立花家ゆかりの品々の受入先が現状市内ではないような状況であります。こうした課題を踏まえて、柳川古文書館につきましても、設置主体であります福岡県に対して、収蔵スペースを含む施設の拡充を要望していきたいと考えております。

また、議員御提案の学校跡地の活用につきましても、学校の統廃合の進捗を見ながら、長期的な視野に立って慎重に調査研究を進めてまいりたいと考えています。

浦川議員のいろんな形の考え方については、若干私も賛成する部分がありますけれども、いろんな今後の統廃合、再編についても同時に考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○9番（浦川和久君）

ありがとうございます。実現するにはいろいろと条件とか課題とかをクリアする必要がありますが、全く可能性がゼロという話ではないと思いますので、金子市長におかれましては、何か足がかりをつけていただくようお願いいたします。

それでは、次の質問のテーマに移っていききたいと思います。

次が民地から道路へ越境している危険な樹木等についてということで、令和5年4月1日、民法第233条が改正され施行されました。それで、最初に、質問を進めていく前にお断りをしておきますが、質問では樹木という表現を使いますが、実際の民法第233条の条文では竹木となっています。ただ、竹木はふだんあまり使いませんので、私の質問の中では樹木に置き換えて使わせてもらいますので、よろしく願いいたします。

それで、これまで隣地から樹木等ですね、草木、枝木など、境界を越えて自分の敷地まで伸びてきてしまっている場合に、樹木を除去するには、隣地の所有者に依頼して除去しても

らうか、訴えを提起し、判決を得て強制執行の手続を取るしか手段はありませんでした。これが民法の改正により、次のように変わりました。改正後ですが、1、所有者に樹木を除去するよう催告したにもかかわらず、樹木の所有者が相当の期間内に除去しないとき、2、樹木の所有者を知ることができず、また、所在を知ることができないとき、3、急迫の事情があるとき、以上の3つのいずれかに該当する場合は、越境された土地の所有者が越境している樹木を自ら除去できるとする規定が追加されました。

それで、民地と民地の場合はこのような解釈で問題ないのでしょうか、そのところを教えてください。

○建設課長（古賀洋二郎君）

浦川議員の御質問にお答えいたします。

令和5年4月1日に改正施行されました民法第233条の解釈につきましては、浦川議員の御質問のとおりであると思われます。

以上です。

○9番（浦川和久君）

例えば、隣地の所有者にこちら側にはみ出ている枝を切ってくれと催告して、催告とは相手に対して一定の行為を要求することを言いますが、それで、どれぐらい待てばいいのかというところですが、法務省とか自治体のホームページなどで私が調べたところでは、2週間程度待って相手が何もしなければ、こちらで越境した樹木を除去してもいいとなっています。

先ほどの質問は民地と民地に関しての解釈でしたが、それでは、越境した樹木が個人の私有地から道路にはみ出している場合は民法第233条の適用はどのようなのでしょうか、そのところを教えてください。

○建設課長（古賀洋二郎君）

浦川議員の御質問にお答えいたします。

樹木が私有地から道路へ越境した場合について、民法第233条の適用はどのようなのかの御質問ですが、私有地から道路に越境した樹木の場合におきましても、民法第233条は適用され、除去が可能になります。

以上です。

○9番（浦川和久君）

それでは、私有地から道路に越境した樹木や草が原因で見通しが悪くなり、交通事故が発生した場合、土地の所有者の賠償責任は問われるのでしょうか、教えてください。

○建設課長（古賀洋二郎君）

浦川議員の御質問にお答えいたします。

私有地から道路に越境した樹木や草が原因で見通しが悪くなり、交通事故が発生した場合は、個別の事情や状況により土地所有者にも賠償責任が問われる可能性があります。

本市では、これまでも土地所有者の方に枝の除去などを依頼する場合は、道路の危険性が高いことや越境した樹木や草が原因で発生した事故については賠償責任が問われる場合があることを説明して、除去の依頼を行ってきております。

以上です。

○9番（浦川和久君）

賠償責任が問われる場合があるということですので、今回の民法の改正も含めて、賠償責任の問題なども、そのところは市民への啓発、周知を適宜継続性を持ってお願いしたいと思います。

それで、これは実際にあったケースですが、私が相談を受けたケースなんですけど、道路幅の狭い通学路で、私有地から草や木が相当道路に越境して見通しが悪くなり、町内で除去作業をするからといっても、勝手に切るのは駄目だと頑として拒否された事例がありました。このように交通の障害となる樹木の所有者がかたくなに除去を拒んだ場合には、民法第233条が改正になったことで、どのような解決策が考えられるのでしょうか、お願いします。

○建設課長（古賀洋二郎君）

浦川議員の御質問にお答えいたします。

交通の障害となる樹木等の所有者がかたくなに除去を拒んだ場合、どのような解決策が考えられるのかとの御質問ですが、民法第233条の改正前は、樹木等の所有者が除去を拒んだ場合、裁判所へ訴えを提起し、判決を得て強制執行により樹木等を除去しなければなりません。民法改正後は、交通の障害となっている樹木等の所有者へ除去するよう催告を行い、除去を拒んだ場合は、緊急性、必要性を考慮して道路管理者が樹木等を除去することが可能となりました。ただし、私有地の樹木については、あくまで土地所有者による管理が原則でございます。

現在、柳川市では高齢者の世帯や空き家などが増えており、敷地内の樹木の管理が困難になった結果、道路に越境した樹木がございます。そのため、市では市報やホームページで道路に越境した樹木を除去していただくよう啓発を行ってまいりました。

今後の対応といたしましては、従来どおり、まずは民地にある樹木等は土地所有者が管理するという原則の下、道路に越境した樹木等については土地所有者に対して除去を求め、事故の危険性が高い場合については、現地状況を総合的に判断して、民法第233条の活用も含めた解決を図りたいと考えております。

以上です。

○9番（浦川和久君）

どうもありがとうございます。

道路に越境した危険な樹木がカーブミラーを塞いで全く見えないなど、民法第233条の急迫の事情があるときに該当する場合はスピード感を持って措置をお願いいたします。また、

啓発のほうも継続してよろしくお願ひしたいと思います。

それから、今回は質問しませんでしたでしたが、例えば、越境した樹木を除去した場合のかかった費用は請求できるのか、樹木を切るのに勝手に隣地に入っているのか、隣地の所有者が分からないときはどうやって調べた方がいいのか、このような質問もありますので、一度整理をお願いしたいと思います。自治体によっては、こうした質問をQ&A方式で掲載しているところもありますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

次は沖端水天宮周辺整備事業について、昨年から工事が続いています、整備の進捗状況と今後の工事予定について教えてください。

○建設部長（中村正光君）

私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

沖端水天宮周辺整備につきましては、令和4年度に道路側の陥没や亀裂、そして、敷石のずれの原因となっていた石積み護岸の基礎部分改修のため、護岸の根固め工事を実施しております。またあわせて、二丁井樋前の木柵による護岸が腐食をしておりましたため、石積みによる改修工事を実施しております。

令和5年度は電線の地中化工事と下水道工事を実施しておりますが、両工事とも地中埋設工事となることから、既存埋設物等の現場確認のために10月から試掘調査を実施しております。また、11月からは電線の地中化工事に先行しまして下水道の本工事に着手しており、令和6年1月からは電線の地中化工事に着手予定としております。

今後の工事予定としましては、令和6年度は引き続き電線の地中化工事や照明工事を実施し、令和7年度に道路舗装などを含む道路修景整備を実施しまして、沖端水天宮周辺の全体的な整備を完了する予定としております。

以上です。

○9番（浦川和久君）

ありがとうございます。

昨年在護岸の整備を行ったと。今年11月から下水道工事、来年1月からは電線地中化工事と、そして、令和7年度に道路舗装を行って、整備完了ということで答弁いただきましたが、それで、私自身よく聞かれることがあります。柳の木はどげんなると。柳の木はどうなるんでしょうか、お願ひします。

○都市計画課長（目野隆広君）

浦川議員の御質問にお答えいたします。

柳の木は新規に植栽いたしますが、現在実施しております電線地中化工事と下水道工事の進捗で支障にならない状況となりましたら、最終年度を待たず、令和6年度のできるだけ早い時期に実施できるよう進めてまいりたいと考えております。

また、植栽する柳の大きさにつきましては、令和2年度から4年度にかけては、藤吉小学校、古文書館付近から北側等の掘割沿いの柳並木整備を行った際に植栽しております柳と同等以上の大きさで、具体的には高さ5メートルと、ある程度大きく、見劣りしない大きさのものを植栽予定としております。

以上です。

○9番（浦川和久君）

ありがとうございます。令和6年度の早い時期に5メートルほどの柳の木を植栽と。水天宮の一つのシンボルですので、よろしくお願いいたします。

それで、最後の質問になります。

福岡市の屋台の話になりますが、福岡の屋台も一時は消滅の危機もささやかれたりもしましたが、今では観光資源として再生しています。この屋台再生の要因の一つとして、水道や下水道などの屋体専用のインフラ整備が挙げられています。

そこで、沖端水天宮では毎年5月の沖端水天宮祭が一番大きなイベントであります。整備完成後は水天宮祭だけではなく、いろいろなイベント等の開催も想定して、実際には昔、水天宮のところで夏祭りとかも実際あっていましたが、そのようなイベントにも対応できる電気や水道などの整備が必要と考えますが、その点のインフラ整備についての考えをお聞かせください。

○都市計画課長（目野隆広君）

浦川議員の御質問にお答えいたします。

沖端水天宮周辺の取組につきましては、議員御承知のとおり、平成28年度から平成30年度にかけては沖端まちなみワークショップを計15回開催し、地域住民の皆様や商店の皆様などから幅広い意見をいただきながら、地区の将来の在り方について協議、検討を行ってまいりました。

このワークショップでは、水辺の活用や公共空間の活用についても議論を行い、バンコ作りや空間活用の社会実験なども行いながら整備計画に反映させております。

こうした水辺や公共空間の活用につきましては、水天宮祭だけでなく、日常的にゆったりと人々が憩う空間、市民協働でつくり出す地域が誇る公共空間を目指し、地域や沿道店舗等と連携した活用により地域のにぎわいづくりを目指しております。このため、電気等のインフラ整備につきましては、電源施設の設置を本整備に盛り込んでおまして、北側の通りにはコンセントボックス及びコンセントつきの分電盤を計3か所、南側の通りにつきましては同じく計4か所の設置を予定しており、様々な地域イベントの実施に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○9番（浦川和久君）

ありがとうございます。

沖端まちなみワークショップには私も参加していました。水天宮周辺に小型の屋台など、そのときに提案が出ていました。せっかく整備を行うなら、水天宮周辺のイベント開催にも対応できるようにやっていただきたいと思います。答弁では下水道と電気の整備は何いしましたので、ほかには水道の整備もぜひともお願いしたいと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（近藤末治君）

これもちまして浦川和久議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時53分 再開

○議長（近藤末治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、17番緒方寿光議員の発言を許します。

○17番（緒方寿光君）（登壇）

皆さんおはようございます。緒方寿光です。議長より発言許可をいただきましたので、9月議会に引き続きまして一般質問を行います。

質問に入る前に、冒頭に述べます。

11月29日、午後3時前に横田基地所属のオスプレイが鹿児島県屋久島沖で墜落し、乗務員の死亡が確認されております。本市におきましては、佐賀空港へのオスプレイなどの配備後、悪天候時には本市の上空を飛行することが想定される中におきまして、国に対し今回の墜落の原因究明を強く求め、そしてあわせて、柳川市民の安心・安全の担保を早急に取り付けていただきますように、ここに強く求めます。

それでは、質問に入ります。

今回の質問は大きく3点です。

1点目は、金子市長は2021年6月7日に4期目の所信表明をされ、人口減少に負けない持続可能な財政基盤と組織の仕組みづくりに取り組むとされました。そして、行財政改革をさらに推進し、持続可能な財政運営など、ソフト面を重視した行政運営を進めると表明されました。同時に、本市の基幹産業である農業の振興を図るとされ、さらには、大雨による浸水被害を最小限に抑えるため排水機場の能力増強に取り組むと明言されております。

そこで、4期目がスタートされ、そして、3年が経過しようとしている現時点において、これまでの具体的な取組とその成果について市長にお尋ねいたします。

2点目の質問です。市民体育館への空調設備の早期導入について質問いたします。

現下の夏の猛暑により、体育館利用者が毎年のように熱中症などの体調不良を起こしたり、

毎年夏に開催されていた競技大会が秋に開催変更する事態が起こっております。

夏の猛暑に、体育館におけるスポーツでの健康増進のための運動や、そして、催事に影響が起きている中で、早期の空調設備の導入が強く求められております。市長の見解と方針をお尋ねいたします。

3点目の質問は、西九州新幹線ルート of 未整備区間の新ルートの議論が九州の経済界で取上げられております。特に、新南回りルート案、つまりは現在の武雄温泉駅から佐賀空港北側を経由し、西日本鉄道駅を経て、現在の南北に縦断する九州新幹線へつなぐ案、これをぜひ実現してほしいとの声が上がっております。

そこで、新ルート案における市長の見解と方針などをお聞きいたします。

これから先の具体的な質問は自席より一問一答にて行います。議長の取り計らいをお願い申し上げます、壇上からの質問は以上といたします。

○17番（緒方寿光君） 続

まず初めに、市長の4期目の公約でありました政策、人口減少に負けない持続可能な財政基盤と組織の仕組みづくりとして行財政改革を進めると、推進するとうたわれております。

そこで初めに、補助金の見直しについてお聞きします。

各種団体に事務方で調査していただいて、内容をいただいておりますが、補助金の交付額、令和3年度でおよそ210,000千円、令和4年度で213,000千円、そして、令和5年度で予算額で211,000千円の交付とされております。この3年間で補助金の見直しは具体的にどのような行われたのか、その取組と成果をまずお聞きしたいと思っております。

○財政課長（田中勝裕君）

緒方議員の御質問にお答えいたします。

各種団体への補助金等の見直しの全庁的な見直しにつきましては、合併当初の平成17年度から平成18年度にかけて、外部有識者を委員とする補助金等審査委員会により実施をしております。この補助金等審査委員会で補助金支出に関する方針が示されております。その内容は普遍的なものでありますので、現時点においてもその方針に基づいた運用をすることで適切な補助金の執行に努めているところであります。

具体的には、財政課から各課に対し通知している文書において、補助金が市民の貴重な税金で賄われている公金であることを肝に銘じ、事業内容や事業費等について、公益性、必要性、妥当性、効果などの面から詳細に調査、確認を行うことを求めています。

そのための補助決定に当たっての具体的なチェックポイントとして4点を掲げております。1点目、補助金の必要性、例えば、補助金に頼らず自主、自立ができないかといった点、2点目、補助金申請額の妥当性、例えば、不適切な経費がないか、経費の額が過大ではないかなどといった点、3点目、補助金の効果、具体的にどのような効果があるのかといった点、4点目、合理的な理由がない繰越金がないかといった点、こうしたことをチェックしながら

補助金の適正化を進めているところでございます。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

ありがとうございました。

2点だけ、まずは御指摘をさせていただきたいと思います。

例えば、全日本同和会に柳川市は補助金交付をされてありますが、それぞれの2つの支部に毎年2,340千円ですか、支出をされてあります。そして、これまで14年にわたって同額の補助金を交付されてあるわけでございますが、この活動の報告内容を拝見させていただきましたけれども、コロナ禍において、この団体でなかなか行事や会合がやりにくいということで、その予算の金額全般的に燃料費等々に支出をされていたというケースもあるわけでございます。

そこで、この活動報告書を見て精査して、果たしてこの金額で妥当なのかどうかということとは当然のことながら調査をされ、精査され、そして、その補助金の見直しをやるべきだったんじゃないのかなと私は考えておりますが、この件について質問いたします。よろしくお願ひします。

○財政課長（田中勝裕君）

個々の補助金、様々な補助金がございます。それぞれに必要性、また、公益性があると思います。そういったところで、公益性があるといいながらも、費用対効果といった部分も当然考えなければいけませんので、そういったチェックをしっかりとしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

当然チェックはしていただきたいと思いますが、質問の前に各課の課長のほうからいろいろな話を聞かせていただきましたが、今現在、各課の課長に、そういった意味では、補助金の支出の仕方だとか、目的だとか、公益性だとか、そして、これからどうするのかとか、そういう部分については課長にほぼ任せているというような話がありました。そして一方では、平成18年度に補助金の審議委員会があつて、そして、様々な提言がされて、そこでいろいろな指摘があつて改善された点もあるんですけども、平成18年度以降はその審議会の開催もないと聞いておりますし、そういう行財政改革を、具体的に補助金の見直しを行うに当たっての大きな審議会等々が開かれていないと聞きますが、私は当然、審議会等々を開いていただいて、そこの提言をもって、そして、全体、補助金の見直しをどうするのかという内容をもって各課のリーダーに、こういう提言があつているので、こうじゃないかということが今必要ではないかと思ひます。

市長の所信表明にありますように、行財政改革の推進とされてありますが、この点につい

てお聞きしたいと思います。

○財政課長（田中勝裕君）

まず、議員御指摘の平成17年度から平成18年度にかけまして補助金等審査委員会で審議いただいています。議論いただいております。その内容を改めまして申し上げて、御理解を得たいというふうに思います。

まず、その審査委員会におきましては、審査を行うに当たりまして判定のための基準が設けられております。具体的には、公益性についての検証、必要性の判断、補助金を性質別に区分しての審査、妥当性の判断、効果に応じた補助の充実強化の視点、終期を設定することが望ましい場合の終期の設定、救済措置の7点であります。

この審査判定の基準によりまして、個別の補助金について、拡充、継続、縮減、廃止の4つに分別し、補助金の見直し額については、拡充と区分したものについては現行額を維持、継続と区分したものについては一律10%縮減、縮減と区分したものについては一律20%縮減、廃止に区分したものについては補助金を廃止することとされました。その結果、当時、55,080千円の補助金の削減につながっています。

その補助金見直しの提言書におきまして、今後も補助金が適正に交付されるようにということで、次の7点の補助金見直しの指針が示されております。

1点目、精算方式への転換、これは補助対象の実支出額と予算措置額のいずれか低いほうが請求可能であるとする考え方、2点目、成果重視の報告、これは補助対象事業の成果について客観的な根拠を示した実績報告書を求める考え方、3点目、積算基準の明確化、これは予算措置額は客観的で適正な積算基準で算出するという考え方、4点目、研修旅費の要綱作成、これは各補助団体における研修を共通の基準に基づき実施するという考え方、5点目、行政評価の対象としての補助金事業、これは補助金事業についてもPDCAサイクルを構築すべきであるという考え方、6点目、透明性の徹底、これは第三者機関による定期的な点検評価と、その結果を市民へ公表すべきという考え方、7点目、公募型補助金の活用、これは市民による公共活動、協働を積極的に引き出す補助金の活用という考え方、補助金等審査委員会の提言内容は以上であります。

次に、その指針7点の実施状況についてお答えをいたします。

指針1点目の生産方式への転換、2点目の成果重視の報告、3点目の積算基準の明確化については、申請時、実績報告時それぞれにおいて根拠資料の客観的な数字を基に補助金額を積算し、また、公益上の成果が分かるような実績報告の提出を求めるなど、適正な補助金執行に努めております。積算基準についても、各補助金の積算基準に基づいた公平公正な交付事務を行っております。

4点目の研修旅費の要綱作成につきましては、それぞれの補助金事業の内容を把握している所管課の判断に任せており、共通基準の作成はいたしておりません。

5点目の行政評価の対象としての補助金事業、6点目の透明性の徹底につきましては、毎年、柳川市総合計画審議会において、前年度に実施した様々な事業について改善に向けての審議を行っていただいております。補助金の在り方そのものの議論にはなっておりませんが、そこでの議論を基に改善する仕組みをつくっておりますし、情報の公表については、毎年度、決算書及び主要な施策の成果説明書において明らかにしているところであります。

○17番（緒方寿光君）

丁寧な説明ありがとうございます。

先ほど話がありました補助金の終期の設定、そして、団体運営費から事業補助に移行するという、この徹底については誰がいつどのような形で行うんですか。そこがこの補助金の見直しの一番大事なところになってくると思いますが、いかがでしょうか。

○財政課長（田中勝裕君）

さきの審査委員会の提言におきましても、必要なものについては終期を設定すべきだといった考え方が示されております。多くの団体運営費補助金につきましては、現実的に終期の設定は難しいものがかなり多うございます。具体的には区長会に対する補助金であるとか、老人会に対する補助金などなど、継続的に行っていくべき事業、こういったものが大部分を占めております。そういったことで、終期の設定は現時点ではしていないというところでございます。

ただ、終期の設定をすべき部分はあるかと思しますので、その分については精査をし、進めてまいりたいと思います。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

それともう一つは、令和4年度において婦人会への補助金等々、団体に補助金の交付がされているわけですが、事業報告書などが提出されるのが年度末、通常は大体4月、新しい年度になったときまでぐらいにどこの団体も提出されるんですけども、今年の秋に提出されたということでもあります。そして、その提出がないままに、会計決算でも、柳川市の全体の一般財源の会計の決算も認定をされたというところでございますが、私はこのような経過になぜなるのかなと、ちょっと不思議でたまらないわけでございます。

実は柳川市には補助金の支出規則等々、その規則があるわけですが、この規則にのっとってきちんと処理をされれば、こういうことにはならなかったのではないかと思っておりますが、なぜこういうふうなことになったのか、理由と、そして、今後どうされるのか、教えていただけませんか。

○生涯学習課長（野田 学君）

緒方議員の質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、柳川地域婦人会から市への令和4年度事業実績報告書の提出が遅れたことは事実でございます。今後、同様な状況となりませんよう適正な事務処理に努めてまいります。

以上でございます。

○17番（緒方寿光君）

今、担当課長のほうから話がありましたが、私は市長に質問させていただきたいと思いますが、この補助金の見直しについて、第4次の行財政改革の中においても、この補助金団体に支出等々についてはきちっと見直しをして進めなければならないとされていると記憶しておりますが、ここについて、市長、4期目、3年ほど経過されようとしているわけですが、今後どうされる方針でいらっしゃるのでしょうか。ぜひそこを聞かせていただけませんか。

○市長（金子健次君）

緒方議員の質問にお答えをいたします。

住民福祉の増進に努めるに当たっては、最少の経費で最大の効果を上げることは市の責務ではないかと思えます。

緒方議員が質問されている補助金については、住民福祉増進のための一つの手法であり、公益上必要かつ委託事業や直接事業などと比較して、より効果的である場合に客観的な基準に基づいて交付するのが補助金であると、こういう認識に立つことが必要だと私は思っております。

当然、公益上の必要性があったとしても、費用対効果を常に念頭に置きながら執行しなければなりません。補助金が市民の貴重な税金で賄われている公金であることを肝に銘じ、事業内容や事業費等については、公益性、必要性、妥当性、効果などの面から検討し、適切な執行を確保する必要があると認識をいたしております。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

毎年毎年、柳川市は約800人ずつ人口が減少しております。そして、少子高齢化はどんどんスピードが上がっています。そういった中で、この人口減少に対するあらゆる施策に対する補助金だとか、要は定住促進だとか、子育て支援だとか、空き家対策だとか、そういう部分で新しい行政課題がどんどん出てきているわけでございます。

そして、今210,000千円前後の団体への交付金が出されているわけですが、果たして持続可能な補助金をこれから支出することができるのかどうか、やはりそこについては、今の行政課題をしっかりと見据えて、そして、これまで何十年と交付団体に支出されてある補助金についてもやはり一度見直して、これが果たして今後5年、10年必要なのかどうか、そして、終期もきちっと設定して、事業補助をやっていくという方針に切り替えなければ、私

はこの補助金についてはいまだになかなか洗い直しができていないと、先ほども2例だけ申し述べましたけれども、そう感じておりますので、市長に再度この件について具体的にどうされようとするのかをお聞きしたいと思います。

○市長（金子健次君）

決意を述べろということだと思いますけれども、補助金の削減、停止等についてはかなりのエネルギーを持ってやらなければならないと。いろんな熱意を持ってやらなければ非常に難しいことがあったと。ここにおいて、私も三橋町の行政のときからも、ずっと以前、先ほど同和問題について出ましたけれども、そういうことが必ず絶対的なことで必要であるということで、いろんな同和問題の団体とも大分交渉をしてきましたけど、全日本同和会の件ですけれども、そういうことも含めて、今後こういう機会に、特に、私はコロナの4年間、事業の中で、コロナの中で、事業の関係については期成会のいろんな補助金、負担金の削減もやってきました。そのことも見直しのいい機会だなというふうに私は思っておりますので、緒方議員が言われる分についても理解もしておりますので、そういうことで、今後方針としては、それを含めて、いろんなことを予算編成のときに考えていきたいというふうに考えております。

以上でよろしいでしょうか。

○17番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。ぜひ一步踏み込んでいただいて、この補助金の削減というよりも、まずはその性質をしっかりと見直していただいて、そして、改革すべきところはやっぱり改革をしていくというような方針でよろしくお聞きしたいと思っております。

次に、過疎債を質問する予定にしておりますが、ちょっとこれは後ほどに置きまして、次に、農業の振興を図る施策について市長にお聞きしたいと思います。

執行部のほうで令和3年度農業生産額を調べていただいております。5,174,000千円と、そして、令和4年度で農業生産額5,181,000千円という報告をいただいております。そして、新規就農者、これは令和2年度10名、令和3年度8名、令和4年度10名ということであります。このうち、青年就農者、いわゆる最初から新規で取り組んだ方、これが令和2年度6名、令和3年度7名、令和4年度7名ということをお聞きしております。そして、就農者の品目別、これはナスが7名、イチゴ12名、アスパラガス6名、米、麦、大豆3名ということになります。

以上のデータを見る限りにおいて、多少は農業生産額が増えておりますが、露地栽培において新規作物の開発の確立になかなか苦戦しているなどと思います。全体として市長が所信表明で語ってありました農業振興、基幹産業であるこの農業の振興について具体的に取り組んで成果を上げるということを所信表明されてあるわけですが、ここについて、特に新規作物の開発、これは私が記憶しているところでありますと、市長の3期目の公約も新規

作物を研究して、導入して農業振興を図るということにされております。これまで7年が経過したわけですが、ここについて、ぜひ取組とこれからの方針を聞かせていただければと思います。

○農政課長（木原隆文君）

緒方議員の御質問にお答えいたします。

まず、新規作物の開発について少し経過を報告させてもらいたいと思います。

新規作物の開発につきましては、JAや県普及指導センターなどと連携して進めてきております。地元農家に試験栽培をお願いし、平成30年に大納言小豆、令和3年に佐大HO1号、高機能性大豆、それから、令和4年に子実用トウモロコシの試験栽培を行ってきたところであります。

大納言小豆につきましては、穀物商社や市内の小売店での試験販売を行いました。コロナ禍等もあり、価格面で折り合わず、販路に苦慮している状況でございます。

佐大HO1号、高機能性大豆につきましては、オレイン酸を80%程度、オリーブオイルと同等程度を含んでおりまして、抗酸化作用があるとしての需要の高まりを期待していましたが、収量が少なく、収益性に課題が残る状況でした。

今年度から福岡県が新たに開発した大豆、ふくよかまるの作付が始まっております。

また、現在、国内産飼料への転換を見据えて子実用トウモロコシに取り組んでいますが、大豆等と比べて所得が低いという状況でございます。あわせて、作付後の土壌がよくなる改良効果についても調査研究しているところであります。

今後も社会情勢や消費者ニーズを見極め、県やJAと連携しながら、新たな品目の調査研究、試験栽培を実施し、農家の皆さんに情報を発信してまいりたいと考えております。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

現実として、30年前、農業生産額は約100億円あったと思います。そして、平成28年で大体70億円ぐらい農業生産額はありました。そして、現在は50億円前後ということでもあります。

今答弁いただいておりますけれども、努力されているということは非常に私も分かっておりますけれども、ちなみに、柳川市、2020年で販売農家が612戸になりました。これは2000年で大体1,800戸ぐらいあったと思うんですが、半分以下ですよ。ちなみに、熊本県の玉名市は大体柳川市と同じ人口なんですが、販売農家数2,000戸です。ですから、どれだけ減っているのかということでもあります。

やはり農業所得を向上させないことには後継者も生まれられないわけですので、特に、この露地栽培にもぜひ力を入れていただきたいと思います。先ほど話がありましたが、今度新しく柳川農協の組合長も就任されておりますし、特に、農事法人の代表者の方々と膝を突

き合わせてでも新規作物を研究する。そして、どういうものが一番適正なのか、それをどれぐらい生産してどこに売っていくのかと。やっぱり販路をきちっと研究して、何を作るのかを研究、開発していただく必要があると思います。

特に、農業振興については市長は毎回のように、私も一緒ですけども、基幹産業ということで認識をされておまして、農業の振興を図っていくということを常々からおっしゃってありましたが、市長の今後の新規作物に対する考え方、そして、農業振興に対する考え方、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

○市長（金子健次君）

緒方議員の質問にお答えいたします。

ヒットするような新規作物があれば私も思うんですけども、全体的に次年度以降の方針についてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

本市では、地域の農地を活用しました土地利用型農業の米、麦、大豆が中心に行われております。それに加えて、施設野菜、露地野菜等の園芸農業も盛んに行われております。

柳川市の農産物は、米、麦、大豆などと合わせると二十数品目で、販売額の総額は約51億円で、そのうち、園芸品目の販売額は、ナスやイチゴの販売が好調なこともありまして、令和4年度の実績では目標額の30億円を上回る31億円を超える販売額を達成することができました。今年の10大ニュースの中に31億円を超えたということも上げさせていただきました。先般、トマト関係の集荷場のITを利用した選果場もできましたし、そのことについても頑張っているんだということを市場に示したいということで行ってまいりました。

せんだって東京、大阪などで開催しました柳川フェア、さらにはトップセールスでのPR活動の成果ではないかと考えております。今年は柳川フェアを3月に東京都新宿のJA東京アグリパークで、9月に大丸百貨店で、11月には東京都丸の内で行い、また、私のトップセールスとしては2月に大阪の大果大阪青果に行きました。11月には、先日、福岡の大同青果も行きまして、柳川農産物のPRに努めてまいったところでございます。今後も農業生産額が増加するよう継続して取組、支援を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございました。

私は農業振興についての3つですね、私なりに課題をまとめました。今現在ですけども、まず3点あって、1点は、この夏の猛暑で、米、特にヒノヒカリの品種の米が猛暑により白濁をしています。そして、2等米が相当出ていますけれども、ここのやはり品種改良を調査研究しながらぜひやっていただく必要があると考えております。

もう一点は、国、県、今後スマート農業をどんどん進めていくと思います。そのような中で、やはり農業に携わる人の労力の軽減、これが非常に後継者も少なくなっていますので、

ここに焦点を絞って進めていくということで国、県の話聞いております。そのような中で、やはり施設園芸であれば、ハウスの中の温度、湿度を管理してスマホで見れるだとか、そして、水田の水張りの状況もスマホで見れるというような調査研究もぜひしていただきたいと思っております。

常任委員会で沖縄に電照菊の栽培を視察してまいりました。そこは電照菊、電球がずらっと並んでいて、要は電球切れのときに、非常に維持管理も安価で、導入も安価で、すぐスマホにその電球切れの連絡が来ると。そこで、やはり夜中に田回り、見回りしていた労力が減って、非常に今、若手農家でどんどんスマート農業が広がっていきまして、非常に電照菊栽培も盛んに行われているわけがございます。やはりここについても、ぜひあらゆる研究をしていただいて、柳川市に合うスマート農業をぜひ確立していただきたいと思っております。

あともう一点は、ふるさと納税の返礼品についてですね。今、農産物はイチゴが主流なんですけど、イチゴに限らず、アスパラガス、柳川は様々な農産物がありますので、一つの基準を設けて、やはり6次化された商品もそうですけども、基準を設けて、やっぱり農産物、特産物もこのふるさと納税の返礼品の中に選択できるようにすべきだと思います。今、道の駅は柳川はありませんし、当然、柳川の農産物をPRするためにも、そして、農家の意欲を高める意味でも、この導入をぜひしていただきたいと思っておりますが、この3点の提案についていかがでございましょうか。具体的に見解をお聞きします。

○農政課長（木原隆文君）

先ほど緒方議員のほうから御指摘がありました水稻の品種改良の件、それから、IT化のスマート農業の普及ということ、それから、ふるさと納税返礼品の充実についてですけども、いずれにしても、関係機関のほうとまず連携しながら、品種改良については県や普及指導センターなどと連携して進めてまいりたいと思っておりますし、IT、スマート化の件につきましても、引き続き県の補助事業などを活用しながら普及に努めてまいりたいと思っております。

ふるさと納税返礼品の充実につきましても、充実を図っていくように検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○市長（金子健次君）

課長がお答えしましたけれども、先般、夏にみやま市の道の駅に行きましたら、その前に、みやま市の市長からシャインマスカットが私の手元に届きまして、送っていただいたんですけども、非常においしいものでした。それで、柳川のブドウ農家にも、これは近場であるし、そういうことはできないでしょうかということ、研究してみたらどうでしょうかということをお話いたしました。みやま市の道の駅ではかなりシャインマスカットが飛ぶような売行きで、値段も高くて、ああいうものだったらいいなと思いつつ帰ってきたところでございますけれども、いろんな御提言をいただいたことを十分参考にさせていただきたいと

思います。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

よろしく申し上げます。

柳川市は第2次総合計画で2024年まで計画を組んでありまして、令和6年には55億円にするという目標値も掲げてありますので、ぜひそこを達成するためにも、この振興を図る具体的な対策をもって進めていただきたいと思います。

この農業振興については以上です。

次に、排水機場の能力増強、ここについてお聞きします。

この質問は度々させていただいているわけですが、今、大型の排水機場の能力増強等々に向けて調査研究が行われていると聞いております。そして、私自身はその能力増強等を含めまして、そこの排水機場までの導水路の整備をやはりきちっとやらなければ、どんなに能力を上げて、そこに内水がスムーズに排水機場まで行きませんので、ここをもう少し力を入れていただきたいと思いますと考えておりますが、この排水機場の能力増強と、そして、導水路の今の整備進捗状況、そして、今後の方針を聞かせていただきたいと思います。

○水路課長（梅崎秋敬君）

緒方議員の御質問にお答えさせていただきます。

近年のゲリラ豪雨や線状降水帯などの気候変動に伴い、市では令和2年度末から令和3年度にかけ、近年の大雨に対しまして、現在の排水計画の見直しと排水機場の能力向上を求めため、国や県、地元選出議員などに対しまして要望活動を行ってまいりました。

また、この要望内容に関しましては、同じ課題を持つ福岡県、佐賀県の筑後川下流域の8市3町で組織する筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会においても、計画雨量等の見直しを含めた排水計画の再検討に係る調査の実施要望として、令和3年7月と11月に九州農政局長をはじめ、要望書を提出しており、その結果、国、県におきまして、令和4年度より令和6年度までの3年間をかけ、地域排水機能強化のための排水解析調査を実施していただくこととなっております。

この排水解析調査につきましては、全体的に排水機場の機能増強だけでなく、その地域における新たな排水計画の構築に向けた調査解析となっておりますので、先ほど議員からおっしゃられた導水路を含めた計画につきましても見直されるものかと考えております。

この調査では、近年の降雨状況や受益地内の土地の利用状況、それは河川状況や潮位とか、そういったものを考慮しまして、この調査を基に、排水解析が行われているところでございます。

また、この間、内水氾濫を防止する対策としまして、従前の水路整備に加え、令和元年度からは緊急自然災害防止対策事業債を活用した水路の護岸整備やしゅんせつを実施しており、

令和4年度におきましては市内4か所に緊急ポンプを設置しております。さらにはソフト面での対策としまして、現在、大雨前に実施する先行排水につきまして、より効果が発現できるよう、近隣市町と連携し、広域化を図っているところでございます。

今後の取組につきましてですが、まずは現在、国、県が実施するこの排水解析調査を一日も早く完了していただくよう、関係市町と共に国、県に対しまして、実は本年度におきましても7月、11月に実施しておりますが、強く要望を行っていきたいと考えているところです。

また、そのほかの治水対策につきましても、継続して有利な財源を活用しながら進めたいと考えているところです。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

浸水対策については、水路課、関係者の方々から、特に、緊急ポンプを取り付けていただいたり、そして、先行排水ですね、朝から晩遅くまで管理をしていただいていることについては感謝をしております。ただ、私が申し上げたいのは、これからこの異常気象の中で、今以上に集中豪雨が多発したり、様々な悪い状況が想定される点もありまして、やはり抜本的に排水機場の増強、そして、導水路整備については早急に進めなければ抜本的な対策にならないのではないかと、そう考えておるところでございます。

今これからも取り組んでいただくという答弁をいただいておりますが、市長、所信表明の中でもこの件については取り上げてありますので、ぜひ市長の考え方を聞かせていただければと思います。

○市長（金子健次君）

柳川というのは、今は雨が降りません。一番心配するのはノリなんですけれども、ノリのほうも今何とかいいノリができていますようなんですけれども、このまま降らないと、あと二期作がどうなるかな、冬のノリがどうなるかなと心配しております。

逆に言うと、6月、7月の雨の問題ですけれども、かなり九州農政局等についても声を大にして、近隣の市町と連携をしながら、いろんな形の排水機場のバージョンアップとか、そういうことで努力をしております。もちろん国のほうも先般行きますして、国土交通省、また、担当課長ともお話をし、ぜひぜひお願いしたいということで、この分にはかなり時間をかけて努力をしておりますので、理解をしていただきたいと思います。

非常に柳川というのは水が多くて、水が少なくてと、そういう時期的な問題がありますけど、これは気候の変動がやってきますので、それとにらめっこしながらいろんな対策を講じていきたいと思っております。いろんなアドバイスもお願いをしたいと思います。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。浸水対策については、これまで以上にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、市民体育館の空調設備の導入についてお聞きします。

特に、今年の夏はこれまでになく暑い夏になったということで、気象庁のほうから35度以上の暑い日が相当続いたという報告をいただいておりますが、柳川市民体育館の7月、8月、9月においてのアリーナ内の気温、そして、湿度、この調査が行われていると思いますけれども、そこを教えていただけますか。

○生涯学習課長（野田 学君）

緒方議員の質問にお答えさせていただきます。

体育館内の気温、湿度につきましては、これまで記録を実施しておらず、お答えすることができません。大変申し訳ありません。

今後は、猛暑となる7月から9月を中心に、最高気温となる14時前後の気温、湿度を計測の上で記録するように改善いたします。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

特に、夏は非常に熱中症だとか、様々な健康障がいを受けてある利用者も多いので、当然のことながら気温、室温、そして、湿度の調査というのは、やっぱり業務として毎日やるというのが通常じゃないでしょうかね。スポーツ振興、そして、スポーツ庁からも何かそういうふうな話もよく聞いておりますけどね、そこはぜひ実行していただくのが通常だと思っていますので、よろしく願いします。

もう一つは、コロナ禍後、大体年間の利用者が6万人を超えてきております。そういった中で、やはり夏の猛暑で、市民体育館の利用者から非常に使いづらいということも聞いておりますし、熱中症の症状等々が出ているということも聞いておりますが、そこについては調査されてありますか。

○生涯学習課長（野田 学君）

議員の御質問にお答えさせていただきます。

今年度、暑さにより体調を崩された利用者からの申出が事務所に5件程度あってございます。

なお、暑さによる体調不良に関して事務所へ全て報告されているかまでは把握はできておりません。暑さによる体調不良となった方々が熱中症の診断を受けられたかどうかにつきましても、体育館への報告義務がなく、最終的な御連絡までいただくことがない状況でございます。

今後、熱中症の発生実数は把握できておりませんが、利用者の方々に、体調が不良になった場合には、事務所への報告と併せて、熱中症等の診断を受けた場合は事務所に御連絡いた

だくよう御協力をいただくように御連絡していきたいと考えております。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

報告がないということでございますが、私のほうには熱中症等々の健康被害があったという方が5名ぐらいいらっしゃったということでございますので、そこはやっぱり明確に把握していただく必要があるんじゃないでしょうかね。

それともう一つは、夏の催事、行事で、特に、これまでもそうですけれども、ソフトバレーボール大会とか、中体連の卓球大会とか、そして、バドミントン大会とか、ママさんバレーボール大会とか、保育園の運動会とか、高校の剣道錬成大会とか開かれておりますが、有明海旗争奪剣道大会もそうなんですけど、猛暑によって夏の開催がなかなかやりにくいので、やはり秋に開催を変えていくだとか、そういう状況が間々生まれてきているんじゃないでしょうかね。

そこで、やはり柳川市民体育館においては空調設備を早期に導入することが利用者のためになると、スポーツ団体のためになるということだと思っておりますが、この考えはいかがですか。

○生涯学習課長（野田 学君）

緒方議員の御質問にお答えさせていただきます。

昨今の異常気象による酷暑の深刻化により体育館への空調設備の必要性が高まっているというふうに考えております。一方で、効率的な冷房を行うため、電気容量の増設や空調設備の設置、さらに、付随した様々な施設の改修工事の発生が見込まれるなど、高額な整備費用が必要となります。

近隣の体育館について確認しましたところ、近年、新たに建築された体育館には空調設備が備わっておりますが、本市同様に建設から月日が経過した施設で空調設備の設置を検討している施設は現在のところはありませんでした。

さらに、整備を実施するに当たり、財源の確保も大きな課題と捉えております。今後の国の動向を注視しながら、該当する補助メニューがないか、また、他市の取組事例等の調査研究を進めつつ、空調設備の導入につきましては慎重に判断していきたいと考えております。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

この市民体育館ですね、特に、スポーツ交流人口を増やす意味でもこの利用価値というのは大事になってくると思うんですが、特に、令和9年度から5億円、もしくは6億円ぐらいかけて体育館の大規模改修を行われると聞いておりますが、そこに併せてこの空調、最低限冷房ですね、これを入れる考えはないんですか。過疎債も活用されながら、いかがですか。

○生涯学習課長（野田 学君）

緒方議員の質問にお答えさせていただきます。

公共建築物個別計画では、令和9年度から令和18年度までに市民体育館の長寿命化を図る改修を計画しております。

その中で、過疎債を活用した空調設備の導入ということですが、制度上、空調設備の整備工事費に過疎債を充当することは可能です。過疎債を活用することにより市の財政負担は軽減されますが、一方で、交付税で措置されない3割分は市の将来負担として残ります。このようなことも踏まえ、空調設備の導入につきましては、繰り返しになりますが、他市の取組事例等の調査研究を進めつつ、慎重に判断してまいります。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

結論から言うと、市民体育館には空調設備は入れることが厳しいということですかね。特に、健康の保持増進のためにも利用者の方がここでスポーツをされたり、要はいろんな夏の大会を行うことによって人口の交流もどんどん生まれてきて経済波及効果も出てくるということですが、時代に逆行していると私は思うんですけど、いかがでしょうか。

○生涯学習課長（野田 学君）

議員の御質問にお答えさせていただきます。

繰り返しになりますが、他市の事例等を調査しながら、慎重に判断させていただきます。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

この件で市長にお尋ねしますが、今、市民体育館は非常に老朽化して、建設後、相当の経過期間があると思います。そして、躯体も相当悪い。雨漏りもする。それで、大規模改修をされる予定なんですけど、学校統廃合がこれから始まりますし、今の現時点の市民体育館、駐車場が物すごく狭い、非常に大会関係者から言われます。そして、冷房もない、非常に使いづらい。そして、物すごく老朽化している。床も見ますと本当にひずんでいて、非常に硬い床になっていて、これはバレーボールとかバスケットだとか、剣道もそうですけど、非常に膝を傷める可能性が物すごく高いと思います。

そのような中において、躯体を大改造、補修して、全てを5億円、6億円かけてやるのではなくて、やはり事業費全体を見直して、学校統廃合の廃校の跡地を利用して市民体育館を新設するとか、過疎債を利用してこれぐらいのものを造って、いや、大改造をやるよりもこっちのほうがいいかというような検討もぜひしていただきたいなど。特に、市民体育館はぼろぼろだと思うんですよ。これを大改造するよりも、私はそういう廃校等々の跡地を利用して建てたほうが、費用対効果を考えたときに非常によいのではないのかなという考えを持っておりませんが、市長の今現在の考えをぜひ聞かせていただけないでしょうか。空調設備の導入も含めましてお願いいたします。

○市長（金子健次君）

答弁させていただきます。

私、市長を15年させていただいております。その中で、市民文化会館、コミュニティセンターを各校区に造りました。また、みやま市と一緒に火葬場、そしてまた、ごみ焼却場も造りました。多くのハード事業にお金を費やしたということも事実であります。

緒方議員が言われるような形で、先日、有明海旗争奪剣道大会がありまして、そこには柳川で誕生した八段の大淵先生が御挨拶をいただきましたけれども、今言われるように、有明海旗争奪剣道大会も夏場にあっていましたが、恐らく夏の熱中症等対策で秋にされたというふうに思っております。

合併をしまして18年目ですけれども、私は三橋の体育館、大和の体育館を集約しながら、将来的には1体育館で、場所も考えてやらなければならないと思いますので、遠い近い将来ということじゃなくて、金をためながら、基金を積み立てながら、そういうことを目指していかなければならないという気持ちは持っております。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

いずれにしても、柳川市民体育館においては、この空調設備については必要だという声は物すごく上がっていますので、どのような形になるか分かりませんが、ぜひ早急に検討していただいて、じっくり腰を据えて進めていただきたいと、実現をしていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

最後の質問になります。残り5分になりました。

九州新幹線の西九州ルート、この整備方針が今現在未定の新鳥栖から武雄温泉駅、その区間をめぐって、佐賀空港の北側を通過して新南回りルート、これが非常に議論されてあるわけでございます。そして、その議論されているルートは、JRの西牟田駅から西に分岐して、そして、柳川市の西鉄蒲池駅を經由して、大川市の南部を通過して、佐賀空港の北側を通過して武雄温泉駅につないでいくと、新ルート案が出ております。

この新ルート案について私はいろいろ考えますが、やはり佐賀空港ですね、これから滑走路も延長して2,500メートルの滑走路になると。そして、インバウンドが物すごく増えてくると。これは既に着手をされているということでございますので、今、福岡空港の満杯の状態を考えれば、第2の補完する空港としてハブ空港にもなり得る空港になると考えております。そして、柳川市の西鉄の蒲池駅周辺を通過して、できれば、やはり西日本鉄道の路線とつないでいただいて博多駅まで行くという――長崎もそうですけどね、このルートについては、観光として、柳川市として非常にこれはゴールデンルートになるんじゃないのかなと。これは10年後、20年後の先の話になるかもしれませんが、やはりこの新南回りルートは非常に貴重な、柳川市にとっても飛躍できるルートではないのかなと考えております。経済界の方も

そう言ってありました。

そして、福岡県知事においても、これは11月24日の新聞報道だったんですが、新南回りルート案についても、九州全体の浮揚、発展を忘れてはならないと。そして、協力すべきところは協力するという話もされております。そして、何らかの呼びかけがあったときには一緒に話をするというのも福岡県知事は話をされたそうでもあります。当然、財源の問題にもなってきますので、ここの県知事の判断というのは非常に貴重な判断になられるわけですが、このルートについて、やはり柳川市も市長をはじめ、近隣の首長の賛同者を含めまして、このルートを調査研究して盛り上げて、ぜひ福岡県のほうにもあらゆる活動を一步踏み込んでやる時期に来ているのではないかと私は考えているわけですが、市長の今現時点の見解を聞かせていただければと思います。

○市長（金子健次君）

緒方議員の南回りルート案についての市長の見解と方針についてということでございますので、お答えしたいと思います。

駅が本市にできるかどうかはまだ分からない状況でございますけれども、新幹線の駅ができるならばと仮定した上でお答えをしたいというふうに思います。

新幹線が通ることによって交通アクセスが劇的に改善されると思います。観光客やビジネスマンにとって大変便利になると思いますし、また、駅周辺にはオフィスビルやホテル、商業施設などができ、雇用などの一定の経済効果が見込めるというふうに思っております。反対に心配する部分というのは、騒音問題や日照問題で、新幹線沿線の周辺住民にとっては、静かな住環境だったものが騒音や日影の影響で住み難くなるという声が上がってくることも心配をいたしております。いかにせよ、新幹線の影響は大きく、まずは国、佐賀県、福岡県の動向を見守りたいと思っております。

いろんな形で佐賀県を見ていますと、負担金の問題等で非常に苦慮してあるようでございますけれども、いろんな基準については特別に私もいろんな形で考えております。最初、市長に就任した当時、JR九州の最初の社長の石井さんという方がおいでになりまして、新幹線を南に持っていきたいと。そして、いろんな農業生産も夜の時間帯で関西や関東に送りたいという話もされたこともあります。非常に関心を持ちながらやっていきたいというふうに思っています。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

先ほど市長から話をいただきました。当然この地域においては農林水産物の輸出等々のメリットもありますので、特に、観光でも大いに期待が持てますので、ぜひ調査研究を含めて、踏み込んで進めていただきたいと思います。

終わります。

○議長（近藤末治君）

これを持ちまして緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後1時 再開

○議長（近藤末治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、10番新谷信次郎議員の発言を許します。

○10番（新谷信次郎君）（登壇）

皆さんこんにちは。10番、新谷信次郎です。議長の許可が出ましたので、通告に従い一般質問を行います。

パレスチナの地において、イスラエル、パレスチナの多くの人々の命が犠牲となっています。どちらにも戦争の正義はありません。戦争を絶対に避けることが政治家の最大の任務ではないでしょうか。早急な停戦が求められています。

米軍オスプレイが屋久島海岸、僅か1キロ沖に墜落しました。亡くなられた乗組員の御冥福を祈ります。国民の間にはオスプレイはやはり墜落するのだという不安感が広がっています。それなのに米軍は行方不明者の捜索にオスプレイを飛ばし、沖縄普天間基地でも、いつもと変わらずオスプレイが飛び続けています。このような米国の言いなりが許されてはなりません。

教育の場におけるいじめ、不登校問題は、昨年度、過去最高の件数となりました。数の増大への対処だけではなく、学校の在り方そのものが問われています。

この後は通告の順位を変えて、教員の研修についてまず質問し、その後、いじめ、不登校問題について質問します。

この後は自席にて質問しますので、議長のお取り計らいをよろしく願いいたします。

○10番（新谷信次郎君）続

まず、教員の研修の実態と問題点について質問したいと思います。

私もかつて中学校の教員でしたけれども、教員には教育公務員特例法という法律において「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。」とあります。その研修がどのように行われているか。教員、学校、市の教育委員会関係者の方はよく御存じでしょうが、一般の市民の皆さんはその実態などはあまり御存じないと思われまます。今日は柳川市内小・中学校の教員研修の実態と問題点について質問します。

まず、現在、柳川市内小・中学校で行われている様々な研修がありますけれども、その中で、教員の授業力向上研修という研修があります。これは先ほど述べました教育公務員特例

法に規定する法定研修である若年教員研修、かつては初任者研修と呼んでいました。そして2番目に、中堅教諭等資質向上研修及び指導改善研修とは異なるのではないかと思いますけれども、まず、その授業力向上研修についてどういう位置づけになるのか、お願いしたいと思います。

○学校教育首席指導官（野中裕二君）

新谷議員の御質問にお答えいたします。

若年教員研修、中堅教諭等資質向上研修、指導改善研修は教育公務員特例法にその名称が明記されている研修です。

柳川市教育委員会が主催して行っております授業力向上研修は、名称が明記はされていませんが、教育公務員特例法第21条の第2項に「教育公務員の研修実施者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。」とあり、研修実施者として教育委員会も挙げられていることから、本授業力向上研修は法に基づいて行う研修であると捉えております。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

この授業力向上研修というのは、柳川市教育委員会が主催している研修ということでしょうか。

その授業力向上研修において代表授業者という役割がありますけれども、これはどういうことをするのでしょうか。

○学校教育首席指導官（野中裕二君）

代表授業者の役割ですけれども、授業を公開しますので、公開する授業の学習指導案の作成、教材教具の準備、そして、これらを通じた授業づくりの提案を行います。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

そういう授業案をつくって、実際に授業を公開するということになりますかね。（発言する者あり）

じゃ、その代表授業者はどのようにして決まるのか、その点についての答弁をお願いします。

○学校教育首席指導官（野中裕二君）

代表授業者についてですが、小学校の授業者については小学校長会で、中学校の授業者につきましては中学校長会でそれぞれ候補者を検討し、候補者が在籍しております学校の校長が候補者に打診し、了承を得られた場合、決定となります。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

候補者在籍校の校長が候補者に打診し、了承を得られた場合ということですから、打診ということは、校長が候補者に代表授業者をお願いしたい、そして、候補者が了承というのは、はい、よろしいですという返事をする、具体的に言うと、そういうようなことになるわけですね。（発言する者あり）

じゃ、その確認を取った上で、もしこの打診と了承がなくて校長が代表授業者を決定すれば、これはちょっとパワーハラスメントに当たりませんか。その辺りどうですか。

○学校教育首席指導官（野中裕二君）

打診に当たりましては、こういう機会があるけれども、どうでしょうかという聞き方をしております。そこで、校長の強制等があった場合は、それは望ましくないというふうに考えます。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

もう少し具体的に言いますと、市内の学校で、打診と了承がなくて校長が代表授業者を決定したという実態がありませんでしたか。

○学校教育首席指導官（野中裕二君）

実はそのような話が私のほうに入ってきましたので、確認をしたところ、そういう実態といますか、事実はなかったというふうに確認をいたしております。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

そういう話が伝わったけれども、確認をしたらそういう実態はなかったという答弁やったんですか。ちょっと何か前後の脈絡がつながりませんけれども、どういうことでしょうか。そういう話は伝わったけれども、確認をしたけれども、その実態はなかった。もう少し詳しく説明してください。

○学校教育首席指導官（野中裕二君）

少し個別の案件に内容が入ってきていますので、詳細については言及を抑えたいところではありますが、内容が入ってきたというのは、その授業者といますか、授業を打診されたところから入ってきたというわけではなく、第三者から入ってきたということでお答えをさせていただきます。

実際にそういうことがあったのかというところを授業者のほう、そして、校長のほうに確認したところ、そういう事実はなかったというふうに確認をしております。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

個別の案件に入るからということで答弁を狭められていますけれども、先ほど言いましたように、もしこういう事実があるならば、校長からの打診と了解がないならば、それは校長

から教員がそういうふうなケースがあるならば、やはりパワーハラスメントと言わざるを得ないですね。その確認だけはちょっとお願いします。

○学校教育首席指導官（野中裕二君）

もし校長の一方的な押しつけ等があったとすれば、もしそういう事実があるならば、それはハラスメントというふうに捉えてよろしいかと考えております。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

じゃ、そういう実態があってはならないし、もしその事実が確認されるならば、これはやっぱり今の答弁を含めて、教育委員会としては大きな問題になると思います。

なぜそういうことを取り上げるかという、研修に教員は努めなくてはならないけれども、現場ではこれはかなり過重な負担になっている。だから、例えば、採用されて1年目の先生方の初任者研修ですね、これは繰り返し繰り返し授業公開をしなくちゃならんし、そして、出張した教育研究所とか研究センターでの研修もあるし、非常に大きな課題となって、過重となって、それで、県の教育委員会も随分その研修の内容を削減してきているという経過があります。

そういう課題を皆さんにもお知らせした上で、ちょっと別の視点でいいますと、こういう教員の研修において、長時間労働、そういう実態はありませんか。その長時間労働改善という必要がありますか。

○学校教育首席指導官（野中裕二君）

授業力向上研修会につきましては、平成30年度の実施の際には代表授業者が10名であったものを令和元年度以降5名に減らしております。令和5年度につきましては代表授業者が7名となりましたが、これは採用から四、五年目と六、七年目の小学校教諭の数が多く、複数グループに分けて研修を行う必要があります、授業者を2名増やしたためです。

研修の持ち方につきましては、負担にならないように今後していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

今、答弁の中に研修の持ち方については基本的に軽減していく方向で考えていますということですが、どういうところを軽減されますか。

○学校教育首席指導官（野中裕二君）

軽減というふうには申し上げておりませんが、負担にならないように配慮をしていきたいというふうに申し上げております。

それで、研修に対する考え方なんですけれども、やはり教師に授業力を身につけさせるということは必要不可欠なことであるというふうに考えております。やはり児童・生徒に指導

を行う教員の力を高めていくということは、子供たち、児童・生徒に確かな学力を身につけさせるということ、そして、そういうことを通してこそ、保護者、地域の方々の信頼を得ることができるというふうに考えております。

また、若年教諭が加速度的に増加している現状の中で、やっぱり授業をどのように組み立てていけばいいのかというのに日々悩んでいる教員も少なくはございません。そういう教員の支援を行っていくという上からも、やはりこのような授業力を高めていくといった研修はとても重要であるというふうに考えております。ただ、それが先生方の過剰な負担にならないようにということは重々考えながら、今後進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

研修の目的は今重々おっしゃったということですね。それに別に異存があるわけではありません。ただ、その研修の実施が現場の先生方のそれこそ過重な負担になっていないかどうかということで質問をしているわけです。

福岡県の教育長は、教員の長時間労働改善の是正については、現場の教員が改善の効果を実感できるものとなるよう取り組んでいくというふうに表明しています。そのためにも研修の準備等で超過勤務とならないようにしていく。そういう意味で、この授業力向上研修についても、対象者を減らすなり、回数を減らすなり、あるいはその準備のために超過勤務にならないように、そういうふうにしていく必要があるんじゃないか。この長時間労働改善というのは、給特法という法律の改正に基づいて今現在進められているわけですから、法律を遵守するという立場、市の教育委員会の立場からも、研修の目的は重々分かるけれども、その実態が本人の主体性抜き、あるいは超過勤務を強いるようなものであれば、これは早急に改善すべきではないかと思えます。その点について教育長の見解をお願いしたいと思えます。

○教育長（橋本秀博君）

新谷議員の質問にお答えいたします。

現在、子供を育てる地域、家庭の教育力の低下が叫ばれておりますけれども、これに伴いまして、子供の基本的な生活習慣の育成等、そういった面で過度の期待を学校に課せられているのは御承知おきのところではないかなというふうに思います。また、保護者の中には一定の目に見える教育成果を上げることが求める傾向が強くなるというふうにも捉えておるところです。

我々教師は授業力が命でございます。当然、教師力の中核である授業力を高めること、そして、実践的指導力を高めていくことこそ、教師としての当然のありようであろうというふうに考えているところでございます。

したがいまして、教材研究を深め、教室を開き、授業を公開して、互いの実践について意見交流をしていくことは、特に、若い先生方にとって大切で不可欠なことであるというふう

に捉えております。しかしながら、議員おっしゃいますとおり、先生方の過重負担にならないような研修の在り方、また、そういった内容も含めまして、運営方法等について検討を重ねてまいりたいと思っておりますが、御指摘の研修後の感想には、授業を実施したり、参加したことに関する達成感や充実感が表れたというようなものも数多く見受けられております。しかしながら、これを一部のなものというふうに捉えるのではなくて、総合的に勘案しまして、効果的な研修、効率的な研修の在り方というものを今後しっかり探ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（新谷信次郎君）

先ほども申しましたように、教員の長時間労働改善については、給特法なり、柳川市も小中学校管理規則で定めているわけですから、管理職に対しては研修であろうとも長時間労働のそういう負担にならないように、それは指導をぜひお願いしたいと思っております。

そういう研修の過重な実態というふうには私は捉えておりますけれども、学校現場では、さらに、いじめの問題、不登校の問題が大きな課題となっております。これについては、市民の皆さんも大きな関心を寄せてあるだろうと思っております。

昨年度、小・中・高校などで認知されたいじめは、一昨年度の10.8%増の68万1,948件であった。いじめを認知した学校数は2万9,842校で、全学校に占める割合は82.1%というふうに、言わば毎日どこかでいじめによって苦しんでいる、そういう子供たちがいるということになります。

柳川市内小・中学校における過去5年間のいじめ件数といじめの内容別件数について示してください。

○学校教育首席指導官（野中裕二君）

過去5年間、平成30年度から令和4年度までのいじめの認知件数を小・中学校別に申し上げます。

まず、小学校です。平成30年度が37件、令和元年度が28件、令和2年度が26件、令和3年度が21件、令和4年度が47件です。

次に、中学校です。平成30年度が37件、令和元年度が11件、令和2年度が13件、令和3年度が3件、令和4年度が17件でございます。

いじめの内容につきましては、令和4年度の件数について、小・中学校別に多い内容から順に3つ申し上げます。今から読み上げる内容につきましては、全て質問項目の内容を読み上げますので、そのつもりでお聞きください。

なお、内容につきましては複数回答可となっております。

まず、小学校です。小学生においては、冷やかしかやからかい、嫌なことなどを言われる、これが38件、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたりするが18件、仲間外れをさ

れるが11件でした。

次に、中学校です。中学校におきましては、冷やかしやからかい、嫌なことなどを言われるが17件、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされるが5件、以下はいずれも回答が1だったもので、仲間外れをされる、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたりする、物品を隠されたり壊されたりするとなっております。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

いじめの内容として、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるが小・中学校ともに一番多いということですから、現場の先生たちにしてみれば、児童・生徒のふだんの様子や訴えを細かく把握していく必要がある。それだけ現場の先生にとっても日々非常に苦勞してあるという実態だろうと思います。

それに対して、学校、教育委員会のいじめ問題への取組についてお聞きします。

柳川市には、いじめ防止基本方針というのがあります。いじめの防止等のために市が実施すべき施策として、教育相談強調月間、5月と10月、教育相談週間、学期に1回、年3回の実施及び月1回いじめのアンケート、そのうち学期1回、つまり年3回は無記名、あるいはそのほかの調査等を実施するとありますけれども、これら教育相談やアンケートは基本方針どおりに実施されていますでしょうか。

○学校教育首席指導官（野中裕二君）

基本方針どおり実施されております。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

皆さんにお示しできませんけれども、市内の1つの小学校、1つの中学校のアンケートを取り寄せたところ、かなり細かくいじめの状況を把握する内容があって、その点は取組が進められているというように思います。

その中で、教育相談の実施期間と時間についてお聞きします。

教育相談の実施期間と時間は小学校と中学校それぞれどれくらいか、市内の小学校1校、中学校1校を例として取り上げて示していただきたいと思います。

○学校教育首席指導官（野中裕二君）

小学校、中学校とも期間は1週間程度、児童・生徒1人当たりの時間は5分から10分程度で行っております。

なお、悩み事や相談がある児童・生徒につきましては、別に時間を設定し、個別に面談を行っております。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

ちょっとそのことについて詳しく聞きたいんですけども、例えば、ある小学校の1クラスの平均児童数は19名、B中学校は、例えば、生徒数平均32名という生徒数、児童数の違いからいうと、これは小学校、中学校、教育相談の期間や時間数が同じというのはちょっと納得できないところがあるんですけども、その辺りを詳しく説明してください。

○学校教育首席指導官（野中裕二君）

何の時間を用いて教育相談の時間に充てるかというところで変わってくることであると思います。例えば、1時間目が始まる前の朝の活動、または帯の時間といいますか、清掃等が終わって5校時目が始まる前の時間、短い時間を使いながら行う場合、または、ある1こま、例えば、中学校でいうと1こまの時間を何か、数学であるならば自主課題等をしているときに取り出して教育相談を行うという場合には、期間が同じといいますが、やはり使う時間というのは大幅に変わってきますので、そのようなところで違いが生じてきております。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

私も中学校の教員の経験がありますから、こういう教育相談を実施してまいりましたけれども、全く時間が足りないですね。本当に1人の生徒5分程度、ちょっと何か気になるようなことも話しておれば、あっという間に10分、15分過ぎてしまいます。ですから、1週間程度では到底時間が足りません。そういう意味で、この教育相談というのは非常に重要な内容だと思いますので、その相談時間の確保をぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

次に、このいじめの問題、最近、新聞等でも、いじめによる重大事態という言葉がよく取り上げられております。このいじめによる重大事態というのは、どういう場合でしょうか。

○学校教育首席指導官（野中裕二君）

いじめの重大事態についてなんですけれども、平成29年3月に文部科学省が出しましたいじめの重大事態の調査に関するガイドラインには、いじめの重大事態が次のように定義をされています。一つ、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、一つ、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」、相当の期間につきましては、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするとされております。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

それでは、過去5年間というふうにとちょっと時間を区切って、いじめが原因で学校を休む、不登校になるといったケースはありませんでしたか。

○学校教育首席指導官（野中裕二君）

いじめが原因で児童・生徒が学校を休むケースはございます。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

そういうケースがあるということでしたけれども、不登校の目安となる30日前後休んだケースはありますか。

○学校教育首席指導官（野中裕二君）

不登校としては、30日前後休んだケースはございます。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

じゃ、30日休んだケースがあるとすれば、それはいじめによる重大事態というふうになるわけですね。それをちょっと確認で答えをお願いします。

○学校教育首席指導官（野中裕二君）

いじめが原因として不登校というか、30日以上欠席があった場合、それはいじめの重大事態に該当いたします。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

それともう一点、いじめられたことによる長期的な心理的不安定、そういう心理的不安定によって病院にかかる、あるいは身体症状が出て、これも病院などにかかる、そういった後遺症という例はないでしょうか。

○学校教育首席指導官（野中裕二君）

心理的不安定、身体症状などの後遺症が長期にわたった原因が全ていじめに起因するか否かは明らかではありませんが、いじめを契機に心理的不安定が生じたり、身体症状につながったとされた事案はございます。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

いじめの問題というのは、何かいろんないじめがありますけれども、謝罪して終わりということではなくて、その後、不登校になったり、あるいは心理的不安定、身体症状が出るとか、そういうような後々まで大きな影響を及ぼす問題であるということをご押さえておきたいと思います。

ただ、先ほどこの長期的な心理的不安定、身体症状の後遺症という例について、全てがそのいじめに起因するかどうかは明らかではないというふうにお答えになりましたけれども、そういうような場合には、逆に言うと、そういう心理的不安定や身体症状がいじめによるものではないというふうに断定されない限りは、やはりいじめを基にしたそういう問題ではないかというふうに言えるのではないかと思います。その点についてはいかがですか。

○学校教育首席指導官（野中裕二君）

文部科学省が定めるところによると、いじめが解消したというふうに捉えられるのは条件

として2点ありまして、1点は、いじめの被害者に対するいじめ行為がやんでいると、終わっているという点と、もう一つは、いじめの被害者がそういう不快感を感じる状況にないということの2点が挙げられております。ただ、これらのことが認められて解消されたとしても、引き続き心のケアでありますとか、様々な面での支援をやはり行っていくことが必要であるというふうに考えております。

また、個別の対応については詳細についての言及は抑えたいと思うんですけども、現在、そのような対応、または関わりをしておる事例もございます。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

いじめの問題がどれほど深刻かということは今質問と答弁で明らかにしているところですけども、このいじめの問題のこういう重大化した場合の対応策というのは柳川市の教育委員会としてありますでしょうか。

○学校教育首席指導官（野中裕二君）

いじめ問題の重大事態化に対しましては、必要がある場合は、学校が主体となって、または教育委員会が主体となって、いじめの事実を調査いたします。その後、調査で明らかになった事実を基に、解消に向けて対応することになります。

解消に向けた取組におきましては、学校の取組に対しまして、教育委員会が心理や福祉の専門家、または弁護士、警察経験者などの関係機関と連携しながら支援を行っていくことを考えております。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

このいじめによる重大事態との認定は、誰がどのようにして認定するのでしょうか。

○学校教育首席指導官（野中裕二君）

認定につきましては、学校の設置者、またはその設置する学校が文部科学省が定めた重大事態の定義に当該事案が当てはまるか否かを判断して認定を行います。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

学校の設置者と言っても市民の皆さんは何かぴんとこないでしょうから、例えば、柳川の場合は柳川市の教育委員会だということで、確認いいですか。（発言する者あり）

いじめの重大事態という問題が起きた場合には、本当に該当するいじめられた側の子供、保護者にとっても、あるいはいじめた側の問題にしる、学校にしる、長期間にわたって非常に厳しい局面に立たされると思います。ですからこそ、現場、あるいは該当者、あるいは担任任せにしないで、市の教育委員会による支援というのが本当に必要だというふうに思います。

また、その重大事態以外にも、例えば、いじめられた立場の本人や保護者が、学校側や教育委員会側への不信感や見解の相違等が出てくるようなケースも間々あるのではないかと思います。そういうような具体例はこれまでになかったでしょうか。

○学校教育首席指導官（野中裕二君）

そのような場合が生じた場合は、心理や福祉の専門家等の第三者との連携を図りながら対応を進めてまいります。

個別の事案についての詳細につきましては言及を控えたいと思いますが、いじめに関してはそのような例が起こりがちであります。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

報道によりますと、福岡県は11月1日にいじめに悩む子供や保護者の相談に社会福祉士や弁護士などの第三者が応じるいじめレスキューセンターを開設しました。いじめレスキューセンターは、いじめによる自殺や不登校などの重大事態に対し、学校側の認識が不十分なケースが増えていることから、福岡県がいじめ問題に外部の視点を取り入れようと11月1日から開設したというふうにあります。

こういう県の動きに対応して、このいじめの問題の重大事態化、あるいは先ほどの見解の相違等の問題が出てきた場合の柳川市教育委員会の対応、一定の回答がありましたけれども、やはり不十分ではないか、何かそれで本当にきちんと対応できるのだろうかという不安感がまだ残るのではないかと思います。

その辺りについて、教育長、こういういじめの問題、特に、また重大事態化や意見の相違等、そういう課題が生じたときに柳川市の教育委員会としてどう対応するか、その見解を聞かせていただきたいと思います。

○教育長（橋本秀博君）

新谷議員の御質問にお答えいたします。

まず、各学校、小学校19校、中学校6校、25校、校長を中心に、いじめが起きてはならないということを前提に、また、裏腹にはいつでもどこでもいじめは起こり得るんだという危機感を持って教育活動に誠心誠意取り組んでおるというふうに捉えております。

しかしながら、そういった中で、御指摘のとおり、いろんないじめられた立場の本人とか保護者とか、そういったところからの、いわゆる不信感とか見解の相違が出てきた場合ということにつきましては、まずは学校や教育委員会が本人や保護者の信頼を得るための対応することに努めることが重要だと考えております。ただ、いじめ事案等々への対応をより実効的に、また、公正公平に行うためにも、専門的知識や経験を有する方であり、かつ当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係、または特別の利害関係を有しない方との連携を今後強化していくことが必要であるというふうに考えております。

連携の対象といたしましては、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等が考えられるところです。

現在、教育委員会におきましても、いじめ等の事案にさらに機動的、実効的に対応すべく、専門的な知識及び経験を有する人材を位置づけたサポートチームづくりを検討しているところでございます。

以上でございます。

○10番（新谷信次郎君）

いじめに苦しむ子供たち、保護者、そして、その関係である学校の教員や関係者、やはり力強い支援が必要です。

今、教育長のほうから、いじめ問題に関するサポートチームづくりを検討しているということですので、ぜひそのサポートチームづくりを早急に進めてもらい、柳川市の教育においては、いじめの問題が起こってもそういうしっかりした対応をする体制があるんだということが子供たちや保護者の皆さんにも浸透できるように進めてもらいたいと思います。

次に、柳川市内小・中学校の不登校の問題についてお聞きしたいと思います。

昨年度、2022年度の文部科学省の不登校の調査によると、小・中学校で30日以上欠席した不登校の児童・生徒は29万9,048人、もう30万人に迫っています。一昨年度の2021年度から比べると、何と22.1%、5万4,108人増え、過去最高を更新しています。

柳川市内の過去5年間の不登校の件数はどうなっているのでしょうか。内容別もお聞きしましたけれども、ちょっと時間が足りませんので、件数だけお聞きしたいと思います。

○学校教育首席指導官（野中裕二君）

過去5年間、平成30年度から令和4年度までの不登校の件数を小・中学校別に申し上げます。

まず、小学校です。平成30年度が21件、令和元年度が22件、令和2年度が22件、令和3年度が38件、令和4年度が40件でございます。

次に、中学校です。平成30年度が77件、令和元年度が72件、令和2年度が58件、令和3年度が85件、令和4年度が100件でございます。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

不登校の件数についても、昨年度、小学校が40件、中学校が100件、本当に数を聞いただけでも驚くべき件数です。

そういう中で、柳川市内の中学校では、学校に行くけれども、教室には入れない生徒のためにサポート教室というのが設置されているというふうに聞いておりました。ところが、令和5年度の柳川市の教育施策、いじめ撲滅、不登校解消の取組の推進には触れられていません。このこれまであったと聞いているサポート教室の設置の経過と現状について教えてください。

さい。

○学校教育首席指導官（野中裕二君）

サポート教室は、県の児童生徒支援加配を活用した「生徒指導の充実に係る配置校」という事業の中の一つ、サポート教室実践モデル校という取組でございました。この取組は、現在でいう校内教育支援センターの先駆けとなるもので、平成27年度から令和2年度まで柳城中学校で、令和3年度に大和中学校で実施されました。令和4年度から三橋中学校で実施されることになりましたが、その際に、県による生徒指導の充実に係る事業の内容が、これまでのサポート教室モデル校の取組から生徒指導推進校の取組へと変わりました。そのため、現在、柳川市の中学校にはサポート教室というものは存在していません。

現在実施されている生徒指導推進校の取組内容は、児童生徒支援加配による不登校やいじめ問題への対応等、生徒指導全般を対象としており、不登校に特化した取組ではございませんが、相談室において不登校生徒の支援も行っております。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

学校の現場の先生たちには、何とか学校まで出てくるけれども、教室になかなか入りきらんから、保健室に行ったり、顔を出すだけですぐ帰ろうとする、そういう児童・生徒も結構多くいて、中学校でそのサポート教室が実践されていた柳城や大和では、やはり一定の成果があるというふうに現場のほうから聞いております。現在、そのサポート教室が位置づけとしてはなくなっている、実際的にはなくなっているというふうにお聞きして、非常に残念に思います。

それに関連してお聞きしたいと思いますけれども、報道によりますと、空き教室を利用して不登校の児童・生徒を支援する校内教育支援センターを文部科学省が全国の公立小・中学校6,000校に新たに設けて、現在より6割増やす方針というふうに報道がありました。

このような国の校内教育支援センター拡大の方針に対しての教育委員会としての対応はどうですか。私はこの文科省が言っている校内教育支援センターというのは、まさしくこれまで柳川市内の中学校にあったサポート教室のことを指しているというふうに思いますけれども、その文科省の方針と、これまでの市の教育委員会の取組と関連して、教育長に今後の取組の在り方についてお聞きしたいと思います。

○教育長（橋本秀博君）

新谷議員の質問にお答えいたします。

議員がおっしゃってあります校内教育支援センターは、教室に入りづらい児童・生徒にとりまして、学習の遅れや、それに基づく不安も解消され、早期に学習や進学に関する意欲を回復しやすい効果が期待できると考えております。現在も柳川市内の多数の学校において、教室に入ることが難しい児童・生徒に対しては別室において支援を行っておりますけれども、

今後、人的・経済的条件等を勘案しながら体制整備を行うことを検討していきたいと考えております。

なお、一番は、やはり人的なフォローがないと、御存じのように、学校現場は人が足りない状況にありますので、そういったときに、やはり地域の方々や保護者の皆様方の御協力を賜りながら、チーム学校としてのありようも模索していかなければならないというふうを考えております。

以上でございます。

○10番（新谷信次郎君）

せっかくいい対策ができて、それに関わる人的な条件がそろわない、いろんな面でそうなっていると思います。だからこそ、これまでの学校教育の在り方、日々の学校の在り方そのものを根本からつくり変えていかないと、要するにたちごっこというよりも、非常に悪循環が重なっていくのではないかと思います。

そういう中で、柳川市にはありあけ適応指導教室という取組があります。このありあけ適応指導教室、どういう取組かということですね、それをまずお示しお願ひしたいと思ひます。

○学校教育首席指導官（野中裕二君）

適応指導教室ありあけについてですけれども、適応指導教室ありあけ設置の目的は、精神的、心理的な理由で登校できない小学校の児童や中学校の生徒を対象に、よりよい生活習慣を身につけ、集団への適応力を伸ばし、基礎学力の定着を援助しながら児童・生徒の学校復帰を支援することとしております。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

ちょっと時間の関係で少し先に行きますけれども、私も10月にこのありあけ適応指導教室を訪問いたしました。そこの担当の先生がこういうふうにおっしゃっていました。最近、このありあけ適応指導教室に通う児童・生徒在籍数が減ってきている。4月、5月の段階はゼロであった時期があったということです。ただ、その減っている数が問題ではなくて、学校に行かなくてもいいという考えが定着して、進学先も間口が広がった、そういう話をお伺いしました。つまり児童・生徒、保護者の意識の変化を受けて、学校以外の子供の居場所の確保を急ぐという方針を文科省も打ち出してきているのではないかと思います。

そういう方針に基づいて、市の教育委員会として今後どう対応していくか、この辺りも今後の大きな方針ですから、教育長の見解をお聞きしたいと思ひます。

○教育長（橋本秀博君）

新谷議員の質問にお答えいたします。

文部科学省は、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、COCOLOプランを令和5年3月に策定されております。このプランでは、仮に不登校になったとしても、小・

中・高等学校を通じて、学びたいと思ったときに多様な学びにつなげることができるよう、個々のニーズに応じた受皿を準備することの必要性が述べられているところでございます。

本市におきましても、この理念に基づきまして、不登校の児童・生徒が学ぶ場を確保することに努めていきたいと考えております。

このCOCOLOプランには受皿の例として5つ挙げられておりますが、特に、この中でも校内教育支援センターの設置促進や教育支援センターの機能強化については、すぐにとはいきませんけれども、少しずつ取組を進めていけるのではないかと考えているところでございます。柳川市の宝であります全ての児童・生徒のために、できることから着手していきたいと考えております。

以上でございます。

○10番（新谷信次郎君）

ありあけ適応指導教室は不登校児童・生徒を学校に復帰させるという基本方針がありますがけれども、先ほどの不登校児童・生徒の保護者も含めた意識の状況、社会の意識の変化も考えますと、登校を希望していなくても、学校には行かないけれども、不登校の子供の社会的自立に向けた支援、例えば、フリースクールのような、学校以外にも学びの場所、居場所、そういうところが必要ではないかというふうに思います。

こういう時代の大きな変化、不登校の児童・生徒の意識、社会状況をめぐる大きな変化に対応する、そういう教育委員会の方針もぜひ今後早急に検討していただきたいと思います。

最後、繰り返し何度もでありますけれども、教育長、今の点について何か見解があればお願いします。

○教育長（橋本秀博君）

議員の質問にお答えいたします。

学校以外にも学びの場所、居場所が必要になってきているのではないかということでございますけれども、御存じのように、教育機会均等法が発令されて、保護者の意識や考え方も多岐多様にわたってきております。学校だけが学びの場ではないというふうなことの風潮も流れつつあります。しかし、学校というのは、人と出会って、磨き合い、助け合い、やはり不条理を知らながらも自己実現を図る学びの最適の場でなければならないというふうに捉えています。

そういったことを考えると、やはり教育委員会としましては、フリースクール等々はありますけれども、やはり学校の中の居場所づくり、これをどうにかしてつくり出していくことに学校と共に推進してまいりたいというふうに考えております。また、そういったことにおきまして、地域の方々、保護者の皆様方の御支援と御協力を切にお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○10番（新谷信次郎君）

いじめの問題にしろ、不登校の問題にしろ、数の増大だけではなくて、状況も非常に深刻化しております。そういう状況の変化に応じて、先ほども申しましたように、柳川市の教育委員会としてもぜひそれに応え得る児童・生徒、そして、保護者が信頼できる方針を打ち出していきたいと思っております。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（近藤末治君）

これもちまして新谷信次郎議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1 時 56 分 休憩

午後 2 時 6 分 再開

○議長（近藤末治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、1番菊次太丸議員の発言を許します。

○1番（菊次太丸君）（登壇）

皆さんこんにちは。1番、公明党の菊次太丸でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って順次質問をいたします。

今回は大きく3つの項目について質問をいたします。

1点目に、本市独自の庭園文化の保存活用について、2点目に、地域猫活動に対する今後の支援について、3点目に、柳川市火災見舞金等支給要綱の変更についてであります。

質問は自席で行いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

○1番（菊次太丸君）続

柳川市独自の歴史的庭園の保存活用について質問をいたします。

この質問は、令和4年3月議会において新谷議員より、柳川の掘割沿いに点在する歴史的庭園を文化財として保護していくべきではないか、また、観光資源としての活用についても質問がなされておりました。その中で、歴史的庭園の保存活動に御尽力をいただいております南九州大学名誉教授の永松先生の活動についても御紹介がありました。さらに、私の生まれ育った椿原町の幾つかの庭園を紹介され、子供の頃にセミ捕りをした庭園や汲水場につながり小舟に乗って舟遊びをしたことが懐かしく思い出されました。このように、たくさんの思い出が詰まった掘割周辺の庭園の保存に情熱を注いで議論していただきました新谷議員にはこの場をお借りいたしまして、御礼と感謝を申し上げます。

さて、柳川独自の庭園文化を保存、再生、活用、そして、後世に正確に伝え残していくための測量等の活動を50年近くにもわたって続けてこられたのが永松先生であり、そして、教え子、市民ボランティアで構成された柳川水郷庭園保存機構の皆様であります。この活動の

中で庭園の調査研究も進み、各地で先生の展示会や講演活動等も行われてきました。本市としても、それらの研究や庭園の保存活動、これをどのように評してあるのか。

また、本年、令和5年3月には柳川市文化芸術推進基本計画を策定されました。その中において、この歴史的庭園の価値についてどのような位置づけがなされておりますでしょうか。

○生涯学習課長（野田 学君）

菊次議員の御質問にお答えさせていただきます。

南九州大学名誉教授の永松先生は、50年近くにわたり柳川の歴史的庭園を調査研究され、所有者との関係を深められながら、実測調査や記録写真を残され、さらには、様々な形での広報活動やボランティアによる保存活動にも尽力されておられます。これらの取組については、市としても高く評価しているところでございます。

今後、歴史的庭園の保存や周知活動を進めていく上で、永松先生に御協力を仰ぎながら取組を進めていければと考えています。

また、議員御質問の柳川市文化芸術推進基本計画の中での価値の位置づけでございます。

まずは柳川の歴史的庭園は、掘割の水を引き込んで、庭の池の水や生活用水として引き込み、また掘割に戻すという他市では見られない特徴を有する柳川市の貴重な文化資源です。そのうち3件が国の名勝に指定されるなど、柳川市総合計画の政策目標の一つである柳川市の歴史・文化・風土に誇りと愛着を持つふるさとづくりを支える要素としての価値を持つものと考えています。

また、柳川市文化芸術推進基本計画では、5つの方向性・テーマに沿って取り組むべき10個の基本施策を設定しております。文化資源としての高いポテンシャルを秘めた歴史的庭園について、文化面や観光面等の活用を図っていくことで経済的な価値も創出できるのではと考えています。これらを通して計画の基本施策として掲げています文化芸術や文化資源を活用した観光・産業の魅力づくり、方向性・テーマに定めております地域ブランディング、柳川らしさを活用したまちの魅力づくりの実現につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（菊次太丸君）

今回、経済的な価値の部分についても触れていただきました。ちょっとその部分に入る前に、基本計画の策定の背景、ここには文化芸術の持つ創造性を観光やまちづくり、産業振興などに活用し、地域課題の解決に取り組む地方自治体を文化芸術創造都市として位置づけ、支援をすることになっておるようですが、国からの支援というのは具体的にどういったものでしょうか。

そしてまた、文化、歴史、景観などを重視してきた都市の多くが文化芸術創造都市に名のりを上げるとありますが、現在の本市の立ち位置はどのようなものでしょうか。

○生涯学習課長（野田 学君）

菊次議員の御質問にお答えいたします。

計画に記載しています文化芸術創造都市に対する国からの支援とは、主に国内の文化芸術創造都市間のネットワークの構築を通じて、政策研究や意見交換などを行う都市間交流を活発にする取組への支援です。

今後は計画でお示ししています文化芸術を中心とした様々な事業に取り組みながら、文化を起点に観光やまちづくりなどの各種施策と連携した新たな取組を創出するなど、波及効果が見えてくる段階で文化芸術創造都市に名のりを上げることを検討したいというふうに考えております。

以上です。

○1番（菊次太丸君）

波及効果が現れ出てくるときに文化芸術創造都市に名のりを上げたいということでありましたけれども、この計画自体が10年の計画だったかと思えますけれども、なるべく早い時期に名のりが上げられるような形になるようによろしくお願いをいたします。

先ほど基本計画の中でどのような位置づけをされてあるのかと、このようにお伺いをしまして、今後の計画遂行には関係各課、これはもとより、より多くの皆様方にこの庭園が持つ価値について知っていただく必要があるわけでございます。柳川の文化を守っていくためには、その文化が持つ価値を多くの人とやっぱり共有をしていかなければならないわけでございますが、市内外の皆さんに多く知っていただくためには過去の永松先生の取組を知っていただきたいんですけれども、福岡県立美術館において「福岡の庭園美展」と題して展覧会を開催されており、県内のみならず、海外にも庭園の魅力を発信してこられております。また、その場所で柳川の8か所の庭園も御紹介がされてありました。今後の取組についてお伺いをいたします。

○生涯学習課長（野田 学君）

菊次議員の質問にお答えさせていただきます。

市内の歴史的庭園のうち、立花氏庭園、戸島氏庭園及び水郷柳河^{すいきょうやながわ}の構成要素であります三柱神社の庭園は国の名勝に指定されており、一般公開もされています。一方で、掘割を起点に点在する庭園が水を通じてつながる全国的にも珍しい歴史的庭園の本質的価値に関する啓発が不十分であったことは反省すべきと考えております。

現在、柳川の歴史的庭園の研究の第一人者であります永松先生に御相談しながら、啓発活動を進める準備を行っているところでございます。

以上です。

○1番（菊次太丸君）

その準備を今進めておられるということですので、多くの市民の方、市内外の方々

が御参加いただけるような取組にぜひしていただきたいというふうに思っております。

そして、この保存活動、これをやっぱり永続的に行っていただく、そういったものをつくり上げていかなければいけないというふうにも思っております。この基本計画の冒頭にも書かれておりますけれども、郷土に対する愛着や誇りを持つ、その心の醸成こそがこの保存活動の源泉となると考えております。永松先生は特に子供たちにもこのすばらしい柳川独自の庭園文化に触れてほしいと願っておられます。私も全く同感でございますけれども、柳川の子供たちにこのようなすばらしい庭園を見る、そういった機会を設けていくべきではないかと私は思っておりますけれども、教育長のお考えはどうでしょうか。

○教育長（橋本秀博君）

菊次議員の御質問にお答えいたします。

現在、柳川市では郷土に愛着と誇りを持ち、成長する子供、具体的には柳川が大好きな子供の育成を目指して、各学校、熱心に教育活動に取り組んでいるところでございます。その一環としまして、小学校長会が中心となり、仮称ではありますが、柳川ふるさと学習を推進しているところです。これは偉人、文化、歴史等、校区の特色や特性等を学びの糧として教材化し、教育課程の中に組み入れようとするものでございます。このことから、この柳川の掘割を生かした庭園文化につきましても、目指す子供像を具現化する教材の一つになり得ると考えております。しかしながら、学校や先生方の過重負担とならぬことを前提に、地域性を踏まえ、校長会等とも連携を図りながら、情報提供を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番（菊次太丸君）

学校のほうの御協力も得ながら、また、地域のほうの御協力も得ないといけない場合もございましょうけれども、でき得る限り子供たちにこのすばらしい文化というものを広げていきたいというふうに思っておりますので、今後ともどうか御協力のほどよろしく願いをいたします。

これらの庭園の保存活動は、永松先生を筆頭に、ボランティアの皆さんの手によってそのほとんどの活動がこれまで行われてきたと思っておりますけれども、今後、ボランティアの力が衰えてしまうということをお大変に心配しておるわけでございます。あらゆる関係各課、所管との連携の強化が課題でございますけれども、具体的な方策、これをお伺いしたいと思います。

最近、伝習館高校の生徒さんにも参加をいただいて、清掃活動、保存活動を行っていただいたと新聞報道がなされておりましたけれども、永続的な活動にするための方策、これは何かございますでしょうか。

○生涯学習課長（野田 学君）

菊次議員の御質問にお答えさせていただきます。

柳川の歴史的庭園は代々の所有者によって守り伝えられてきており、それぞれに保存して

いく価値があるものと認識していますが、一方で、個人の所有物であって、プライベートなスペースでもありますので、行政がその維持経費を補助したり、管理に関わったりしづらい面もございます。そのような中で、永松先生をはじめ、有志の方々によるボランティア活動は非常に貴重なものと認識しておるところでございます。

このような活動が活性化するためには、まず、歴史的庭園の価値を知る人、そして、守りたいと考える人が増えていくような啓発活動が重要であると考えているところでございます。そのためには、関係する各課が様々な機会を通じて歴史的庭園の価値を周知していく必要があると思います。

先ほど議員が紹介されました伝習館高等学校の取組は、伝習館高校が地域でのボランティア活動の取組を検討する中で、市内に残る歴史的庭園の存在を知られ、柳川市の歴史的庭園の研究者であります永松先生と共に庭園の清掃ボランティアを行われたものでございます。清掃は市内の松本邸の庭園で行われ、同校の吹奏楽部と卓球部の生徒を中心に57名が参加されております。生徒たちは2時間にわたって除草や落ち葉かきなどの清掃活動に熱心に取り組むとともに、永松先生から柳川市の歴史的庭園の特徴や先人の知恵と工夫について学ばれています。

この内容については各種新聞で取り上げられましたし、柳川市のホームページでも紹介しているところでございます。市としましては、ボランティア活動の周知や広報など、引き続きこれらの活動のサポートをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（菊次太丸君）

分かりました。

冒頭、庭園そのものの価値に加えて、観光業という経済的価値との新しい連携についても御答弁がございました。観光業とのマッチングによって経済的価値が生まれることは保存活動の資金源になりますし、そのようにしていかなければならない、このように思っております。

これまでの長きにわたる永松先生の活動により、所有者との関係の下、庭園探訪、これを企画されて、市内外から多くの方が参加されているということは御存じのとおりだと思います。今後の観光課との連携、これをどのように図っていかれますでしょうか。

○生涯学習課長（野田 学君）

菊次議員の御質問にお答えいたします。

歴史的庭園は、立花氏庭園、戸島氏庭園及び水郷柳河^{すいきょうやながわ}の構成要素である三柱神社の庭園が国の名勝に指定されており、これらの庭園は観光資源として観光客の方々にも既に楽しんでいただいているという状況でございます。

一方で、多くの歴史的庭園は私有地にあり、ふだん見ることができません。永松先生が代

表をされてある柳川水郷庭園保存機構が主催された庭園ツアーでは多くの応募者があったとお聞きしています。市におきましても、観光商品としての活用を検討するなど、観光課との連携を模索していきたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（菊次太丸君）

では、観光課としての庭園活用に向けた課題、どのように認識をされておりますでしょうか。

○観光課長（山田秀太君）

菊次議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、市内に残されております多くの歴史的庭園は地域の貴重な歴史資産と認識しておりまして、本市の地域資源の一つであると考えております。しかしながら、先ほど来答弁がっておりますとおり、庭園の多くは私有地でございます、所有されてある方の御理解、あるいは不特定多数のお客様を受け入れていただくかなどの課題を解決する必要があるのではないかと考えております。このため、先ほどの答弁のとおり、庭園の活用をさせていただくに当たりましては、関係課と連携しながら調査研究する必要があると考えております。進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番（菊次太丸君）

永松先生がこれまで測量されて記録した庭園の実測図などの図面を本市に提供してもよいと発言をされたようでございますけれども、DXの観点からデータの保存、そして、活用についてどのように考えておられますでしょうか。既に消失してしまった庭園についても図面を基にしてVRの技術で復元ができる、このように思っておりますけれども、どうでしょうか。

○生涯学習課長（野田 学君）

菊次議員の御質問にお答えさせていただきます。

永松先生とは実は今年に入りまして初めてお目にかかりました。これまで数回お話をさせていただいております。先生がこれまでに記録された実測図などの図面や写真のデータなど、市に活用していただきたいというお話もいただいているのは事実でございます。

これらの資料の中には、様々な事情でなくなったり、形が変わってしまった庭園に関するものもございます。当時の様子をうかがい知る上で貴重な基礎資料というふうに考えております。これらの資料につきましては、将来の利活用に向けてデジタル化を行うなど、適切な管理を図っていきたいというふうに考えております。これらをデータ化することで、画像での庭の復元、今、議員が申し上げられたVR等、そういう様々な事業に取り組む可能性が広がっていくというふうに考えているところでございます。

今後は先生の研究成果を生かし、写真や実測図などを用いた展示会など、庭園の啓発に努めていきたいというふうに考えております。これら周知活動を通して、市内にあります歴史的庭園に関する価値を市民にお伝えしながら、庭園に関する興味、関心を高めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○1番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

観光課、そして、生涯学習課としてそれぞれの課題があったようでございますけれども、所有者の土地に踏み入ることができない、そういった場合においても、案内板を設置さえすれば、そこにQRコードをつけることによって情報を入手することができます。例えば、ユニボイスアプリはQRコードを読み込むことで音声により情報を入手することができ、19言語に対応することができます。このようなアプリは国会の場においても審議がなされており、これを推進していくというふうになっておるようでございます。

今後のインバウンド誘客、これを考えたとき、これまで課題であった柳川観光の人手不足、そしてまた多言語化、これを急速に進めて、柳川観光の満足度を上げていくさらなる動きが必要ではないか、このように考えておりますが、どうでしょうか。

○観光課長（山田秀太君）

菊次議員の御質問にお答えいたします。

議員に御提案いただきましたユニボイスアプリにつきましては、多言語に対応できまして、スマートフォンなどでQRコードを読み取れば翻訳された文章が表示され、読み上げてくれる機能がございます。福祉や防災の分野でも活用できるものと認識しておるところでございます。

また、御指摘いただきましたインバウンドの受入れ体制づくりを進めますことは大変重要でございまして、2019年に策定しました本市の第2次観光振興計画におきましても、5つの課題の一つにインバウンド観光の受入れ整備が掲げられております。また、本計画を策定した直後にコロナの影響を受けましたので、現在、国や九州、福岡県の観光の第一人者に御参画いただきまして、観光まちづくり推進委員会を開催しておりまして、仮称でございまして、ポストコロナ指針を策定しておるところでございます。

この委員会におきましても、誰もが安全に安心して快適に旅を楽しんでいただくことができる受入れ環境を整えて満足度を高め、リピーターや柳川ファンを拡大するために、多言語化の推進事業に取り組んでいく必要があると御意見をいただいております。年内には委員会のほうから市長に提言書が提出される予定になっておるところでございまして、これを受けまして、現在、多言語に対応できる事業につきまして検討をしておるところでございます。

以上でございます。

○1番（菊次太丸君）

まず、やっぱりDXといえば観光DX、先陣を切っていただいて、予算の要求もしっかりとしていただきたいというふうに思います。そういった意味で、しっかり私も応援をしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

現在、永松先生の御尽力で土地の所有者にも庭園保存に対する理解がございますけれども、土地の所有者が代わっても庭園の保存ができるような仕組み、これをつくっていかなければならない、このように思っておりますけれども、庭園に価値を見いだして、そのまま残すことができるのは誰なのか、どのような方を想定されますか。

○生涯学習課長（野田 学君）

菊次議員の御質問にお答えさせていただきます。

文化財保護法や文化財保護条例など、法制上は文化財を保存するための方策として、文化財の指定や登録を行う仕組みがございます。文化財指定を受けた場合のメリットとしては、修理など維持管理に対する補助メニューがあることや固定資産税などの優遇措置がありますが、デメリットとして、所有者変更や所在場所変更などの場合に届出が必要なこと、現状変更には制限があること、公開の義務があることなどの規制を受けることがあります。個人財産の文化財の指定はなかなかハードルが高いというふうに考えているところでございます。

また、庭園の維持管理は代々守り伝えてこられた所有者の方々に行っていただくことが原則になるというふうに考えておりますが、高齢化や転出により維持管理が難しくなり、以前の姿が失われている庭園があることも事実でございます。近年、古民家を用いた宿泊施設やカフェなどに活用している事例が民間で多く見られます。このような形も文化遺産の保存と活用の一つの方向性ではないかというふうに考えているところでございます。個人所有の庭園を保存する方策につきましては、引き続き先進事例を調査研究していきながら考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（菊次太丸君）

この部分になりますと企業誘致と結びつくかというふうに思います。以前から私が提案しております柳川の掘割を活用した企業誘致、これともマッチするものかなというふうに思っておりますけれども、この地域財産の保護、こういった観点で連携していただき、この課題というものを克服していただきたい、このように思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○企業誘致推進課長（金子幸喜君）

議員がおっしゃいますのは、歴史的庭園を活用した企業誘致の可能性ということだと思います。

調べいたしますと、歴史的建物をホテルとして活用している事例もあるようでございます。歴史のある庭園を備えた高付加価値の宿泊施設としての活用、また、宿泊業に限らず、IT関連ベンチャー企業など、庭園を眺めながら仕事ができる企業の誘致は庭園を維持管理する一つの手法であると考えております。

そのためには庭園の所有者の中で維持管理に困っている人がどれぐらいいらっしゃるのか、企業の誘致として活用してもよいのかなど、所有者の実情と御意向を調査する必要があると思われまふ。私ども企業誘致推進課は生涯学習課や観光課などと連携を強めまして、加えて、永松先生の御協力も仰ぎながら、企業誘致の観点から歴史的庭園の保存や活用について研究していきたいと考えております。

以上です。

○1番（菊次太丸君）

この項目の最後の質問になります。柳川庁舎北側の植樹、これは永松先生が掘割をイメージしてデザインされたと、このように伺っております。庁舎統合の際にはどのようなことになるのか、また、これまでこの議論をお聞きになった市長、何か感想を持たれたらお答えをいただければありがたいです。よろしく願いいたします。

○財政課長（田中勝裕君）

菊次議員の前段部分の御質問にお答えをしたいと思います。

議員からも御紹介がありましたように、昭和52年の柳川庁舎建設の際に、庁舎北側の庭園を永松先生からデザインしていただきました。庭園は掘割をイメージして、石畳の小道と花時計を囲むようにハナショウブやツツジなどを植えたもので、当時、新聞にも報道をされております。しかしながら、造園してから46年が経過した現在においては、手入れが行き届かず、植栽はツツジだけが残り、小道や花時計については機能を果たしておりません。大変申し訳なく思っております。

これから庁舎増築に併せまして、敷地内の緑化計画や駐車場の配置計画に着手してまいります。必要な駐車台数を確保するという条件の下、庁舎庭園を今後どのようにしていくべきかということにつきましては、永松先生とも御相談をしながら慎重に検討を行いたいというふうに思っております。

以上です。

○市長（金子健次君）

菊次議員の質問にお答えしたいと思います。

先生とお会いしたのは2回ほどでございますけど、すばらしい先生だと思ひました。有明新報ですつと見ていたんですけれども、こんな人を早く知っておけばよかつたなと思ひつて、後悔もしているところでござひます。本当に日本にこういう庭園はないよと、かなり言われまして、優しく言われたんですけれども、非常にデータも見せていただいたし、物すごく倉

庫の中から大切なものを持ってきていただいて、庭園の石一個一個を全部学生たちに書かせたということで、非常に精度の高いですね、それはもったいないなと思いました。

もう一つは、いろんな形で展示会もありますけど、どうやって保存をしていくかということで、今、野田のほうも答弁いたしましたけど、いろんな形で活用をしていきたいということで、先生も協力的になっていただいておりますので、観光大使にしてくれぐらいの気持ちで、私はこれから先生と親しくしながら、柳川のこの保存活用を積極的にやっていきたいというふうに思っています。

以上です。

○1番（菊次太丸君）

今、市長のほうから積極的にやっていきたいということでございました。永松先生と連携するということはもちろんのこと、やっぱり土地の所有者、こことどうつながって関係性を結んでいくのかというのが、先ほど来、皆様からお示しをいただいた各種事業を行っていく上では大変大事なことだというふうに私は思っておりますので、そういった視点を持って、今後この文化財の保護、また、この庭園というものを残していく、そういった活動にぜひぜひ応援をしてさしあげていただければというふうに思っております。

この件はこれで終わらせていただきます。

次に、地域猫活動の今後の支援について質問をさせていただきます。

昨年度まで取り組んできたさくらねこ、この本市の実績について教えてください。

○生活環境課長（野口貴光君）

菊次議員の質問にお答えさせていただきます。

さくらねこは、正式にはさくらねこ無料不妊手術事業といい、公益財団法人どうぶつ基金が実施している事業で、飼い主のいない猫への不妊手術を無料で行っています。この事業の申込みについては、一般枠、団体枠、行政枠の3つに分類されております。本市は令和3年10月より行政枠に登録し、無料不妊手術の申出があった市民へ配付しております。

これまでの実績でございますが、令和3年度においては10月から翌年3月までの6か月で158頭、令和4年度においては375頭の手術を行っており、月約30頭の不妊手術を実施しております。

以上です。

○1番（菊次太丸君）

この事業がなくなったというか、手術する場所がなくなってしまったんですけれども、現在、この取組はどのようになっていますでしょうか。

○生活環境課長（野口貴光君）

菊次議員の御質問にお答えします。

今年度も市民からの申出があった場合には、行政枠で無料不妊手術事業のチケット申請を

行っておりますが、先ほど来、菊次議員も御指摘のとおり、みやま市に設置されていた重点施設が閉鎖されたこともあり、月に5頭程度と、昨年同月30頭程度よりもかなり減少をしております。そのため市民からの申出に十分対応できず、2か月程度待つていただくような状況でございます。

以上です。

○1番（菊次太丸君）

市民の方から、この活動についてもうちょっと力を注いでいただきたい、こういった声もいただくわけでございますけれども、みやま市ではワンヘルスの観点から、いち早く補正による予算措置がなされております。御存じのとおり、この活動を効果的に行おうとすれば、切れ目があってしまえばこれは元の木阿弥になるわけでございますので、本市においてもこの活動に対して力強い支援をお願いしたいわけでありまして、いかがでしょうか。

○生活環境課長（野口貴光君）

菊次議員の御質問にお答えします。

飼い主がいない猫、いわゆる野良猫については、ふん尿や臭い、発情期の鳴き声に関するものなど、様々な相談が寄せられていますが、即効性のある対策がないのが現状でございます。また、子猫が生まれる時期になると、捕まえてほしいなどの相談や事故に遭う猫も多くなっております。

このような望まれずに生まれた命、不幸な猫を減らすためには、時間はかかりますが、繁殖制限を行い、一代限りの命を全うさせてあげることが有効な対策だと思われまます。そのため、本市としても引き続き、さくらねこ無料不妊手術事業に参加していきたいと考えておりますが、先ほど答弁させていただいたとおり、本市への無料手術チケットは月に5頭程度というふうになっております。このような状況を踏まえ、市としても飼い主がいない猫に対する独自の支援策として、飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術の補助金交付事業について令和6年度からの実施に向け検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（菊次太丸君）

来年度から検討していきたいということでございます。マックスで375頭手術ができた経緯がございます。この経過を見ながら、その効果を見ながら、どのところまで支援をしていくのか、より多くの頭数の手術ができるような形になるようよろしくお願いをいたします。

この件はこれで終わらせていただきます。

次に、柳川市火災見舞金等支給要綱について、要は今回この要綱というよりも、ここにどういった気持ちで取り組んでいくのかということを中心に聞きたいなというふうに思っております。

ただ、最近、空気が乾燥しておりまして、火災件数が増加しているように思っております。

近年の火災の発生数の推移と原因についてお伺いします。

あわせて、火災要因の実態に合った今後の予防策、これが極めて重要だと思っております。よろしくお願いたします。

○消防署長（武田和時君）

菊次議員の御質問にお答えします。

柳川市における過去5年間の火災発生件数でございますが、令和元年が15件、令和2年が22件、令和3年が16件、令和4年が19件、令和5年が11月30日現在で15件となっております。

火災原因の主なものは、電気機器及び電気配線から出火したもの、コンロの火が燃え移ったもの、ごみや枯れ草焼却の火が燃え移ったもの、たばこの不始末、放火、または放火の疑いとなっております。

予防策といたしまして、電気機器及び電気配線につきましては、古い機器の取替えをしていただく、タコ足配線をやめていただく、コンセント付近の清掃をお願いしたいと思います。コンロについては、調理中にはその場を離れないこと、また、調理場の清掃と整理整頓、これをお願いしたいと。ごみや枯れ草の焼却、たばこの不始末については、適正な火の取扱いを行っていただく。放火については、家の周りに燃えやすいものを置かないことなど、市民の皆様には火災予防の広報啓発が重要だと考えております。また、市民の皆様には、火災をいち早く発見するためにも、住宅用火災警報器の設置をお願いしているところでございます。

以上です。

○1番（菊次太丸君）

この予防策というものがやっぱり効果を発揮していかないと、最近、雨も少なく、もうしばらくすれば水落としの時期にもなるわけです。掘割の水を防火用水として使っている本市においては、これはやっぱり重大な問題になってくるわけでありますので、担当課問わずに、やはりこういった啓発、ここには皆さん御協力をいただきたいなというふうには思っております。

次に、現在の火災見舞金の支給要綱とその財源、これはどのようになっておりますでしょうか。

○総務課長（新開文隆君）

菊次議員の御質問にお答えいたします。

火災見舞金の支給については、柳川市火災見舞金等支給要綱に基づき行っているところで、これは火災による被災者の応急的な救助を目的とするもので、建物の焼損程度に応じて、現に居住されている方及び火災に直接起因して傷病を負われた方に見舞金を、火災に起因して死亡された遺族に弔慰金を支給するものです。

具体的な金額につきましては、現に居住している建物限定で、1世帯につき全焼50千円、半焼30千円、類焼による部分焼20千円、また、火災に直接起因して受傷後48時間以内に死亡

した場合は1人につき150千円、火災に直接起因して傷病を負った者で1週間以上の入院治療を要する者、または1か月以上の治療を要する者は1人につき10千円となっております。

財源につきましては、一般会計予算で例年の発生件数を基に予算化しており、令和4年度においては予算額200千円に対し、支給額580千円となったため、不足分を予備費で対応いたしました。このため、令和5年度においては前年度の倍の400千円で予算化し、既に180千円を支給しております。

以上です。

○1番（菊次太丸君）

火災件数が年々増えているという状況であるというふうに思っております。今日は議長のほうから早めに終わるようにということで御相談を受けておりますので、2番、3番、4番の質問項目は省きます。

今回の火災によって被害に遭った方から私が相談を受けて担当課のほうに出向いた際、担当課のほうからは直接その御本人に出向いて被害者の皆さん方とお会いするというご話をお話をされました。ところが、その相談を受けた方にお聞きしますと、実際にお会いされていないということでしたけれども、これはどういうことでしょうか。

○総務課長（新開文隆君）

菊次議員の御質問にお答えいたします。

先ほど御質問にあった内容につきましては、7月20日の柳川駅前が発生した火災についてでございます。この火災で被害に遭った方につきましては、菊次議員よりお話があった7月24日に電話で聞き取りを行い、居住しているかどうか及び火災に起因して傷病を負われたかどうかの確認を行いました。この電話では、被害者の方へのお見舞いの声かけなど、被害者に寄り添った対応や丁寧な説明を心がけ、見舞金の支給要件に該当しないこと、火災見舞金の支給はないことを説明し、了承いただきました。

菊次議員には被害者と直接お会いして被害状況を確認しますとしておりましたが、被災者との電話でのやり取りの中で、火災直後のこの時期に直接お会いすることがかえって被害者の負担になるのではないかと考え、直接お会いしてお話を聞くことは御遠慮させていただきました。このため、菊次議員には電話にて経過についても御報告させていただきましたが、おっしゃるとおり、確かにお約束したことは守れておりません。このことについては大変申し訳なかったというふうに思っております。

今後の行政の対応につきましては、今回の件を十分に反省し、被害者の気持ちに寄り添いながら慎重に対応させていただきたいと考えております。

以上です。

○1番（菊次太丸君）

そうすると、今回は被害者の方のどなたにもお会いされていないということでしょうか。

○総務課長（新開文隆君）

菊次議員の御質問にお答えいたします。

被害者につきましては、建物に居住されている世帯主3名の方、それから、建物で営業されている4名の方がいらっしゃいます。この方につきましては、2名の方にお会いはできましたが、2名の方が電話にて対応という形になったというふうに聞いております。

以上でございます。

○1番（菊次太丸君）

事実だけをまとめますと、私に相談があったのは店舗の方です。消火活動によって店舗の中は水浸し、天井、壁はすす、煙で真っ黒になって臭いが立ち込めておると。復旧作業のために数日間の営業ができなかった。そこに対して、柳川市からの行政の支援は全くないというものでありました。それに加えて、先ほどおっしゃいましたけれども、支給要綱の該当者ではないと。そこで、私のほうから、こういう被害に遭っても支給要綱の該当者じゃない方にこそ、しっかりとお見舞いを申し上げる、こういうことが必要ではないのか、だから、お会いしてくださいと。そして、今後の支給要綱、こういったことにも関わってくるので、しっかりお話を聞いてくださいということでもございました。

このことで支給要綱に該当していない方には会っていないということになるわけですね。支給要綱に該当している方にはお会いしたと。そして、直接お会いするということで私とお約束をしたこと、それも電話で済ますということでもございます。やはり何の措置も受けることのできない、そういった方に励ましの言葉、それを柳川市として消防活動に御協力をいただいたという意味で、やはりその方に報いていく、何かしらないと私はいけないというふうに思っております。他自治体の要綱、また取り組む姿勢、これはどうでしょうか。

○総務課長（新開文隆君）

菊次議員の御質問にお答えします。

要綱の変更についてでございます。

火災に遭うなどの被害者に対しまして、行政は被害者に寄り添った対応が必要であるというふうに考えております。しかしながら、現在、本市の要綱では現に居住していることや、火災に起因した傷病を負ったことが火災見舞金等の支給要件となっております。今回のように建物を借りて営業している場合は支給対象外となりましたが、近隣自治体においても居住している建物に限定し、支給を行っているようでもございます。これにつきましては、他の自治体の状況も考慮しながら、要綱改正するかどうか調査研究を行いたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○1番（菊次太丸君）

ちょっと私が聞きたいことと違うんですね。私はその取り組む姿勢はどうなのかというこ

とです。私が再三再四にわたってぜひお会いしてくださいね、その方の御意見を反映するようにしてくださいねと言ったことに対して、ある方は会う、ある方は会わない、特に何の救済措置もない方に対してお会いをされていない、こういう実態がございますね。そして、約束を私としたわけでありますけど、過去においてこの議場においても、あれは企業誘致の件でしたよ。担当課のほうがお会いするということで、後日、聞いたときには電話対応ですよ。今回も会いに行くと言って、また電話対応ですよ。何か私に対するマニュアル化されておるのかなというふうな思いもちょっと受けたりもするわけなんですけれども、どうやってそういった市民の皆さん方に寄り添っていただけるのかということで質問をしておるわけです。こういったやり方、ほかの自治体、また、議員が、議会がそれを認めるのか、よその自治体においても議員に対して行きますと約束をしておきながら行かない、こういったことが常習化されておるんですか、よその自治体ではどうですかということでお聞きしたつもりでありました。

いずれにしても、市民に寄り添う、そういった行政であっていただきたいというふうに思っています。

先ほど来お話を聞きますと、その要綱に合致した方にはお会いをしたということでありますので、これは金額の問題ではないです。10千円でも5千円でもいいんです。要綱に合致させるような形にして、要綱変更を行って、そういう店舗の方にでもお会いができるような形にぜひしていただきたいなというふうに思うんですけれども、市長の考えはどうでしょうか。

○市長（金子健次君）

事情はよく分かりました。菊次議員が言われるのはごもっともだというふうに思うし、要綱の規定の中に支給対象にない人と分けるようなことはあってはならないと思いました。被害者でもあるし、それは見舞金の支給がないとしても、逆に言ったら、そのことが非常に気の毒だということを経験したほうがよかつたんじゃないかというふうに反省をいたします。

北九州の旦過市場で大きな火災が2回ほどありましたけど、あそこも恐らくそういう普通の住宅でも、アパートに住んでいる人に対しての見舞い等は私はしているんじゃないかと思えますので、同じような形になるというような感じがいたしました。その要綱がそういう要綱であれば、改正したほうがいいのかというふうに感じているところでもございます。

職員のそういうことでの不手際のご事情は、私が最高責任者でありますので、申し訳なかったと謝りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○1番（菊次太丸君）

先ほど来、火災の発災件数も増えております。いち早くこの要綱の変更を行っていただきたい、このようにお願いをいたしまして、今回の私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（近藤末治君）

これをもちまして菊次太丸議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時 54 分 休憩

午後 3 時 4 分 再開

○議長（近藤末治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 5 順位、5 番田中康徳議員の発言を許します。

○5 番（田中康徳君）（登壇）

皆さんこんにちは。5 番田中康徳でございます。議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。

先月、11月27日からノリの初ちぎりが行われ、順調なスタートで、1 回目の摘採が昨日ぐらいに終わったようでございます。しかし、この先、あまりよくないという試験場からのファクスが昨日届きまして、沖のほうから栄養がなくなっているという情報でございました。昨年の二の舞にならぬよう、心配がされておるところでございます。

今回は教育現場、そして、子育て支援の質問をさせていただきます。

その前に、この間、新聞を見ておりましたが、今、小・中・高に通う生徒たちが長期欠席を強いられていると。病気療養中の児童・生徒の人数が過去 5 年間で 1.5 倍に増えたことが文科省の集計で発表されました。先ほど新谷議員の話もありましたが、中学校においては一・五、六倍の伸びで、心身症、精神疾患を患う中学生が増加していると。

そして、保育園につきましては、病児保育の空きがなく、急な発熱や感染症などで保育所に行けない子供を一時預かる病児保育を 4 月から利用料を無償化したため、福岡県内でも利用者が急増し、必要なときに施設の空きがなく預けられないと。有償だったときは預けられたのにといった保護者の不満の声が相次いでいる中に、施設ではなく自宅で見守る訪問型の病児保育を有償で始める企業が福岡市で登場するなど、そういった状況を解決しようとする動きも始まりました。北九州市では 10 月にそういった施設に助成をすることを市議会に提出、可決をされました。

私の質問は自席にて行いますので、議長のお取り計らいをお願いいたします。

○5 番（田中康徳君）続

柳川市の小・中学校における働き方改革についてでございます。

本年 8 月 28 日に中央教育審議会の緊急提言が出されました。夏休みが終わり、新たに学校教育が再開する時期です。提言の概要は、教育は人なりと言われるように、学校教育の成否は教師にかかっている。教師は子供たちの成長を感じることができるすばらしい職業であります。我が国の学校教育の成果は高い専門性と使命感を有する教師の献身的な取組によるものであります。しかしながら、依然として長時間勤務の教師が多い状況であり、持続可能な

教育環境の構築に向け、教育に関わる全ての者の総力を結集して取り組む必要があると。国、都道府県、市町村、各学校が自分事として、その権限と責任に基づき主体的に取り組むことが必要である。保護者や地域住民、企業など、社会全体が一丸となって課題に対応することが必要。そこで、改革の目指すべき方向性は、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対してよりよい教育を行うことができるようにすること。教師が教職生涯を通じて新しい知識、技能等を学び続け、質の高い教職員集団を実現していくことは我が国の学校教育の充実にとって極めて重要であると。

提言の内容は全くそのとおりであると思います。そして、本年9月8日に文部科学省より各都道府県に提言を踏まえた緊急取組の通知が行われました。

柳川市教育委員会として、この提言や通知をどのように受け止められているのか、また、どのような具体的な取組をされているのか、お答えをいただきたいと思います。

○学校教育課長（古賀 洋君）

田中議員の御質問にお答えをさせていただきます。

田中議員が今おっしゃったとおり、文部科学省では、令和5年5月22日に令和の日本型学校教育を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について中央教育審議会に諮問を行いました。そして、8月28日に教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）、これが取りまとめをされたところでございます。

これを受けまして、福岡県では9月13日に県教委から市町村の教育委員会に対しまして、緊急提言を踏まえた取組の徹底について通知が出されたところでございます。

本市教育委員会におきましても、今回の中央教育審議会による緊急提言については、できることを直ちに行うという考え方の下、国が取りまとめたものであることを踏まえまして、できることから直ちに着手をしていくというふうに考えております。もちろん市内各小・中学校も通知の前からこの文科省の情報は既に得ていたものと思っておりますけれども、市教委からまた改めて通知をいたしまして、各学校の校長がその権限と責任を踏まえて適切に対応できるよう、教育委員会が必要な指示、支援に努めて対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（田中康徳君）

提言では、学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進、学校における働き方改革の向上等、持続可能な勤務環境整備等の支援の充実など、具体的に緊急に取り組むべき内容が指示されました。

これらの観点から、柳川市教育委員会が実際に取り組まれていること、また、これから取り組もうとしていることを具体的にお答えいただきたいと思います。

○学校教育課長（古賀 洋君）

田中議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今ありました緊急提言の3つの観点につきまして、本市教育委員会のこれまでの取組、それから、これからの取組について御紹介をさせていただきます。

まず1つ目、学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進についてという提言につきましてでございます。

これまでの取組につきましては、まず、柳川市においては学校給食費の公会計化の実施がこれに当たります。学校給食費の徴収、管理等の事務について、学校や教職員ではなく、地方公共団体、具体的には教育委員会の事務とすることを基本とした上で、これは令和元年度から公会計化の準備に取り組みまして、令和2年度から公会計化を実施いたしております。

これからの取組について御紹介をいたしますと、ICTの活用によります校務効率化の推進ということになります。具体的なことで御紹介をさせていただきますと、これまで教職員がいわゆる校務で使用する校務系パソコンと授業で使用しております生徒が1人1台持っております学習用のGIGAタブレット、これを今別々の機械を利用しておりましたけれども、この2台を1台のパソコンでできるように、これを令和6年3月から実施をしたいということで準備をいたしております。これまで校務系のパソコンは職員室でのみでしか利用ができませんでした。教室で利用するタブレットとは用途を分けて利用しておりましたけれども、この運用を実施することによりまして、校務系パソコンでGIGAタブレットのアプリケーションの利用が可能になります。さらに、校務系パソコンということで学校内のWi-Fiに接続ができるようになります。したがって、学校内のWi-Fiが届く範囲では業務ができるというふうな利便性の向上が期待できるところでございます。

次に、2点目の学校における働き方改革の実効性の向上について、この提言について御説明をいたします。

これまでの取組につきましては、平成31年4月に柳川市における教職員の働き方改革取組指針、こちらを作成いたしております。この取組を進めるに当たって、令和元年度から教職員用の出退勤システムを導入いたしました。令和3年度からは、教職員の健康、福祉の確保を図るため、勤務時間の適正な把握に努めているところでございます。

また、教職員のメンタルヘルスの取組について、平成29年度より教職員を対象にストレス診断を行っているところでございます。このストレス診断の結果によりまして高ストレスというふうに診断をされた対象となった教職員の方については、専門機関での面談ができることになっております。具体的には精神科、神経科の病院で専門医の面談を受けることができるというふうになっております。引き続きこの制度については利用促進に努めていきたいというふうに考えております。

また、保護者や地域住民等の理解、協力を得ながら取組を進めていくため、学校は業務の適正化に向けて学校運営協議会、こちらを開催させていただいております。この取組の実効

性を高めるためにも、教育委員会は地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員を配置いたしております。

これからの取組については、保護者等からの過剰な要望、要求等の学校のみでは解決が難しい事案について、学校運営上の大きな課題であるとの認識が強まっている中、保護者等との信頼関係の構築に当たって、教師が教師個人として対応するのではなく、学校が一つの組織として対応することが重要になってまいります。学校だけでは解決が難しい事案については、教育委員会が行政の責任において学校への支援として対応できる体制の構築が必要であると考えております。その体制づくりにつきましては、先ほどの一般質問でも少しお話をさせていただきましたが、現在、体制づくりを検討しているというところでございます。

最後に3点目、持続可能な勤務環境整備等の支援の拡充の提言につきまして、これまでの取組につきましては、不登校児童・生徒にきめ細かな支援を行っていくため、スクールカウンセラー、それから、スクールソーシャルワーカーを配置いたしてきたところでございます。

スクールカウンセラーの配置につきましては、現在、中学校区に1名を週8時間で配置いたしております。少ないと思われるかもしれませんが、この配置につきましては、県が予算措置をしているものに対して市が単独予算で追加をすることによって確保しているものでございまして、スクールカウンセラーが長く在籍できるように努めているところでございます。また、小学校へのスクールカウンセラーの配置につきましては、令和2年度から県費によりまして、各中学校区のスクールカウンセラーを年14時間小学校に配置をいたしているところでございます。これにつきましても、必要に応じて中学校、小学校で時間の融通を行っているところでございます。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、学校だけでは対応が困難な児童・生徒の事例等に対して、関係機関と調整、連携を図りながら、子供を取り巻く環境の改善を図るため、社会福祉等の専門的な知識、技術を用いて、児童・生徒や保護者の相談に応じたり、福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用した支援を行っております。このスクールソーシャルワーカーにつきましては、対応する事案が年々増加し、また、複雑化していく中で、昨年度は2名で対応しておりましたけれども、今年度はさらに2名増員を行いまして、4名で対応しているというところでございます。

以上でございます。

○5番（田中康徳君）

私がお尋ねしていることは、例えば、持続可能な勤務環境整備等の支援の充実では、本年3月議会において新谷議員が一般質問されました、学校の中には正規の定数配置ができていない、病休や育休等に代わる講師の先生が配置できないでいる学校があったようですが、これらのことは本年度はどのように改善されたのでしょうか。

また、学校における働き方改革の向上等に関わって、さきの新谷議員の質問では、休日、

土曜日に柳川市の全小学校19校で出勤があっているのに、出勤記録が残っていたのは数校だけと。これでは国が求めている実効性のある取組に程遠いと言わざるを得ないと思うのですが、本年度改善されましたか。

さらに驚くべきことに、今年3月末にはこれからの柳川市を担っていく若手の先生が何人も辞職されたと聞きましたが、本当でしょうか。

○学校教育課長（古賀 洋君）

まず、令和4年度の定数欠及び病休や休職等に代わる講師の配置の状況、さらに、令和5年度の定数欠及び病休や休職等に代わる講師の先生の配置状況について御質問にお答えをさせていただきますと思います。

令和4年度の定数欠につきましては、本市の小学校で合わせて20名、中学校では9名というふうになっております。これが4月当初で4名の講師の配置ができなかったという実態がございましたが、年度途中でこれについては4名配置ができております。

また、病気休暇の取得者が11名、病気休暇の期間を超えて休職というふうになっている者が1名おります。これに対しては代替講師の配置ができた人数が8名、配置ができなかった人数が4名というふうになっております。

育児休業につきましては18名おりましたが、これについては全て講師の配置ができているところでございます。

また、出産に伴う特別休暇の取得者は14名おりましたが、これについても全て講師の配置ができているところでございます。

令和5年度について申し上げます。

定数欠は小学校で22名、中学校で11名となっております。今年度は4月当初から全て講師の配置ができているところでございます。

病気休暇の取得者は4名、病気休暇の期間を超えて休職になっている者が2名おりますが、こちらもいずれも代替の講師の配置ができております。

育児休業の取得者は12名おりますが、こちらも全て講師の配置ができております。

また、出産に伴う特別休暇取得者は13名おりますが、そのうち12名は講師の配置ができているところでございます。

昨年度に比べますと、産休代替の講師1名を除きまして、今年度の定数欠の代替講師は年度の当初から全て配置ができております。また、病休、休職、育休についても全て代替の講師の配置ができていような状況でございます。

次に、出退勤管理システムの出勤記録にあります学校数と実際に出勤した学校数が異なっていたことに対する御質問についてお答えをさせていただきます。

各小学校、中学校につきましては、教職員の勤務時間の適正な把握に努め、業務量の適切な管理を行うためにも、出退勤の際は必ずカードを通すようお願い、お知らせをしておる

ところでございます。今後も引き続き学校に対して適切な出退勤管理システム運用を働きかけてまいります。これは教職員の皆さん方の自分たちを守るためでもございますので、しっかり理解をしていただいて、適切な運用に努めていただきたいと思いますというふうに考えております。

続きまして、今年3月末の教諭の退職についてお答えをさせていただきます。

令和4年度末の退職者は26名になっております。このうちに定年退職者、それから、勸奨等の早期退職者を除く普通退職者が8名いらっしゃいました。8名のうち、若いといいますか、20歳代の教職員が6名いらっしゃいました。この6名の中の4名の方は、辞職した後、福岡県教育委員会以外の教育委員会の採用試験合格者ということで、教職員を続けていらっしゃいます。結婚とか家庭の事情とか、そういった形で勤務地の問題でこのような判断をされる方がいらっしゃったということで、なかなか市教委として対応が難しい部分ではございますが、このような状況にあったということでございます。

以上でございます。

○5番（田中康徳君）

ありがとうございます。

出退勤管理システムというのがどういうものか分かりませんが、先ほどの説明では全ての定数欠には講師の配置ができていたということでした。

では、昨年、問題となりました、本来、その職務があるので学級担任することを避けなければならない主幹教諭、教務主任の先生を本年は学級担任としていないということですよ。昨年は小学校で9校もあったようですが、また、それでも先生が足りないので、教頭先生や校長先生まで授業をされている学校があったようですが、本年はそのような学校はない、問題は解決したということでございますね。

結局、昨年、一昨年よりも柳川市の学校は改善されていないどころか、悪化しているのではないかと危惧しておりますが、沖前教育長がこのことに関しまして、柳川市教育委員会として、服務監督権者として各学校が円滑に教育活動を遂行できるように努力していると言われました。しかし、実際はこれからの柳川市の学校を担う若い先生たちが退職したり、採用試験を受け直してほかの地区に流出したり、柳川市以外に異動希望届を出すなどの傾向が出てきているのではないですか。教育委員会の在り方を見直し、また、これからの学校再編に向けた教育委員会の在り方そのものが問われていると思います。

最後に、教育長にお尋ねします。

教育は人なりです。柳川の子供によりよい教育が行われるために、先生方を守り育てていくための考えをお聞かせいただきたいと思います。

○教育長（橋本秀博君）

田中議員の御質問にお答えいたします。

田中議員のおっしゃいますとおり、教育は人なりでございます。教育に最も大切なのは人

間性であり、他者との信頼関係を築くことができるか否かによって、その成否にかかっているとされており、つまり教師の力量、資質、能力に負うところが極めて大きいと言えます。ですから、現在、学校においてそのような資質、能力を備えた魅力ある教員が求められているところです。

とはいえ、現在、学校のほうでは、確かな学力や豊かな心、健やかな体など生きる力の育成、さらには先ほどから御質問が出ておりますいじめ、不登校など、学校教育をめぐる様々な課題への対応などの面で悩みが多いことも現実であります。このような職責を遂行するために、数多くの先生方は教師としての使命感や誇り、教育的愛情等を持って教育活動に当たっており、研究と修養に努めてまいっております。

しかしながら、現在、教員をめぐる状況は大きく変化しておりまして、グローバル化や情報通信技術の進展、少子高齢化など、社会の急激な変化に伴い、高度化、複雑化する諸課題への対応が必要となり、変化が激しく、先行きが不透明な社会に移行しつつあるのも現実としてございます。このような中で、今求められている人材像は、社会からの尊敬、信頼を受ける教員、先ほど申しましたとおり、思考力、判断力、表現力等を育成する実践的指導力を有する教員、困難な課題に同僚と協働し、また、地域と共に連携して対応することができる教員が求められているところでございます。このような教員像を目指すためにも、また、具現化していくためにも、柳川の地域社会と一体となった宝であります子供の育成を重視することが必要であり、地域社会の様々な関係機関との連携の強化が不可欠であると考えております。優れた教員の養成、研修や確保は大学や学校の中だけで行うのではなく、学校支援に関わる関係者をはじめとする広く社会全体の力を結集して取り組んでいくことも必要であると思っております。田中議員が先ほどおっしゃいました地域や保護者が一体となり、学校と共に柳川の子供たちの健やかな育成を目指して、その実現を図ってまいることが肝要であります。

また一方では、マネジメント、経営力を有する校長のリーダーシップの下、地域の力を活用しながら、チーム学校として組織的かつ効果的な対応を行う必要もあると考えております。そのためにも、教育委員会と学校、地域社会との連携、協働によりまして、教職生活全体を通じて学び続ける教員を継続的に支援し、守り育てていくことが重要であると考えておりますし、先陣を切って、私、教育委員会、チーム教育委員会としても推進してまいる所存でございます。

以上でございます。

○5番（田中康徳君）

ありがとうございます。

この二、三年の間でも十数名の初任者やこれからの柳川市の学校を担う若い先生たちが辞めていっています。また、経験を積んだベテラン先生の中には定年を待たずに早期に退職さ

れる先生も出ています。なぜこのようなことが起こっているのか。これは原因があるはずなんですよ。

教育長は3月まで柳川市の小学校の校長先生でした。なぜ柳川市の学校がこのような状況になっているのか。柳川市の学校の働き方改革の必要性を一番分かっているのは教育長じゃないですか。教育長ばかりこうやって責めるわけじゃないんですけど、教育長は教育界の大黒柱なんです。だから、問題を洗い出して解決して、魅力ある柳川の学校づくりを学校や保護者に真に寄り添って、地域と共に一体となって進めていこうという誠意のある取組を望んでおります。

切にお願いをいたしまして、次の質問に入りたいと思います。

子育て支援に関する質問でございます。

まず1つに、5歳児健診の実施についてでございますが、発達における課題がある児童、小学校に上がる前に5歳児健診をやるのは有効ではないかと思っておりますが、どうでしょうか。

○子育て支援課長（小池由希君）

田中議員の御質問にお答えいたします。

議員の御質問にもありましたとおり、5歳児健診は発達における課題や特性を早期に発見し、就学前に適切な支援につなげるという位置づけがされているものです。

この実施につきましては自治体に任されておまして、本市では現在、4か月児、10か月児、1歳半児、そして、3歳児の乳幼児健診を行っております。

今年度の近隣自治体の状況を申し上げますと、本市を含めました筑後地域の15の市町村で5歳児健診を実施しているところは現在のところございません。

本市におきましては、これに代わる事業といたしまして、親子教室を月2回、発達相談会を2か月に1回実施をしています。親子教室では、子供の言葉や発達、子供との関わり方に悩む保護者からの相談に対し、臨床心理士や言語聴覚士、作業療法士の資格を持った相談員が集団の中の子供の様子を観察し、保護者へのアドバイスをを行います。また、発達相談会は、言語聴覚士と作業療法士が個別の相談や検査を実施し、必要に応じて専門の医療機関へ御紹介をしています。

発達に課題や偏りがある、いわゆる発達障がい症状については、一般的な知識や理解が以前よりも深まったとはいえ、保護者にとってはまだまだデリケートな問題で、その受入れは容易ではないと思われれます。早期に発見し、適切な支援につなげることと併せまして、それに伴う保護者への配慮、十分な説明も必要です。保護者の御心配、また、不安に寄り添いながら、それぞれの子供に合った適切な支援の必要性を御理解いただく場として現在実施している相談事業を継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○5番（田中康徳君）

ありがとうございます。なかなか難しいところがあるようでございますが、将来的には進めていく方向で御検討いただければと思っております。

次の質問でございます。園児のおむつ処理の一括回収はできないかということで質問をさせていただきます。

私の孫も3歳ですが、保育園のバッグの中には毎日おむつをバックいっぱい、6枚ぐらい持っていっておりますが、先生方は大変じゃないかなと思っておりますが、柳川市としてはどのような考えを持っていらっしゃるのかなと思っておりますので質問をさせていただきます。

○子育て支援課長（小池由希君）

お答えさせていただきます。

保育所などの施設における使用済おむつの処分につきましては、本年1月に厚生労働省から施設での処分を推奨するという通知が出されております。その理由としましては、持ち帰りがなくなることで保護者の負担軽減につながる、また、使用済みのおむつを子供ごとに振り分ける業務がなくなることで保育者の負担軽減につなげようというものです。

この使用済おむつの処分につきましては、県内、また、本市の状況を申し上げますが、まず、県が今年度実施をしました調査で保育施設で処分を行っている割合が県内で79.2%ございます。南筑後の地域で8つの市や町がありますけれども、こちらでは75.8%となっております。

次に、8月に子育て支援課で行いました市内の保育所と認定こども園を合わせた21の施設への調査では16の施設が園で処分をしていただいています。1つの施設では持ち帰りとは併用を行ってあるということでした。合計して8割の施設が園での処分を実施されているという結果でありました。また、この8割の施設のうち、一般家庭のごみと同様に通常の週2回のルート回収を利用されているのが4つの施設、その他の13の施設は個別に業者へ回収を委託されておりました。

先ほど申し上げました県の調査によりますと、使用済みのおむつを施設が処分するということに対して、県内の自治体で一括回収や処分費用の負担というのは行われておりません。また、本市でも市による一括回収については検討はいたしておりません。使用済おむつは一般廃棄物として扱うことが可能とのことですので、量が多いために保管場所に困るという場合は指定の燃やすしかなないごみ袋に入れていただいて、直接、有明ひまわりセンターに無料で持ち込むことができます。施設には大変お手数をおかけしますが、そのような御対応をお願いしたいと考えております。

以上です。

○5番（田中康徳君）

ありがとうございます。大変のようでございますが、よかったらこの件も前向きに検討をいただきたいと思っております。

以上をもって私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（近藤末治君）

これをもちまして田中康徳議員の質問を終了いたします。

第6順位、8番今村智子議員の発言を許します。

○8番（今村智子君）（登壇）

皆さんこんにちは。8番、公明党の今村智子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、本日は2点の質問をさせていただきます。

まず1点目は、おくやみコーナーの設置について、2点目は、外国人の子供の教育についてであります。

2020年6月議会で、死亡に伴う手続について一般質問をさせていただきました。その後、本市はすぐに死亡後の手続の簡素化に取り組み、御遺族の負担軽減に努めていただきました。ありがとうございました。

しかしながら、市民の方は死亡後の手続を初めて御経験される方も多いことから、簡素化されてよかったと実感されてある方は少なく、依然として死亡後の手続等に関する御負担のお声をいただいております。

そこで、本日は再度お悔やみに関する質問をさせていただきたいと思います。

前回の質問から3年がたちましたが、その間も大切な市民の方がお亡くなりになっているようでございます。

そこで、お尋ねをいたします。

この3年間で本市において死亡された方は何人いらっしゃるのかを教えてください。

この後の質問は自席にて行いますので、議長のお取り計らいのほどよろしく願いいたします。

○市民課長（成清和政君）

今村議員の質問にお答えいたします。

柳川市の過去3年間の死亡者数については、令和2年度が875人、令和3年度が983人、令和4年度が1,045人となっております。

以上です。

○8番（今村智子君）

ありがとうございました。

令和2年度が875人、そして、令和3年度が983人、令和4年度は1,045人ということで、この3年間、毎年1,000人近い方が亡くなられているということで大変に驚いております。改めまして、この場をお借りして亡くなられた方の御冥福をお祈りいたします。

先日、配偶者を亡くされた御遺族の方からお声をいただいております。死亡後の手続は大変だった、庁舎内をぐるぐる回らないといけなくて、1か所で手続ができたらいいのにということでありました。最近では配偶者を亡くされた高齢の御遺族の方が一人で手続をしなければならない、そういう場合が増えているように思います。本市は、高齢者や体に障がいがある方が手続に来られた場合は、総合窓口の職員の方が声をかけ、窓口に座ってもらい、関係課職員の方が総合窓口に出向き、手続を行っていただいているということでございました。しかしながら、今後はやはり手続をワンストップで行えるおくやみコーナーというものを設置され、御遺族となられた全ての方にサービスを提供するべきではないでしょうか。

全国の自治体では、おくやみコーナーが増えております。実際に利用された遺族の方は、手続は大変と聞いていたが、このコーナーのおかげで安心して手続ができた、1か所の受付で全て案内してもらえて助かったと高い評価を得ております。今年10月に総務委員会で福井県の越前市役所に視察に行かせていただきましたが、庁舎入り口にすばらしいおくやみコーナーを設置してありまして、本当に市民に寄り添ったサービスを行ってあると実感をしたところであります。

2020年5月より、当時の内閣官房IT総合戦略室がおくやみコーナー設置に関するおくやみコーナー設置自治体支援ナビやそのガイドラインの提供を開始していましたが、その導入に関しての本市の見解を聞かせてください。

○市民課長（成清和政君）

今村議員の質問にお答えします。

おくやみコーナー設置自治体支援ナビについてですが、このシステムは現在のデジタル庁の前身となる内閣官房情報通信技術総合戦略室で作成されております。おくやみコーナー設置自治体支援ナビはシステム自体の基本設計が平成30年以前にされており、そのシステムの更新等がまだ分からない状況にあります。また、システム導入作業とその費用対効果を考えて場合、おくやみコーナー設置自治体支援ナビ導入よりも、現在の各課共有のシステムをさらに改良し、運用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○8番（今村智子君）

ありがとうございました。

本市では支援ナビは導入せずに市独自の仕組みで運用していきたいということでもありますけれども、御遺族の方はどこか1か所で腰を据えて手続がしたいとおっしゃってあるんですね。ワンストップのおくやみコーナーの設置についてはどのようにお考えでしょうか。

○市民課長（成清和政君）

今村議員の御質問にお答えします。

現在、亡くなれた方のお悔やみ関係の受付については、庁舎1階の総合窓口で遺族の方に

マンツーマンで必要な手続を御案内しております。また、高齢者や足の不自由な方には担当窓口の職員が総合受付のほうに赴いて対応しております。

議員が質問されてあるおくやみコーナーの設置についてですが、現在、場所等の問題もありますので、おくやみコーナー自体の設置は難しいと考えておりますが、現在の総合受付に分かりやすい表示板を設置するなど、利用者に配慮した運用を心がけ、今後も総合案内のほうで対応していきたいと考えております。

以上です。

○8番（今村智子君）

ありがとうございました。

おくやみコーナーの設置は場所等の問題もあって難しいということでおっしゃってあります、ただ、総合案内に行けばワンストップで手続ができる、そういった理解をしてもよろしいでしょうか。

○市民課長（成清和政君）

一時的な受付につきましては総合受付のほうでやっております。基本的にはワンストップ、一番初めの受け口のところはそこでやりたいと考えております。

以上です。

○8番（今村智子君）

最初だけはいいいいというような御答弁で、本当に配偶者等を亡くされた市民の方のお気持ちというのがあって、庁舎内を回るのは本当に大変、重い気持ちで回っていらっしゃるというのを何人もお声を伺っていますので、今後またそういったお気持ちをしっかり思っていたきながら考えていただければというふうに思っております。

あと、お悔みというのが本当に突然来るものでありますので、まずは総合案内に行ってくださいという周知をしっかりと市民の皆さんにさせていただけたらというふうに思っておりますし、表示板を設置していただけるということでもありますので、庁舎内に入ったら一目で分かるような表示板の設置をお願いできますでしょうか。今、総合案内がありますけれども、ばたばたされていて、お忙しいときもありますし、なかなかお声がかけづらい状況のときもあられたりしますので、そういう市民の方への配慮をしっかりとさせていただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、おくやみハンドブックについて伺います。

ハンドブックの作成に至っては、前回の質問で調査、検討を進めていきたいとのことでありましたけれども、その後の進捗状況をお聞かせください。

○市民課長（成清和政君）

今村議員の質問にお答えいたします。

おくやみハンドブックについてですが、みやま市など近隣の自治体でも、自治体側の負担

がなく無料で作成されております。市役所の手続以外のことも記載されており、住民の評判もよいとのことでした。

当市におきましても、おくやみハンドブックについては、先行自治体のおくやみハンドブックを参照しながら、よりよいものをできるだけ早い時期に作成したいと考えております。以上です。

○8番（今村智子君）

ありがとうございました。おくやみハンドブックは早い時期に作成をしていただけたという御答弁をいただきましたので、本当にありがとうございます。

私も幾つかの自治体のおくやみハンドブックを拝見させていただいたんですけども、市役所の手続に加えて、それ以外では、例えば、銀行口座とか、あと、相続関係等の問合せ先など、また、亡くなった後の空き家問題に関する内容のことまで書かれた、そういった御相談の窓口等も書かれてあったものもありましたので、しっかり検討していただきながら、この1冊を頂くことで御遺族の不安が軽減されたというようなことになるかと思っておりますので、本当に一日も早く配付ができるように御尽力をお願いして、この質問は終わります。

それでは、次は外国人の子供の教育について質問をさせていただきます。

本市の外国人の数は今年11月30日現在で764人と伺っております。9年前の2014年の256人から見てみますと、年々増加し、2021年から2023年の2年間は年間約100人の外国人の転入がっております。それに伴い、外国人の子供たちも最近は市内でよく見かけるようになりました。本市の多文化共生社会を感じる機会も増え、本当にうれしい限りです。

2017年度に策定された第2次柳川市総合計画の後期基本計画では、国籍や民族などの異なる人々が安心して暮らせる仕組みづくりを施策の一つに掲げられて、2020年度には本市在住の外国人の方の要望などを調査していただいております。その要望された中で一番多かったのが言語の問題で、説明や意思の疎通がなかなか困難であるということでありました。これは外国人の子供たちが抱えている問題でもあります。子供たちが柳川で安心して学校生活を送り、学習にも意欲的に取り組み、自身の夢に向かって前に進んでいく。そのためには外国人の子供のための教育環境の整備は大変重要であると考えます。

国は日本に暮らす外国人の子供の就学を法的に保障しておりません。しかし、就学を希望する場合には基本的には日本の子供たちと同じ教育を無償で受けることができるのとことでもあります。本市においてその外国人の子供の受入れについてはどのような手順が必要でしょうか。就学手続の流れについて教えてください。

○学校教育課長（古賀 洋君）

今村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

外国人の子供の学校への受入れにつきましても、基本的に日本人の児童・生徒と変わることはございません。ただ、外国人には日本での就学義務が課されておりませんので、就学の

ための申請書を出していただく必要がございます。

以上です。

○8番（今村智子君）

ありがとうございました。

外国人の子供の就学に関しましては申請書を出さなければならないということでありまして、正直、その申請書をどこでもらって、どこに提出をしなければならないのか、また、転入届から申請書を出すまでの流れも御存じでない方もいらっしゃると思うんですね。それで、もう少し詳しく知りたかったんですけども、私が考えているのは、通常は市民課で転入届を出された後に、そこで三橋庁舎の学校教育課に申請書をもらいに行ってくださいとか、その後、提出をするといった形でよろしいのでしょうか。流れがもう少し分かれば教えてもらえますか。

○学校教育課長（古賀 洋君）

就学までの御案内がどのようになっているか、少し補足説明をさせていただきたいというふうに思います。

外国人の方で小・中学校への就学を希望される方でございますが、これまでのところ、その方の関係者、雇用主であったり、御家族、親戚であったり、既に日本にいらっしゃる方から転入手続の前にあらかじめお問合せがあるというケースがほとんど、ほぼ100%の状況でございます。そうした中で、転入される前に、学校での受入れ体制であるとか、その児童・生徒の状況、日本語がどれくらいしゃべれるのかとか、そういったところを事前に打合せをさせていただいて転入の手続に進んでいるというのが現状でございます。

したがって、転入手続の前に、教育委員会のほうで御家族であったり、関係者の方であったりと御相談をさせていただいているというのが今の状況でございます。

以上です。

○8番（今村智子君）

ありがとうございました。

実を言いますと、（資料を示す）こちらが文科省が出しました「外国人のための就学ガイド～日本の学校への入学手続きについて～」というチラシをホームページより出したものでございますけれども、この中で「公立の小学校・中学校への入学手続きの流れ」と題しまして、「保護者は、初めに居住する市区町村役場で転入届を申請し、その窓口と教育委員会に、子供の小学校、中学校への入学の希望を伝えてください。「子供を学校に入学させたいので、手続きをお願いします。」というふうに英文と日本語で書かれたものがございます。こういったチラシを転入のときに頂かれると、すごく助かるのではないかなというふうに思うんですね。先ほど課長がおっしゃいましたように、これまでは何らかの形でスムーズに、また、保護者の方は本当に御心配だと思われましたので、事前に就学の情報を集めていらっしゃる

からだと思うんですね。けれども、そうでない方もこれからはいらっしゃるかもしれませんので、できたら、よかったらこういったチラシですね、市教育委員会独自で作成されてもいいかと思うんですけれども、前向きに御検討をお願いしたいと思っております。

また、本市の学校教育課のホームページを見てみますと、外国人の子供の就学についての情報が載っておりませんので、併せてホームページへの掲載の御検討もお願いできますでしょうか。海外から情報収集するにはインターネットで情報収集される方がほとんどでありますので、よかったらできるだけ多くの情報の発信をお願いしたいと思っております。

このチラシの配布についての御意見を伺いできればと思います。

○学校教育課長（古賀 洋君）

確かに今までは事前の相談という形で対応してまいりましたけれども、議員おっしゃるとおり、チラシの必要性も感じるところでございますので、何らかの形でそういったものを作っていきたいというふうに検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○8番（今村智子君）

作っていただけるということで、本当にありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、次の質問でございます。

本市における外国人児童・生徒の数を教えていただけますでしょうか。

○学校教育課長（古賀 洋君）

現在のところ、外国人児童・生徒数でございますが、小学生が10人、中学生が2人となっております。

以上です。

○8番（今村智子君）

ありがとうございます。

では、その中で日本語指導が必要な児童・生徒の数を教えてください。

○学校教育課長（古賀 洋君）

現在のところ、学校で言語的なサポートを必要としているのは、小学校で3名、中学校で1名でございます。

以上です。

○8番（今村智子君）

小学生が3名で、中学生1名ということですね。

では、これまでに外国人の児童・生徒や、また、保護者の方に対して、日本での学校生活における悩み事、心配事など、あと、日本語について分からないとか、そういった感じのアンケート調査をされたことはありますでしょうか。

○学校教育課長（古賀 洋君）

現在のところ、市教委としてアンケート調査を実施したことはございません。

学校に就学する際、また、学校生活を送る中で、学校が保護者、児童・生徒、それから、周辺の協力者の方、こういった方々から聞き取り等をしながら、その子にとってどのような対応が一番いいのかというのを模索しながら今対応しているというふうな状況でございます。以上です。

○8番（今村智子君）

ありがとうございました。

まだこれまでアンケート調査はされたことがなく、そしてまた、学校、これは多分現場の先生方が聞き取りなどをされてあるのではないかと思うんですけれども、教職員の負担にはなっていないでしょうか。日本語が話せない保護者の聞き取りだと、本当に真意が伝わらないこともあります。それよりも、やはり文書できちっと尋ねられたほうがより分かり合えるのではないかと思うんです。

本市では先ほど中学生が1名というふうにおっしゃったんですけれども、中学生のお子さんになられると、これから高校受験などを控え、親子共々に不安になってこられると思います。そういった進路の相談や悩みなどの声を聞くためにもアンケート調査は必要であると考えております。

アンケートの作成に当たりましては、先ほど菊次議員がユニボイスアプリのことをおっしゃってあったんですけれども、このアプリは多言語対応もできますし、また、そのほかにも便利なアプリがたくさんありますので、多言語で文書を作成するという必要もなく、外国人とか、また、日本語が苦手な方も自分の言葉でアンケートの回答ができて、負担が少なく思いを伝えられると思いますので、ぜひアンケート調査の御検討をよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問でございます。

先ほど日本語指導が必要な児童・生徒さんが小学生3名、そして、中学生が1名と伺いましたが、そういった子供さんにはどのような支援を行っていただいているのかを教えてください。

○学校教育課長（古賀 洋君）

現在の対応ということでございますが、担任を含めた当該校の教職員によります補充的な学習というものも行っておりますが、教職員の人数も限られる中で十分な対応が行えているかというところ、そこまでは至っていないというふうな状況でございます。それを補完する意味合いも含めまして、地域学校協働活動ボランティアの方にも御協力をいただいているというところでございます。こちらはドリル等を使っての簡単な日本語学習とか、そういった簡単なものになってまいります。ボランティアに対応していただいているのは、1児童について

1日1時間程度ということで、時間的にもあまり十分なものではございません。

なお、ボランティアの方には1時間900円程度の謝金が支払われて対応しているというふうな状況でございます。

以上です。

○8番（今村智子君）

詳しくお調べしていただきましてありがとうございます。

日本語学習の指導者は地域学校協働活動のボランティアの方がしていただいているとのことで、本当にありがたいなというふうに思います。なかなかこのような指導を引き受けていただける方というのはいらっしゃらないと思うんですね。ボランティアの方々は本当に子供たちの成長を我が子のことのように喜んでくださっておりますし、もちろん報酬のことなど本当に何も言われません。しかし、これから日本語のサポートが必要な子供が増えていけば人が必要となってきますので、そうした中で、時給900円の謝金というのは、求人を出されても果たして人が来ていただけるのでしょうか。本市で取り組んでいただいております地域未来塾で中学生を対象に学習支援の事業を行っておりますけれども、その謝礼は時給1,480円ということで、同じ学習支援でも報酬の金額が違っているのはなぜだろうなというふうに考えます。

久留米市では外国人等児童生徒サポート事業があり、日本語理解が困難な児童・生徒が在籍する学校に語学能力を有するサポーターを派遣し、学習支援を行っております。また、福岡県内においても、久留米市のほかにも日本語指導をされる事業に取り組まれている自治体もあります。

本市では日本語教育に関する事業はないようでありましてけれども、今後増えると思われる外国人の子供たちを柳川の宝として育てていくために、日本語指導など、早急に教育環境の整備は必要なのではないでしょうか。見解をお聞かせください。

○学校教育課長（古賀 洋君）

本市におきましても、御指摘のとおり、外国人の居住者がだんだん増えております。それに伴いまして、本市の小・中学校に就学する外国人も、少しずつではありますけれども、増えてきているところではございます。

その中でも、日本語ができないために学びが十分にできない児童・生徒が出てきている現状にございます。これまで授業中に日本語ができる保護者に付き添っていただいたり、あるいは現在配付しておりますタブレットの翻訳機能を活用したり、こういった工夫をしてきたところではございますが、こうした児童・生徒の日本語教育についても考える時期に来ていると考えているところでございます。

ただ、この対応につきましては、議員からも御指摘がありましたとおり、人材の確保が何よりも不可欠でございます。どのような制度を活用していくかについてはさらに検討を続け

ていきたいというふうに考えておりますが、まずは日本語教育に関しての県の加配教員の枠を確保できるように要望をしていきたいというふうに考えております。また、予算や人材の兼ね合いもございますが、特別教育支援員のような外国語の支援員制度についても研究を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○8番（今村智子君）

ありがとうございます。

県の加配教員の枠の確保への要望、または支援員制度についても検討していただけるということで、これは御予定としては、来年度からでも進めていかれる御予定でしょうか。先ほど田中議員の質問でありましたけれども、加配教員となると、やっぱり教員の免許をお持ちの方じゃないとできないというふうにも認識があるんですが、そういった状況の中で教職員の方の定数欠ということを知ったので、こういう加配教員の確保がどうなんだろうというふうにちょっと心配をしているところでもあります。

できたら本当に一日も早いこういったサポートが必要と考えているので、その辺の御計画の状況が分かれば教えていただけますでしょうか。

○学校教育課長（古賀 洋君）

加配教員の要望につきましては、今年度から来年度に向けて要望活動を行っていきたいと考えております。

ただ、現状を申し上げますと、やはり支援を必要とする児童・生徒数というのが大きく物を言ってくるという状況がございますので、なかなか現状として厳しい点はあるかと思いますが、こちらについては市教委を挙げて要望していきたいというふうに考えております。

特別教育支援員のような支援員制度につきましては、人材の問題等々もございますので、すぐにはなかなか難しいというふうには考えておりますが、また新たな外国人の転入等もある可能性もございますので、いろんな言語の関係もございます。こういったものを考えながら、できるだけ早いうちに実現できるようにしていければというふうに考えているところでございます。

以上です。

○8番（今村智子君）

よろしく願いいたします。人材の問題ということで課長がおっしゃってありますけれども、今もボランティアをしっかりといただいてサポートしていらっしゃる方もいらっしゃいますので、そういった方にもまたお声かけをされながら取り組んでいただけたらというふうに思うところでもありますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは最後に、外国人の子供の教育について教育長のお考えをお聞かせ願えますでしょうか。

○教育長（橋本秀博君）

今村議員の御質問にお答えいたします。

先ほどからの課長の答弁にもありましたとおり、また、議員の御指摘のとおり、外国籍の児童・生徒はこれからも本市においても増えてくることは十分予測できるところでございます。

令和3年5月の文科省総合教育政策局が出しました「外国人児童生徒等教育の現状と課題」という資料によりますと、議員が御指摘のとおり、国際人権規約等を踏まえて無償で外国人の子供さんを受け入れている学校が多々ございます。また、この資料の中には、外国人の子供の就学促進を図り、日本語指導が必要な児童・生徒に対する指導・支援体制を充実させるとともに、外国人と日本人の子供が共に学ぶ環境を創出することにより、活力ある共生社会の実現を図るとも述べられております。

こういったことを考えまして、議員がおっしゃいますように、柳川に住まれる外国人の方も一市民でありますし、希望されれば当然に教育の機会を与えなければなりません。一方、現状のままでは本市の小・中学校で十分な対応ができかねる部分もございます。そういったことを考えまして、御指摘されておられますとおり、受皿としてのまずは人材の確保、そして、日本語指導をできるための研修等もやった上で、先ほど御指摘いただきますホームページへの掲載とかチラシの配布とかを行わないと、学校側が困ってしまうことになることも重々予測できます。そういったことを勘案しまして、前向きに支援体制をつくってまいりたいと考えております。

なお、この件につきましては、学習指導要領にもものとりまして、さらには、先ほど課長が御説明いたしました県の事業等も踏まえて、人員の確保の要請も併せて行ってまいり所存でございます。

以上です。

○8番（今村智子君）

ありがとうございました。

今、教育長のほうから日本語指導の研修、そしてまた、前向きにしっかり支援体制を整えていくという御答弁をいただきましたので、外国人の方も柳川で子供を産み育て、そして、ひいては就職も柳川でしっかり頑張っている、このまちに来てよかったと思ってもらえるように、本当に日本人、外国人関係なく共生社会をつくり上げていかなければならないというふうに考えておりますので、また学校教育課の皆様には大変お世話をおかけするかと思いますけれども、どうぞお力を貸していただきますようお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（近藤末治君）

これをもちまして今村智子議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、本日はこれにて延会いたします。

午後 4 時16分 延会

令和5年12月6日（水曜日）

柳川市議会第5回定例会会議録

令和5年12月6日柳川市議会議場に第5回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	菊次太丸	2番	椀島正吾
3番	甲木健太郎	4番	三小田保弘
5番	田中康德	6番	橋本憲之
7番	佐藤勝広	8番	今村智子
9番	浦川和久	10番	新谷信次郎
11番	江口義明	12番	荒巻英樹
13番	佐々木創主	14番	荒木憲
15番	高田千壽輝	16番	矢ヶ部広巳
17番	緒方寿光	18番	樽見哲也
19番	近藤末治		

2. 欠席議員

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次
副市長	中村智弘	
教育長	橋本秀博	
総務部長	平田敬介	
会計管理者	田島雅彦	
市民部長	松藤満也	
保健福祉部長	池末勇人	
建設部長	中村正光	
産業経済部長兼大和庁舎長	松永久	
教育部長兼三橋庁舎長	武田真治	
消防長	松藤敏彦	
人事秘書課長	江口英範	
総務課長	新開文隆	
企画課長	古賀順一郎	
財政課長	田中勝裕	
健康づくり課長	横山久美	
福祉課長	内田猛洋	
学校教育課長	古賀洋学	
生涯学習課長	野田	
建設課長	古賀洋二郎	
農政課長	木原隆文	
水路課長	梅崎秋敬	
市民課長	成清和政	
子育て支援課長	小池由希	
都市計画課長	目野隆広	
企業誘致推進課長	金子幸喜	
観光課長	山田秀太	
学校再編推進室長	藤吉康裕	

4. 本議会に出席した事務局職員

議会事務局長	高田啓介
議会事務局次長兼議事係長	徳永喜美香
議会事務局次長補佐兼庶務係長	森康貴

5. 議事日程

日程（1） 一般質問について

順位	質問者	質問事項
1	16番 矢ヶ部 広 巳	1. 市民体育館の使用状況は 2. 学校再編（三橋町に限る） 3. 人口減少に歯止めを 4. 教員の不足 5. 肝炎インターフェロンフリー治療者の状況は
2	13番 佐々木 創 主	1. 九州新幹線長崎ルート南回りルート（佐賀空港経由） 2. 名勝水郷柳河と歴史文化
3	15番 高 田 千壽輝	1. 人口減少対策 2. 議会報告会を受けて
4	12番 荒 巻 英 樹	1. 将棋のタイトル戦の誘致を 2. 柳川おもてなし健康マラソン大会でのハーフマラソンコースの設定を
5	6番 橋 本 憲 之	1. 公共交通のあり方について 2. 市役所職員の処遇について

午前10時 開議

○議長（近藤末治君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

○議長（近藤末治君）

日程1. 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

第1順位、16番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

○16番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

おはようございます。16番矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しをいただきました。令和5年最後の一般質問をさせていただきます。

最初に、柳川市民体育館の使用状況は、次に、三橋町に限っての学校再編について、3番目に、長年の解決を迫られながら解決されずにある人口減少に歯止めを、4番目に、三橋中学校の教員の不足について、最後に、肝臓病に対するインターフェロンフリー治療者の状況

は、以上5点をあらかじめ通告しております。

あとは自席にて質問します。議長のお計らいをお願いしまして、壇上からは終わります。ありがとうございました。

○16番（矢ヶ部広巳君）続

それでは最初に、市民体育館の使用状況はについて質問いたします。

コロナ感染症が5類となって、利用状況もコロナ前に戻りつつあると思われませんが、本年4月からの利用状況について伺います。

○生涯学習課長（野田 学君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えさせていただきます。

4月から10月までの利用件数及び人数についてお答えさせていただきます。

4月が248件、利用者が5,221人、5月が289件、5,674人、6月が269件、人数が7,070人、7月が264件、人数として6,358人、8月が214件、4,284人、9月が203件、6,385人、10月が240件、7,045人でございます。11月は集計が間に合っておりませんので、10月まででお答えさせていただきます。

合計件数が1,727件、人数として4万2,037人の御利用という状況でございます。

以上です。

○16番（矢ヶ部広巳君）

今の答弁によりますと、僅か7か月間で4万2,037人もの利用者があると報告がありました。その数を聞いて、びっくりしております。あきれております。

ところで、市内の私立高校が自分の学校の体育館を閉鎖したため、市民体育館を借りて授業をされているという市民の声を耳にしますが、それは本当ですか、伺います。

○生涯学習課長（野田 学君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えさせていただきます。

本年4月に学校の体育館が使用不可となったことから、市民体育館を利用させてもらいたいとの申入れがございました。当初は朝から夕方、できれば放課後の部活動まで受け入れてほしいという要望でございましたが、市民体育館はあくまで社会体育を中心に活動される柳川市民のものでございます。学校側にその旨、説明した経緯がございます。

最終的には、学校の体育館が使えないことで困る生徒がいることも考慮し、前の月の10日の一般の利用者からの申込みを受け付けた後、その上、さらに利用者が比較的少ない平日の月曜から木曜日、午前9時から午後1時で空きがある時間帯のみ受け入れるという制限を設けて貸し出している状況でございます。

以上です。

○16番（矢ヶ部広巳君）

高校が自分の体育館を閉鎖して、何で閉鎖しておるのか分かりませんが、朝から夕方まで

ばんも。それだけではなくて放課後の部活動まで貸してくれとは、日本の私立高校の中でそんなところがありますかいな。非常識も甚だしいですよ。面ん皮ん厚かやん。程々にしてほしいと、私は開いた口が塞がりません。

それで、質問をいたします。

その私立高校が使用した本年4月からの使用月と日にちを教えてください。

○生涯学習課長（野田 学君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えさせていただきます。

4月は13日、18日、24日、25日、26日、27日の6日間の使用で、使用時間数は22時間でございます。

5月は1日、8日、9日、10日、11日、15日、17日、29日、31日の9日間で、32時間の御利用でございます。

6月は1日、5日、6日、7日、12日、14日、19日、21日、29日の9日間で、34.5時間の御利用です。

7月は3日、4日、5日、6日、10日、11日、19日の7日間で、28時間でございます。

8月は29日、30日、31日の3日間で、10時間です。

9月は4日、5日、6日、7日、11日、13日、14日、19日、20日、25日、26日、28日の12日間で、48時間の御利用です。

10月は2日、3日、4日、5日、10日、11日、19日、23日、24日、25日、26日、30日の12日間で、48時間となっております。

4月から10月まで58日間、延べ222.5時間の利用となっております。

以上です。

○16番（矢ヶ部広巳君）

今の答弁によりますと、4月は6日で22時間、5月がゴールデンウイークの月にありながら9日で32時間、6月は同じく9日で34.5時間、7月は夏休みがある中で7日で28時間、8月は夏休みなのに3日で10時間、9月は12日で48時間、何と4月から10月までの7か月間で延べ222.5時間も利用してあります。

学校は国から補助金をもらっているはずですよ。7か月の間に学校は体育館の補修とか耐震工事とかをやっているふうに全く見えません。だとすれば、永久に市民体育館を利用されて授業されるつもりと思われてなりません、そこで、質問をいたします。

市民体育館を私立高校の授業として、いいですか、市民体育館ばんも、私立高校の毎日の授業として無限大に貸与することは本来の趣旨から大きく大きく外れてはいませんか。どう思われますか。

○生涯学習課長（野田 学君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えさせていただきます。

市民体育館はその名のとおりに、市民が自らの健康増進や競技力の向上などを目的にスポーツなどを楽しんでいただく市民の持ち物であるというふうに考えております。そのため、学校行事など市民体育館を使わざるを得ない状況を除き、議員御指摘のとおり、授業の場としての特定の学校への貸出しは好ましくないというふうに考えているところでございます。一方で、当該学校へ通う市内の在学生在がいることや、学校に通う生徒たちが体育の授業を受けられなくなるという事情も鑑みまして、先ほど答弁しましたとおり、一般利用者が予約を行った後の空いている日を条件に、比較的利用者が少ない平日の月曜から木曜日の午前9時から午後1時までの4時間を対象とし、貸出しを許可しております。

なお、今回の貸出しはあくまで暫定的な措置というふうに考えております。市民体育館の利用状況によっては借用日時を含めた内容の変更を行う場合がある旨も、当初、学校のほうには事前にお伝えしているところでございます。

今後は、今回の体育館の借用に対して厳しい御意見をいただいていることを借用されている学校側へお伝えするとともに、校内で一日も早く体育の授業を行えるよう環境の整備を行っていただくよう依頼するなど、早期の問題解決に向けた学校側の取組を促していきたいというふうに考えております。

以上です。

○16番（矢ヶ部広巳君）

暫定的な措置というのは当然ですよ。暫定的な措置が、あなた、いつまでんということはおかしいでしょうもん。言うまでもなく一番犠牲を受けるのは生徒さんですよ。この学校は市民体育館だけでは足りずに、蒲池でもある体育館を利用されているそうであります。この夏の命に関わるような異常な暑さの中を、体育館の授業のために遠い市民体育館や蒲池まで往復してありますよ。これでは生徒さんが暑さで殺されますよ。もしも犠牲者が出たら、学校側はどう責任を負うのでしょうか。学校側だけでなく、市にも当然責任が及ぶかもしれません。これははじめですよ。パワハラですよ。

答弁されたように、校内で一日も早く体育館の授業が行われるように学校へ言うのは当然。今まで言うとかやこて、何も学校はしよらんやないですか。前にも言ったように、修理しよるようなふうでもない、耐震工事をしておるような雰囲気もない、こんな状態ですよ。校内で一日も早く体育館の授業が行われるように学校へ言ってください。

学校は生徒さんがスムーズに授業を受けられるようにするのが責務ですよ。また、学校へのやり取りについては、逐一議会に報告をされるようお願いをいたします。このことについて何か所見がありましたらお答えください。

○生涯学習課長（野田 学君）

議員の御質問にお答えさせていただきます。

繰り返しになりますが、学校のほうにお伺いし、校内で体育ができるよう、体育館の整備

を行われるよう依頼をしていきたいというふうに思っております。また、内容につきましては、教育民生常任委員会等、所管委員会のほうに報告をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（矢ヶ部広巳君）

早急にその対処をしてくださいよ。市民体育館は、あなた、私立高校の授業のためにあるとやないとは当然でしょうもん。こんなばかげたことがありますかいな。ほんなこて腹ん立つ。こんなことではいかんですよ。もう少し市は市としてぴしっとした態度を取ってもらうことを強く強くお願いをしまして、この項は終わります。

それでは、次の質問に入っていきます。

三橋町の小・中学校再編について伺います。

小学校再編では、二ッ河、垂見、中山、矢ヶ部の4校は（仮称）三橋小学校となりますと。令和11年度に再編協議会が設置されますと。そして、令和14年度に現在の三橋中学校で開校されます。その中で、通学距離がおおむね2キロメートルを超える場合はスクールバスを利用するとなっています。

そこで、質問をいたしますが、スクールバスの発着場所は現在の小学校になるのか、伺います。

○学校再編推進室長（藤吉康裕君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

柳川市立小・中学校の再編を進めるに当たりまして、新設校に円滑に移行するための様々な課題につきましては、新設校の学校ごとに再編の2年から3年前をめどに、保護者や地域住民、学校等の関係者による学校再編協議会を設置いたしまして、協議することとしております。

また、小学校の通学方法、遠距離通学への対応といたしまして、学校再編に伴い通学距離がおおむね2キロメートルを超える場合は、児童の登下校時における安全確保と負担軽減の観点からスクールバス等の運行の通学方法を検討することとしており、その際のスクールバス等の運行ルート、運行回数、運行時間、停留所等の設定、運用等については、地域の実情、学校や保護者の要望等を踏まえ、学校再編協議会で検討することとしております。

したがって、（仮称）三橋小学校におきましても、再編計画に基づきまして、令和11年度に設置する予定にしております学校再編協議会において、スクールバスの停留所等につきましては協議する予定にしております。

以上です。

○16番（矢ヶ部広巳君）

それでは次に、中学校の再編計画について伺います。

三橋中と大和中が再編され、1つの学校となります。令和7年度に再編協議会が設置されます。そして、令和10年度に開校予定であります。新しい中学校は、現在の豊原小学校、またはその周辺となります。通学距離が著しく遠くなって、通学に著しく支障が生じる地域はスクールバスの検討もあるとされています。

そこで、質問しますけれども、スクールバスの運用について具体的なお答えをお願いいたします。

○学校再編推進室長（藤吉康裕君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

柳川市立小中学校再編計画におきまして、中学校の通学方法、遠距離通学への対応といたしまして、学校再編に伴い通学距離が著しく遠くなり、通学に支障が生じる地域は、生徒の登下校時における安全確保と負担軽減の観点からスクールバス等の運行の通学方法を検討することとしております。

このことにつきまして、スクールバスの運用に係ります具体的な内容につきましての御質問でございますけれども、繰り返しになりますけれども、新設校に円滑に移行するための様々な課題につきましては、新設校の学校ごとに設置いたします学校再編協議会において協議することとしておりますので、大和中と三橋中との統合中学校につきましても、再編計画に基づきまして、令和7年度に設置する予定にしております再編協議会において、このスクールバスの運用についての具体的な内容につきましても協議する予定にしております。

以上です。

○16番（矢ヶ部広巳君）

（仮称）三橋小学校の開校が9年後の令和14年4月となっております。三橋、大和中学校が1つの学校になるのが5年後の令和10年4月となっております。新型コロナにより出生率は、厚生労働省の発表によりますと、前の年の1.30からさらに低下をいたしまして、過去最低となったそうであります。

問題は、過去の人口推計よりも児童・生徒さんが少なくなることが当然予想される結果となるやもしれません。そうなると、昨日の一般質問にもありましたように、5年後、9年後に再編したときには次の再編を考えることになるかもしれないわけでありまして、そうなったら、いたちごっことなって貴重な税金の無駄遣いになると思っておりますが、どうでしょうか。

○学校再編推進室長（藤吉康裕君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

学校再編につきましては、本市の子供たちによりよい教育環境をつくり、小規模校が抱える様々な教育課題を解決するために学校規模を適正にしていくものでございますので、学校再編を進めていく上で、今後の本市の児童・生徒数の状況は非常に重要なものになります。

したがいまして、議員がおっしゃいますとおり、随時、本市の児童・生徒数の動向を見極

めていく必要があります、そのことを踏まえながら学校再編は進めていかなければならないと考えております。

以上です。

○16番（矢ヶ部広巳君）

簡単に再編をまた考えますと。この再編は、そげんしょっちゅう変えてもらったら、たまったもんじゃないですよ。そうでしょうもん。ちょっと甘過ぎるよ。当初の計画から、前回の質問でも言いましたように、すぐに藤吉小学校をなぜか外されました。このことについて、非常に三橋町では不信感が充満をしております。一方で、藤吉校区の方は、はあ、これでよかったと喜ばれております。こんな状態でいいですか。柳川市民をごまかして、だまし討ちにして、何でそれなら最初から藤吉小学校は外しとかんやったですか。あんなばかげたことがありますかいな。

ならば、もう白紙に戻しなさい、三橋町は。当事者は大変な心配をしておるわけですよ。せつかく三橋町を1つの学校にするから、そりゃよか、もうしょんなかやっかち、そういう心になつとるのを、なぜかなぜか、藤吉小学校だけは特別扱いにして外さっしゃる。ならば、三橋町の小学校の再編問題については白紙に戻すべきじゃないでしょうか。どうですか。

○学校再編推進室長（藤吉康裕君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

当初策定しておりました柳川市立小中学校再編計画案からの変更につきましては、説明会でいただきました意見等を項目ごとに整理いたしまして、改めて教育委員会内において慎重に協議を行った結果、最善の案と考えまして変更したものでございます。

学校再編につきましては、柳川市の宝であります子供のためによりよい教育環境をつくり、充実した学校教育の実現のため、進めていかなければならない施策だと考えております。同時に、子供たちや保護者はもちろんのこと、地域の皆様にも大きく関わってくる施策でございますので、皆様に御理解いただくことは重要でございます。

ただいまいただきました御意見も含めまして、市民の皆様からの御意見は真摯に受け止めさせていただきます。今後、学校再編を進めていく上で重要でございます保護者や地域の皆様、学校関係者等の御理解と御協力をいただきますよう情報を丁寧に発信し、市民の皆様と共に新しい学校づくりを進めていくことを大切にしていきたいと思います。

以上です。

○16番（矢ヶ部広巳君）

ならば、藤吉小学校から外された4校についての説明会をそれぞれにしてください。ニッ河、垂見、中山、矢ヶ部。その中で、もうそれなら元に戻してくれと言うたら戻しますかいな。藤吉小学校ではみんなのそういう声が出たけんがら外しましたというて、残りの4校で、俺げはもう合併せんばい、再編にかたらんばいと言うたら、その声を聞いてくださいよ。も

し聞かなかったとすれば、それは差別になりますよ。あんなね、せっかく皆さんたちが出したのをすぐ引っ込めるなんて、それで納得させるということは無理ですよ。甘い。ほんなこてね、4校はもうみんなかっかきておりますよ。

話は変わりますが、筑後市の水田小学校が370人だそうです。下妻小学校が75人だそうです。古島小学校が85人。その3校が2025年に合併して、生徒さんが530人で新しく開校するそうでありまして。そして、新しくできる校舎は2階建てで、エレベーターつきだそうです。

そこで、質問をしますが、柳川市では、これから学校再編によって新しい学校ができるときはエレベーターつきになるのか、お伺いをいたします。

○学校再編推進室長（藤吉康裕君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

柳川市立小・中学校の再編を進めるに当たりまして、新設校の学校の施設につきましては、本市の財政状況等を考慮し、できるだけ既存施設、敷地を有効活用し、必要に応じた施設整備を行い、教育環境の充実を図ることとしております。

また、柳川市立小中学校再編計画におきまして、大和中学校と三橋中学校の統合中学校の校舎につきましては新しく建設する予定にしておりますが、具体的な内容につきましては、生徒の状況等を踏まえ、費用対効果を考えまして、総合的に今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○16番（矢ヶ部広巳君）

言うまでもなく、本市の財政状況はいいとは思われません。大変厳しいものであります。そうなりますと、筑後市が羨ましくなります。答弁は要りませんが、これから先、柳川のように人口がどんどんどんどん減っているところと、筑後市のように人口がずっとある程度維持されているところというのは貧富の差が顕著になりますよ。そうなったら、てれっと指くわえて待つかやんごんなる。哀れな柳川市になることは先が見えております。これでこの質問は終わります。

次に、3番目の人口減少に歯止めをについて伺います。

柳川市の令和5年4月1日現在の人口の現状を見ますと、本当に寒々としたものを覚えます。総人口が6万2,809人、そのうちに65歳の高齢者は2万1,664人、高齢化率は34.5%、全世帯数は2万6,258世帯、そのうちに高齢者だけの世帯数が8,140世帯で、全世帯の31%、柳川市の最大の課題であります人口減少の歯止めはどう取り組まれるのか、お答えください。

○企画課長（古賀順一郎君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

本市が行っております主な人口減少対策についてお答えいたします。

まず、企画課の取組といたしまして、市内で住宅を取得された45歳以下の方に商品券50千円分を交付するU-45マイホーム取得支援事業、婚姻から1年以内に市内に住宅を取得した39歳以下で、かつ夫婦の合計所得が4,000千円以下の方に上限300千円を交付する新婚世帯マイホーム取得支援事業、中古住宅のマッチングを行う住まえるバンク制度、移住体験施設もえもん家の運営や、福岡県外から本市へ移住して就業された方に移住支援金を支払うなどの事業を行っております。

移住支援金につきましては、昨年度は東京圏、名古屋圏及び大阪圏から移住された方に限ってございましたけれども、今年度からは福岡県外からの移住者まで対象者を広げて移住支援を行っております。

また、今年度は移住パンフレットを作成いたしまして、東京や大阪で開催されました移住フェアでのPRや福岡市でのフェアにも参加いたしまして、移住に向けてのPRに力を入れております。

その他、本市の取組では出産や子育て支援による施策の充実を図っております。その取組の中でも、むつごろうランドの大型遊具や子育て支援拠点施設「このゆびとまれ」などは大変好評を得ている次第でございます。

今年度につきましても、柳城児童公園に体に障がいがある子もない子も一緒になって遊ぶことができるインクルーシブ遊具の設置を進めております。また、今年度より市内での子育てを応援するため、出産時に50千円、小学校、中学校入学時にそれぞれ30千円を給付するやなご子ども・子育て応援金を創設しております。

このように、若者の移住や定住を目的とした人口増に結びつく施策を今後も行っていく必要があると認識をしております。さらには、こういった情報をうまく周知するためにも、情報発信にも力を入れていきたいと考えております。

以上です。

○16番（矢ヶ部広巳君）

私が住んでいるところは西鉄矢加部駅がありまして、今までは一戸建て住宅ができて、アパートができて、ほぼ時間を置かずに埋まっておりました。ところが、今では空き家のままであります。打開策はどうされるのか、お答え願います。

○企画課長（古賀順一郎君）

お答えいたします。

矢ヶ部議員がおっしゃいますように、最近では新築の家が売れ残り、空き家やアパートの空き室が目立つようになってきました。西鉄柳川駅の再開発や有明海沿岸道路の影響により、住宅事情が変化をしていることも考えられます。本市といたしましても、人口増につながる様々な対策や施策を行って、住宅やアパートに対する需要が高まるよう努力をしていきたいと考えております。

今後は、子ども医療費の負担軽減や、市の市有地を活用した新婚・子育て世帯向けの住宅用地を整備するなど、さらなる子育て支援の充実を図り、若い世代が住みやすい環境を整えてまいりたいと思います。

以上です。

○16番（矢ヶ部広巳君）

本当ですね、もう若い人が入ってこん。非常に残念でならないですが、それが現実であります。あらゆる策をひとつ市は取ってもらって、若い人が柳川市に来てくれるような施策を心からお願いして、この項を終わります。

次は4番目に入りますが、三橋中学校の教員の不足について伺います。

これは全国的な大きな課題となっておりますが、改善されるどころか、だんだんとぬかみに入っておるような気がしてなりません。一向に先の見通しが立っていないような気がいたしますが、現状はどうなっているのか、伺います。

○学校教育課長（古賀 洋君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、三橋中を例にというふうなことでございましたけれども、教員不足の現状につきまして、私ども市の教育委員会、そして、学校の現場でどのような影響が生じているのか、お話をさせていただきたいと思います。

基本的に学級編制で配当される教職員については、県教委から正規の職員を配当されているところでございます。ところが、この正規の教職員が産休、あるいは病休などで欠けた場合に代わりに入る講師の確保、これが大変難しい状況になっております。以前は教職員採用試験の受験者などを教育事務所で一括して登録して各市町村に紹介をすると、こういったシステムが機能をいたしておりました。ただ、現在はこの教職員の採用試験の倍率がぐっと下がっておりまして、なかなかそうした教職を目指して講師をしているというふうな方がほぼいなくなっているというふうな状況になっております。加えまして、もう廃止はされましたけれども、教員免許更新制、これが導入されたことを境に、大学生で取りあえず教職課程を取って免許を取得しておくという人も少なくなってまいりました。こうした中で、本市に限らず、今は講師を確保するということが大変難しい状況になっております。さらに、中学校におきましては、この人の不足とともに、免許の教科を合わせて確保する必要がございます。特に、芸術系の教科については条件が大変厳しいというふうな状況がございます。

お伺いをされております三橋中学校においては、本年度、夏季休暇中に産休に入りました芸術系の教諭の代替講師がなかなか見つからないというふうな状況にございました。これはうちの指導主事も含めまして、筑後一円、知り合いのつてをたどって探すというふうなことを繰り返しておりましたが、最終的に見つかった講師の任用が10月1日というふうになってしまいましたので、約一月遅れた分を時間割を調整して対応することとなってしまい

ました。産休に入ることは以前から分かっていたことではございますけれども、退職者を含め、様々なつてを頼って探しました。ただ、約1か月間、間に合わせる事ができず、残念な思いを持っているところでございます。

なお、10月1日に講師任用以降につきましては、支障なく授業が行われているというふうな現状にございます。

以上でございます。

○16番（矢ヶ部広巳君）

それだけ学校の現場という職場環境が悪かということですよ。待遇もいいし、職場環境もよかなら、どんどん学校に先生は来なさるですよ。ところが、勤務時間を見てみると、とてもやないが、学校の先生は8時前に来て、20時以降に帰りよらっしゃるとばんも。そんな職場に誰が来ますかいな。当たり前やないですか。

今言われたように、幸いにして三橋中学校の講師の先生が1か月遅れで10月から見えたということでよかったわけでありましてけれども、しかし、その問題が解決しただけじゃ終わりません。この問題はエンドレスでずっと続くわけですよ、今の環境でいけば。だから、一日も早くその職場環境をやっぱり改善せんなでけん。そしたら、みんな喜んで来ますよ。今の先生が退職前に辞められるはずがないですよ。ところが、環境がそういうふうやから、採用されて1か月もおって、ああ、もうこれはいかんち思うて辞められよるのが現状でしょうが。そういう教員の不足の手だてをどうされるのか、伺います。

○学校教育課長（古賀 洋君）

お答えをさせていただきます。

まず、今、教員の不足という形で、現場で直面しております講師の確保につきましてでございます。これは今現在、講師をしていただいている方とのつながりを切らない、これに尽きるのかなというふうに考えているところでございます。どうしても私たちは本来の先生の欠けた部分に当てはめていくような作業をしてしまうというふうなところがございますが、講師の先生方のほうも生活の都合、それから、給与面の心配、そういったものがございます。こういった講師の先生方の事情にも寄り添いながら配慮して、できるだけ本市で勤務を続けていただく、こういったことを心がけていきたいというふうに考えております。

またもう一つは、職場環境という形で議員のほうからの御指摘もございました。まずは本市の小・中学校が魅力的な職場になるというふうなことも重要な要素かなというふうに考えております。その中で、なかなか学校の先生の人数というのは難しい部分がございますが、今、教職員の先生方が抱えていらっしゃるストレスのかなりの部分、保護者対応等の課題があるかと思っております。こうした部分を支える仕組みをつくることで、柳川市として働きやすい職場、そして、ひいてはこういった講師の方々も定着する職場になるのではないかとこのように考えております。そうした面については、これからも努力をしていきたいという

ふうにご考慮しております。

以上です。

○16番（矢ヶ部広巳君）

私も今おっしゃったように、確かに先生方のストレスの一因が保護者にあることは否定をいたしません。それよりももっと大切なことは、何といたしましても、大きな原因の一つに先生方に対する無駄な報告などがあまりにも多いからだと思います。当然、そういう問題は見直すべきだと思います。前にも私は一般質問の中で要望いたしました、どうか本気でやっばり取り組んでくださいよ、この改善の問題についてね。ああ、ほんなごて、これならば先生になろうと、そういう環境に一日も早く戻してもらいたいことを心から要望いたしまして、この質問は終わります。

最後になります。肝炎インターフェロンフリーによる治療の状況はについてお伺いをいたします。

C型肝炎は、いずれ肝硬変や肝臓がんへ進行する可能性が高いと言われております。日本では年間3万人がこの肝臓がんで亡くなっており、がんによる死亡数でも上位に入ります。

そこで、質問をいたしますが、柳川市の肝炎インターフェロンフリー治療者の数をこの5年間、年度別で教えてください。

○健康づくり課長（横山久美君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えします。

B型肝炎、C型肝炎などのウイルス性肝炎は、血液などを介してウイルスに感染することによって発症する病気です。日本の肝炎ウイルスの感染者はB型が少なくとも約110万人、C型が約90万人いると推定され、肝炎を発症している患者はB型が約19万人、C型が約30万人と推定されています。中でもC型肝炎は肝硬変や肝がんに移行する率が高く、現在、肝がん患者の約60%はC型肝炎が原因となっています。

C型肝炎治療では、注射薬のインターフェロン治療に加え、平成26年度から飲み薬だけのインターフェロンフリー治療が始まり、副作用が少なく、短期間で安全に治療ができるため、主流となっています。これまで様々な合併症でインターフェロンが使えなかった患者も治療ができ、慢性肝炎から軽度の肝硬変までの初回治療の場合で95%以上の方が、また、重度の肝硬変の場合でも90%程度の方が体内からウイルスを完全に排除することができるとされています。

本市の過去5年間の治療者数は、県の肝炎治療受給者証交付件数から見て、平成30年度31人、令和元年度24人、2年度18人、3年度14人、4年度15人、5年度は10月31日現在8人となっています。

なお、全国の治療者数は平成26年度から令和4年度までの9年間で約27万人に上りますが、制度開始翌年の平成27年度の約9万人をピークに減り続け、令和4年度は約9,000人と、10

分の1となっております。

以上です。

○16番（矢ヶ部広巳君）

C型肝炎の治療は非常に高額であるため、患者さんの負担を減らすために国と都道府県が行っている公的な助成制度であります。過去にいかほど市政だより等で周知されたのか、伺います。

○健康づくり課長（横山久美君）

厚生労働省は平成20年度から肝炎総合対策を推進し、B型・C型肝炎に対する医療費助成を行っており、平成26年度からC型肝炎のインターフェロンフリー治療が対象に加わりました。

この医療費助成制度は、患者が負担する医療費の自己負担限度月額を定め、それを超えた部分を国と都道府県で助成するというものです。治療薬は非常に高価ですが、この制度を活用すれば、患者の自己負担額は世帯の市民税課税年額に応じて月額10千円、または20千円で済みます。

この制度の周知につきましては、制度が国、県の実施であるため、市のホームページの肝炎ウイルス検診のページで国、県のホームページを紹介しております。また、保健所等から制度周知のためのリーフレットが配付された際は市役所の窓口で配架しております。

なお、南筑後保健福祉環境事務所に確認しましたところ、医療機関にも同様のリーフレットを配付しているとのことで、患者への周知に利用されていると考えています。

以上です。

○16番（矢ヶ部広巳君）

こんないい制度があるわけですから、肝炎で苦しんである方が一人でも多く利用されるようしっかり周知していただくことを要望いたします。所見がありましたらお願いをいたします。

○健康づくり課長（横山久美君）

B型肝炎、C型肝炎の検査は血液検査で行うことができます。C型肝炎は早期に発見すれば有効な薬や医療費助成の制度があり、安心して適切な治療を行うことができます。市では肝炎に感染していないか調べるために無料の肝炎ウイルス検診を実施しています。過去に受診したことのない40歳以上の人は、本年度も今月28日まで市内33か所の医療機関で受けることができます。市ホームページに案内していますので、積極的に受診していただきたいと思っております。

以上です。

○16番（矢ヶ部広巳君）

今答弁いただいたように、この飲み薬で肝炎の95%が治ると言われております。肝硬変や

肝臓がんで苦しむよりも、こんないい制度を市民の皆さんが利用されることを願ひまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（近藤末治君）

これをもちまして矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時7分 再開

○議長（近藤末治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、13番佐々木創主議員の発言を許します。

○13番（佐々木創主君）（登壇）

おはようございます。本日は、九州新幹線長崎ルート、名勝水郷柳河すいきょうやながわと歴史文化、以上2点について質問をさせていただきます。

まず、九州新幹線長崎ルートについてですが、昨年9月、武雄温泉―長崎間が開業いたしました。ただ、新鳥栖から武雄温泉までは、ルートや整備方式、佐賀県の費用負担など、課題が解決しておらず、いまだ着工もされておられません。そういう中、4年前、初代のJR九州社長であった石井氏が佐賀空港を経由する南ルート^{（南ルート）}を提唱されました。そして、一昨年、佐賀県は、これまでの佐賀駅を通過するルート以外に北部ルートと佐賀空港を経由する南ルート案を国に提案し、新聞でも報道されました。山口佐賀県知事は佐賀空港を経由する南ルート^{（南ルート）}を高く評価しており、国土交通大臣、自民党幹部との面談も行っております。さらに、佐賀と福岡経済界が連携し、南ルートを推進する動きが見られるようになり、先月、新聞でも報道されました。我々柳川市議会議員にもその構想冊子が送られてまいりました。

この南ルートは、想定路線図によると柳川市を通る可能性が高く、西鉄と交差する部分への停車駅も明示されており、もし実現するとなれば、柳川市にとっても地域経済、交通利便性の向上、観光をはじめとして多くの可能性を秘めており、期待を抱かせるものであります。反面、様々な課題、負の側面もはらんでおります。そういった意味で、九州新幹線長崎ルートの路線決定については柳川市としても注視していかなくてはなりません。

そこでまず、柳川市として、この九州新幹線長崎ルートに関し、どう捉えているのか、お尋ねします。執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

○企画課長（古賀順一郎君）

佐々木議員の御質問にお答えいたします。

九州新幹線長崎ルートにつきましては、佐賀駅ルートを中心として、北回りルートや南回りルートが議論されているところでございます。最近では南回りルートについては幾つか案が出ているようですけれども、新幹線の駅が本市にできるかどうかはまだ分からない状況で

ございます。仮に新幹線の駅ができるならば、市民生活や地域経済などに与える影響は大きいものだと考えております。

以上です。

○13番（佐々木創主君）

それで、いろいろ動きがあるという話をしましたが、情報収集、調査等はされておられますか。

○企画課長（古賀順一郎君）

お答えいたします。

南回りルートにつきましては、本市も現在マスコミの情報ぐらいしか入手していない状況でございます。

以上です。

○13番（佐々木創主君）

情報、マスコミの報道でしか知らないということですが、近隣の自治体なり、福岡県、それとか佐賀県に対し、調査なり、情報収集なり、働きかけなり、何かされたことはありますか。

○企画課長（古賀順一郎君）

お答えいたします。

調査自体は行っておりません。

以上です。

○13番（佐々木創主君）

調査もしていないということですが、大きな影響があるという答弁も先ほどありましたが、非常に可能性を秘めているという話も私もいたしました。

それで、もしこの南ルートとなった場合の柳川市への影響、効果をどのように思われるのか、お願いします。

○企画課長（古賀順一郎君）

お答えいたします。

新幹線の駅が本市にできるかどうかまだ分からない状況でございますけれども、仮に本市に新幹線の駅ができるならと仮定した上でお答えをしたいと思います。

まず、好影響からですけれども、交通アクセスが改善されることにより観光客やビジネスマンの利便性が向上すると考えられます。次に、新幹線駅周辺には商業施設や住宅地が誘致されることが予想され、不動産価格が上昇する可能性があります。あわせて、ホテルや飲食店などの施設が誘致され、地域の雇用創出にもつながると考えられます。その他、生活圏の拡大による定住促進や、駅周辺における商業、医療、教育等の都市機能の発展が予想されます。

反対に、悪影響も懸念されます。便利な交通体系が整備されることで大都市の経済圏に取り込まれ、人、物、金がより求心力のある大都市に吸い取られることが考えられます。先ほど好影響で商業施設や飲食店が誘致されると申しましたけれども、そのテナントが大手のレストランやハンバーガーショップばかりだと、利益は結局は大都市へと吸い上げられることとなります。また、交通アクセスが向上することにより買物客や通勤客が大都市へ流出したり、本市にある企業の支店が撤退したりすることも予想されます。周辺住民にとっては新幹線による騒音も懸念されます。

このように、本市にとっては新幹線効果というのはメリット、デメリットが混在しているのではないかと考えております。

以上です。

○13番（佐々木創主君）

先ほど情報収集、調査、そして、今の影響についての答弁で、マスコミの報道しか知らない、調査もしていないと。行政として、こういう動きがあることについて、ましてや本市に非常に影響を与える可能性が高い、そういうものに対する行政の姿勢、もう少し真剣味を持ってほしいんですが、この南ルート、（現物を示す）これですね、先ほど言いましたが、全ての議員にこれは送られてきていると思うんですよ。何か聞いたところによると、佐賀の経済界の人が発行人と。これは大川の市議会議員から送ってきたんです。ということは、そういう連携、動きがあっておるということですね。

それで、これが路線図ですよ。課長、持っていないとおっしゃいましたが。当初、一昨年、報道されたときは新幹線の船小屋駅から分岐をして、柳川方面を通過して佐賀空港に至ると。佐賀空港に駅ができる。これによると、船小屋駅よりも北の地点で、九州新幹線鹿児島ルートは久留米を通過して、そして、西牟田か荒木か分かりませんが、久留米と船小屋の間から分岐をして、これによると西鉄と当然交差するわけですよ。十字にクロスする。ここには西鉄とクロスする部分が3ルートありまして、八丁牟田駅、蒲池駅と矢加部駅。ここに丸ポチですね、西鉄との連絡駅。この南ルートが、新聞でもちっちゃい地図が出ておりましたけれども、久留米市は恐らく大喜びだと思うんですよ。既存の、当初示された佐賀駅を通過するものは新鳥栖から分岐する。久留米を通過するとなると、久留米がちょうど起点となるわけですから、久留米市は大歓迎だと思うんです。恐らく久留米市も何らかの情報収集なりなんなりやっているんじゃないかなと思うんですが、それで、西鉄と交差する。西鉄も大喜びですね。せんだっていろいろやり取りしましたが、柳川に西鉄の特急が昼間は止まらないというか、運行していない。西鉄は花畑以北には非常に力を入れて、特急の停車駅も増えておりますが、県南、筑後南部地域はある意味、見捨てられているといえますかね、ほったらかしといえますか、複線化の意向もないような感じがしますが、西鉄と交差する部分に駅ができるとなると西鉄にとっては俄然可能性が出てくる話で、先ほど福岡の経済界と言いま

したが、そういった意味で福岡県にもメリットがある。経済界にもメリットが生ずるかもしれない。そして、福岡県の服部知事は、山口佐賀県知事から話があれば対応すると。福岡県内をこの新幹線の新ルートが通るとなると福岡県にも応分の建設費の負担が発生しますが、対応するという事は、応分の負担にもそれなりに否定的ではなくて、検討に値するという意思の表れではないかなと思います。

したがって、新聞紙上でしか知らないとか、情報収集、調査もしていないではなくて、柳川市としてのスタンス、柳川にとってどういう影響があるのか、どう効果があるのか、マイナス面がどうなのか、そこんにはしっかりと、それはもし実現するとなっても、10年、20年、果ては30年先の話かもしれませんよ。しかしながら、この整備新幹線は東北新幹線、北陸新幹線、そして、この九州、鹿児島ルート、長崎ルート、これは50年前に出ている構想なんです。計画なんですよ。一番遅れているんですよ。だから、必ずやできるんです、これは。北陸が先にもうつながろうとしております。だから、必ずこれはやるんです、国は。だから、必ずやできるこのルートに関して、柳川にとってどうメリットがあって、柳川にどう好影響をもたらすのか、しっかりその辺は意思を持たないといけないと思います。いいことばかりではないです。

今回のルートは、佐賀空港に直接乗り入れではなく多少北部を通るんですが、佐賀空港とこれは関連するわけですけども、今後の佐賀空港がどうなっていくのか、その辺のところをお願いします。

○企画課長（古賀順一郎君）

お答えいたします。

今後の佐賀空港については、現在、佐賀空港は滑走路を2,500メートルに延長する計画がございます。便数も増え、タイやシンガポールなどのより遠くの国から就航できるようになるようございます。これにより、佐賀県はもとより、福岡県南西部の国際化が期待され、外国人観光客の増加で地域経済への波及効果も期待されるものと考えております。仮にここに新幹線効果が加わりますと、本市にとっても観光客の増加や、まちなにぎわいなど、好影響が見込まれるのではないかと考えております。

以上です。

○13番（佐々木創主君）

何かいいことばかり影響があるようなお話をされましたが、佐賀空港、例のオスプレイの件に関して当市でも特別委員会を設置してやっておりますが、佐賀空港に関しては、開港以来、合併前の旧柳川市の時代において運航時間を夜まで延長したいと、佐賀県と柳川市は環境保全に関する合意書というのを結んでおりますから、その改定を求められて、両開地区、柳川南部地域の皆さんが非常に騒音問題、危険性が増すということで非常に心配をされましたが、結果的に柳川市はこの合意書の改定を受け入れて改定いたしました。そして、さらに

今度は深夜に貨物便を飛ばせたいから再度運航の運用の時間延長をしてほしいということで、これも合意をいたしましたね。

佐賀空港ができて、本数が増えることによって、柳川、我々を含めて利便性が向上し、観光にも寄与していると思いますが、しかしながら、騒音と危険性、この負担を加重させられてきたのは柳川市なんです。何のメリットもない。ここ10年の間に全国に新しい空港ができておりますけれども、静岡空港は滑走路2,500メートルですよ。佐賀空港とほぼ同様の乗降客数、2019年で約80万人。ここは空港の立地する自治体、市だけではなくて、飛行コースとなるところにも隣接地振興補助金というのがあるんです。そういう補助金を自治体がもらって、いろんな——迷惑料ですね、これは。こういう制度で補助金を受けておる。柳川は全く何にもない。ましてや、オスプレイの話ではありませんが、民航機も含めて、悪天候時は自動着陸誘導装置が東側にしかないから、ほぼ柳川の上空を通過して着陸をするということでございます。何のメリットもない。

それで、2,500メートルへの延伸計画があると。先日、柳川市でも住民説明会が開かれたそうでございますが、この2,000メートルから2,500メートルまで延伸する、これは合意書の改定が必要ですよ。

○議長（近藤末治君）

答弁。調整していなかったの。（「いいですよ、議長」と呼ぶ者あり）

○13番（佐々木創主君）

もうよか、通告していませんから。それぐらい頭に入れとってくださいよ。合意書の改定、必要なんです。再度、2,500メートルに延伸する場合は、福岡県と柳川市が結んでおる環境保全に関する合意書、この改定が必要なんです。資料を示す）この合意書ですよ。ここに書いてあるんですけど。

それで、2,500メートルに延伸する。先ほど大型機が来て、今まで就航するよりも遠い海外の都市から飛行機が来るようになる。現在、佐賀空港に離着陸している飛行機はボーイング737とか、エアバスの、ちょっと型番は忘れましたが、ナローボディという機内の通路が1つしかない飛行機。2,500メートルになるとワイドボディ、機内の通路が2本ある、そういう大型機、ボーイング777とか、787とか、ジャンボとか——ジャンボはもう今飛んでいませんけれども、航続距離が1万キロを超える飛行機が入ってくる。そうすると、両開におりますと、日本の航空機は柳川をなるべく通らないように有明海から直進してきて、左にカーブして着陸をしてくれておりますが、海外の航空機は真っすぐ来る。RNAVという装置をつけておるからそういう着陸ができるということなんです。大型機がじゃんじゃん来る。ましてや海外の航空機はRNAVを装着していないのがほとんどということになると、頻繁にそういう大型機が来ると、危険性と騒音が増すということでございます。こういうことをしっかり念頭に置いとくといかんとですよ。いいことばかりじゃないんですよ。

それで、ワイドボディーと言いましたが、福岡空港に海外から来た飛行機が着陸できずに引き返したと。今もう福岡空港はパンク状態、その代替空港としての佐賀空港の位置づけということですが、今回示された九州新幹線のルート、佐賀空港ではなくて佐賀空港から数キロ北側に佐賀空港駅と書いてあるんです。旅客の人たちにとっては、佐賀空港に着いて、そして、すぐ通路で新幹線に乗り換えられるのが一番メリットですが、わざわざ北側に移した。これは私はこう思うんですが、貨物なんですよ。先ほど4年前にJRの初代社長だった石井氏がこの南ルートを提唱したと。この石井さんは貨物新幹線を非常に当初から熱心に推進したいと。それで、JRも赤字路線の廃止とか、いろいろ今、合理化をやっておりますけれども、貨物新幹線をこれから推進したいと。ところが、既存の新幹線の駅は旅客を対象にしておるから、大きい貨物の荷下ろし、トラックとの連携、そういう構造になっていないんですね。ところが、新たに造る駅であるならば、トラックと陸上と航空機との連携ができる。そして、新幹線に積み下ろしができる。そういう構造の駅の建設が可能になるわけでありませう。

だから、旅客もそうですけれども、佐賀県の頭は恐らくこの貨物ですよ。新幹線と空港が隣接しているところなんてないんですよ、日本国中。福岡は旅客機だけでももうパンク状態、これ以上、貨物便を増やすわけにいかんわけですから。成田なんていうのは、成田闘争もあって、成田周辺は倉庫、ばらばら。非常に無計画といいますかね、無秩序な配置で物流を担わざるを得ない。しかしながら、今回の福岡経済界と佐賀経済界、そこが非常に熱心になって、ルートが佐賀空港ではなくて、駅が北部に移動したというこの意図、ある意味、今非常に世界的に物流が盛んでありまして、TSMCじゃありませんが、佐賀県の鳥栖、これは九州の高速道路の十字路、あの周辺はすごいですね、倉庫群、工場が。そういった意味で、佐賀空港とその北部に駅ができて、その周辺は田んぼだらけですよ。転用の話もあり、問題もありますけれども、あそこが一大物流拠点となる可能性があるんです。観光だけじゃないんですよ。そうすると、大型の旅客機だけではなくて、大型の貨物便がじゃんじゃん来る。佐賀県はよかでしょう、地価も上がって、人も来、物も来、税収も上がり。柳川市にとって何のメリットがあるのか。どうやってメリットを生み出すのか。

そして、柳川に新幹線の駅ができるかどうか分からないという答弁でしたけれども、負の側面だけ背負わされて、何のメリットもない。結局、南ルートになったけれども、柳川に駅も何もできんやっつと。じつと福岡県の動向、佐賀県の動向を見守っとるだけじゃ、物事は動かんですよ。柳川と佐賀空港の間は約10キロ。それで、新鳥栖と久留米間は10キロないんですよ。だから、距離的な問題はないんです。だから、そういうことをしっかり調査し、情報収集し、そういう経済界の動き、そして、くさびを打ち込んでいって、柳川にとっていかにメリットを引き出していくのか、こういう取組を真剣に考えてもらわんといかん。

山形新幹線、秋田新幹線、どっちだったか忘れちゃったけど、両方とも既存の在来線を使

用する。フル規格じゃなかったのを、非常に熱意を持って、あの手この手でやって、結局フル規格を勝ち取ったんですよ、あそこは。動かんとならんとですよ。ぼおっと見守りながら、こういうこっちゃいかんですよ。いかがですか、市長。

○市長（金子健次君）

佐々木議員のほうがいろんな自分のチャンネルでいろんな形の情報を収集してありますけれども、私自身も経済界の皆さんからいろんな情報を得ております。

西鉄柳川駅が今、特急が止まらないというか、実際は、特急は止まらないけれども、ほとんどの急行が止まっていますので、昼間の時間帯というのは特急が急行に変わったと理解をしていただきたいと思います。

西鉄柳川駅に特急が止まる駅は柳川と。私は新幹線が柳川市内に止まるというのはやっぱり大きなメリットがあるということで、賛成なんです。それで、昨日も緒方議員のときに質問がありましたので、初代の石井社長がおいでになったとき、そのことが話がありました、貨物便のことを夜送るような形で。私は詳しくは知りませんが、今、九州新幹線も鹿児島から野菜とかなんかを送っている部分も車両の中に入れてやっておりますので、そういう形で、どういう形でされるか知りませんが、そのこともやっぱりメリットがあるというふうに私は思っています。実際は共に動くということはしておりませんが、非常に関心は持っておりますし、知事との話ができれば、そういうことの動きには私は賛成でありますので、そういうことで動きたいなど。

これも私が単独でもできませんし、問題は、1つは、柳川の地元負担の問題、負担金の問題というのが非常に大きく、筑後の船小屋の羽犬塚駅についてもかなり地元負担がありましたので、そういう駅を持つときの地元負担がどういうふうにかかってくるかということも反面は考えておかなければならないというふうに思っております。

いろいろ先行して佐々木議員が詳しいようですので、いろいろ教えていただければと思いますけれども、非常にメリット、デメリットはありますけれども、私はメリットが多いという考え方を持っているところです。

以上です。

○13番（佐々木創主君）

市長、現在の任期、残り1年半、興味を持っておられるんならば、しっかり担当部署、担当職員に指示を出してくださいよ。新聞紙上でしか知らん、こんな情けないこっちゃいかんでしょう。特に、そのデメリットの部分ね、佐賀県との合意書、この改定が必ずあるわけですし、その辺の、先ほどの静岡空港の補助金じゃありませんけど、柳川に何をしてくれるんですかと、何がメリットがあるんですかということは、しっかりそこも考えておいていただきたいと思います。

ちょうど30分たちましたので、次の名勝水郷柳河すいきょうやながわと歴史文化についてお尋ねをいたしま

す。

平成27年に川下りコース、外堀、そして、白秋生家、三柱神社、水天宮、名勝に指定をされたわけで、喜ばしいことであるんですが、この名勝水郷^{すいきょうやながわ}柳河、白秋の詩情を育んだ掘割景観ということが根本的な指定の理由なんですけれども、さらにさらにそういう情景に近づけていかんといかんと、そぐわないものがいっぱいあるということで、これからますますそういうふうを守り育てていきたいと思いますということなんですけれども、ただ、木竹の伐採とか色とかあるんですけれども、まず、現状維持をしていかんといかんと。ところが、現状維持になつたらんと。伝習館の桜並木といいますかね、ちょうど散歩道、桜の時期にはだつと散歩道から上を見上げると満開の桜、あれも切られてしまいました。だんだん悪くなりよる。ちょっとその辺のところをどう対応されておるのか、お願いします。

○都市計画課長（目野隆広君）

佐々木議員の御質問にお答えいたします。

木竹等の伐採の届出状況につきましてですけれども、これは柳川市景観条例をまずは施行しておりまして、その施行しました平成24年10月から令和5年10月までに13件の届出が行われております。内訳としましては、建築物の建築等と併せた届出が5件、それから、木竹の伐採のみの届出が8件となっております。

次に、こうした状況の関係者への周知についてお答えさせていただきます。

まず、こうした周知の内容につきましては、景観の取組及び景観計画のほか、木竹の伐採等の届出に関するものも含めた周知を行ってきております。周知の方法としましては、広く市民や市内事業者に向け、年2回の市報及び市のホームページへの掲載を行ってしております。また、関係する事業者に向けて、土木、建築、塗装、コンサルタントなど、本市の指名願提出業者への周知、そのほか、国、県や庁内を含む行政機関のほか、建築物や工作物、建築設備を検査する県や民間の指定検査機関へも周知を行ってきているところでございます。

そのほか、不動産関連では宅建協会の研修時に景観計画や条例に関する説明をさせていただいております。また、販売の際の重要事項説明として取り扱っていただいているところでございます。

以上です。

○13番（佐々木創主君）

いろいろそれなりに周知なり努力していただいておりますが、ただ、地域住民が知らないんですよ、木を切っちゃいかんと。それは届出をせんといかんとか、その辺の価値観といいますかね、大木があると葉っぱは落ちてくるわ、毛虫は落ちてくるわ、ちょっとげんかつはせからしかけんと。生け垣にしても、武家屋敷と生け垣。生け垣は毎年春と秋に剪定せんといかんと。面倒ですよ。面倒だけれども、そういうのがあるからこそ柳川らしい景観がある。それをいかに維持していくのか。それは住民の方は大変ですよ。大変だけれども、ほんな

こっちゃんのと、そういう努力が必要なんです、それで、個人の所有地に大きな木がある。特に、川下りコース沿い。この掘割景観は、堀だけじゃなくて、その隣接する土地から生えておる、ちょうど袋町の小野さん屋敷、あの周辺は両側から大木がせせり出て、何とも風情のある柳川らしい景観の一つ。御花の裏側もそうですけれども。ただ、個人の所有地に大木があって、高さが高くなって、歩道側に木の枝が枯れて落っちゃえてきたと、これをどげんかしてほしいと。自分では何ともし難い。重機を雇わんといかん。それで、何とかありませんかという話があったから、今から10年近く前に何とかならんかと。ふるさと寄付金で目的別の中に歴史文化、掘割の保全というのがあるから、これを使えないんですかという私の問いに対して、当時の財政課長は使えますと。じゃ、これを制度化してくださいよという話をしました。

あれから5年以上たって、何度も何度も早く制度化しましょうよと。危険ですよと。ましてや、いっそのこと切っ飛ばしてしまえということになりかねないから早うしましょうよという話をしてもらったんですが、検討します、検討しますばかりでした。今どうなっていますかね。

○生涯学習課長（野田 学君）

議員の御質問にお答えさせていただきます。

名勝水郷柳河^{すいきょうやながわ}は、近代日本を代表する詩人北原白秋の作品の源となった水の風景について、風致景観としての価値が認められ、国民共有の財産であるということから、平成27年に国の文化財として指定されています。

指定されている範囲については、北原白秋生家や三柱神社など4つの施設を除くと、福岡県や柳川みやま土木組合、本市水路課が管理する河川、掘割、水路でございます。そのため、掘割の周囲の民地及びそこに生えている樹木については、基本的には指定外であり、国指定名勝の文化財という扱いにはなりません。しかしながら、価値が認められた柳川の水の風景において、掘割の周囲の樹木が欠かすことのできない要素であることも事実でございます。

そこで、この景観を守るため、来年度から掘割の周囲の樹木を保存する取組に関して今検討を進めさせていただいております。具体的な制度は現在検討中でございますが、伐採のおそれがある樹木について支援を行うことで、所有者が引き続き守り育てることができる環境を整えてまいりたいというふうに想定しております。

なお、他市におきまして、支援対象の範囲を緩く設定したことから、市として本当に守るべき樹木の支援につながらなかったという事例もあるとお聞きをしております。このような状況を未然に防ぐために、本市では対象樹木について、名勝水郷柳河^{すいきょうやながわ}の水の風景としての重要性や倒木などによる危険性を加味するなど、一定の制限を設けることで、本当に守るべき樹木を守れる制度となるよう検討を進めております。

以上です。

○13番（佐々木創主君）

やっとですね。やっと具体的な検討、それで、制度化をするということで答弁をもらいました。不発に終わらんと期待しておりますから、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それで、この名勝の指定エリア、三柱神社とかあの辺は除いて、外堀と川下りコースですね。ところが、指定されたところは全部ラインが塗ってあるんですが、ところどころ欠けておる。虫食い状態になっとるね。

それで、隣接地の所有者との合意が得られなかったとか、いろいろ課題があったと思いますが、その辺を追加指定でこれは対応しますということでしたけれども、今どうなっていますか。

○生涯学習課長（野田 学君）

佐々木議員の御質問にお答えさせていただきます。

名勝水郷柳河すいきょうやながわの保存活用に向けて、平成31年に策定いたしました名勝水郷柳河すいきょうやながわ保存活用計画の中で、追加指定候補として、計画策定時に指定することのできなかった掘割や武家屋敷などを挙げておるところでございます。

このうち掘割に関しましては、主に柳河、城内、沖端の範囲内の河川、水路が水郷柳河すいきょうやながわに指定されていますが、その中で、筆界未定である部分、工作物などの占有物がある部分が一部未指定になっております。この追加指定は、その指定候補が名勝水郷柳河すいきょうやながわの本質的価値を表すことが明らかになり、また、指定可能な状態になっている必要がございます。この指定可能な状態とは、特に、候補地の所有者や占有者が指定に関するメリットやデメリットをしっかりと理解された上、同意していただく状態を指すと考えております。

現時点ではそういった条件が整った指定候補地はありませんが、文化庁の調査官が柳川に来訪された際には指定候補地の状況の報告などを随時行っているところでございます。

以上です。

○13番（佐々木創主君）

進んでいないということなんですが、ただ、追加指定の候補としていろいろお屋敷とか挙げてもらっていますけどね、杉森高校のグラウンドの奥に米多比隅、あれも写真つきで挙げていただいておりますが、ただ、これは所有者は全く知んなはらんですよ。いかんでしょう。もちろん追加指定となると所有者の同意なり、それと協議が必要でしょうけれども、あそこは昔の土塁跡、あそこに塚があって、所有者は全く知らんというのはやっぱりいかんでしょう。おたくは追加指定の候補になっておますと、非常に価値があると認められておますと。ひょっとして代が替わって崩されるなら大ごとですよ。そういうのはちゃんとやってくださいよ。

それと、筆界未定とか、所有者の同意とか、それと構築物、堀に何かそぐわん構築物が浮かんでおりますね。だから、名勝にふさわしくないということで、あのエリアも指定から外されておる。もうちょっと白秋の詩情を育んだふうに改装してもらおうとよかろうばってんで

すね、恐らくしなはらんめえばってん、それはいいです。

追加指定の中で、これも再三再三この場で取り上げておりますけれども、武家屋敷、十時邸と、それと袋町の渡辺家住宅、渡辺邸、この2つについては、これも何度も触れておりますが、金子市長が初出馬、初当選された平成21年の選挙で公約に掲げられて、せんだって市長は自分の任期の中で大体ほとんどのものをやり遂げたと。新しいものをつくるのはやり遂げなはったろうばってんですね。歴史文化の根幹である、柳川の魅力の根幹である、これはまだ実現していないですね。これはどうなんでしょうか。

○生涯学習課長（野田 学君）

佐々木議員の御質問にお答えさせていただきます。

渡辺家住宅や十時家住宅の保存活用を目指し、平成22年に歴史的建造物保存活用計画を策定いたしました。この計画に基づき、渡辺家住宅買収のための関係予算をお願いしたこともございましたが、環境が整わず、事業そのものが頓挫したことは議員も御承知のとおりでございます。それから現在に至るまで、両住宅の保存活用についてはめどが立っていないというのが現状でございます。

なお、渡辺、十時両住宅は名勝水郷柳河^{すいきょうやながわ}の指定候補となっており、所有者協議や文化財を専門とする建築士、文化庁の調査官による現地確認などは実施しておるところでございます。しかしながら、個人所有の武家屋敷を追加指定するだけでは意味がないというふうに考えております。指定後にどのような活用をするのが重要というふうに思っております。そのため、指定後の活用方法についても調査研究をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○13番（佐々木創主君）

指定するだけでは意味ない、それはそうですね。

それで、この2つの武家屋敷を購入して活用する計画案が示されて、その当時、ある議員から費用対効果、費用対効果と。ただ、もちろん費用対効果というのは重要ですけども、歴史文化に費用対効果という価値観だけを押しつけるべきじゃないんです。

それと、当時と違ってインバウンド、観光、そして、最近のDIYじゃありませんが、全国各地で若い人たちが地方に移住して、古民家に住んでゆったりすると。それと、武家屋敷なんかを利用して旅館とか飲食店、そうやって活用して歴史建築物をしっかりと残していきながら、そういう活性化にも貢献をしておると。動きが今非常に盛んですね。当然、持ち主の意向は重要でありますけれども、あなたたちみたいに内向きのね、内輪だけの議論をしとってもしようがないとですよ。

私、前に触れましたけれども、渡辺家住宅で料理屋をしませんかと。あそこは売りに出たんですよ、実は坪100千円で。それで、当時まだ金子市長の前、石田市長当時でしたけれども、市に買ってくださいということで持ち主さんが来られて、ところが、買わないと。それ

で、売りに出された。不動産の市場にも出ました。坪100千円、びっくりしました。当然、建物は価値ないですから。それで、これは売られて取り壊されるなら大ごとやなと思ったので、ある料理屋さんにあそこを買いませんかという話をしたんです。それで、見に来られました。それなら、佐々木さん、ここは川下りで来て、日本の道百選に選ばれた、あそこで川下りを下りて、ここに来るんねと、これは買いますよと。それで、持ち主さんにそれを伝えてもらったら、結局、民間が買うと所得税を払わんといかん。だから、民間には売らせんと。何とか市で買うてもらうなら所得税も払わんでいいから、控除されるからということ、その話は実現しませんでした。だから、今から20年近く前ですよ。その時点でもそういう人はいたんです、私の人脈、狭い人脈でさえ。

だから、いろんなことができるんですよ。例えば、文化協会は箱物を持たんでしょう。いろんな文化協会に構成員、白秋会から何から、檀一雄、藤村作、長谷健、木村緑平、そういう人たちが集える、そして、いろんなことができる、イベントもできる、そういう屋敷としてもいいじゃないですか。維持管理は皆さんね、草刈りから何から、生け垣の剪定からやってくださいよと。我が地元の十時邸は、あそこで観光協会が展示物を今から十何年前にされましたよ。それで、終わってからね、ちょうどさげもん祭りのときに。そのときに、ちょっと草刈りする人間がおらんけん、佐々木さんち、新外町の皆さん協力してもらえんやろうかと。それで、回覧で回したら30人ぐらい来なはったですよ。剪定ばさみまで持ってきた人もおったですよ。あそこは新外町北でですね、私は区長じゃないから勝手に言うといかんばってん、あの維持管理を請け負っていいですよ。十分できますよ。ましてや川下りコースですから。

だから、当時と違って、古民家、歴史建築物、武家住宅、この活用というのはいろんなやり方がある。ましてや名勝指定になるならば、購入価格に対して国と県の補助金があるじゃないですか。ましてや歴史建築物としての価値は有明高専の松岡先生がしっかり検証してもらっていますから、材料はある。指定をするだけですから。

もう時間がないですけど、市長、どげんですか。

○市長（金子健次君）

いろんな武家屋敷等については佐々木議員からの御提言をいただいておりますけれども、いろんな形で話し合いを所有者ともしてきていますし、いろんな活用方法については、一番私が思っているのは、やっぱり戸島氏庭園については150,000千円かかっていると、復旧したときの費用がですね。それを再建築するというのは非常にお金がかさむという形で、柳川の財政事情からいって非常に厳しいなというふうに思っておりますので、そういう面で、低価格でそれを購入して維持をできるのか、どうしたらいいか常々考えておるところでございます。

以上です。

○13番（佐々木創主君）

30億円、50億円の箱物にはじゃんじゃん熱心で、1億円の金は財政が厳しい。非常に都合のいい答弁ですけれども、それで、ちょっと時間もなくなりましたので、歴史文化。歴史文化のいろんな要素がありますけれども、今日は白秋に絞らせていただきますが、白秋の顕彰、いろんな形で白秋祭を含めてされておりますけれども、白秋が作った歌、先日も白秋祭でみんなで「帰去来」を合唱いたしました。

そういった意味で、白秋の歌を歌い継いでいくということが重要でありますけれども、柳川市には以前、Wing21という少年少女合唱団がありましたけれども、今はないと思いますが、この歌い継いでいく取組をお願いします。もう簡単にいいですよ。

○生涯学習課長（野田 学君）

佐々木議員の質問にお答えさせていただきます。

佐々木議員が御指摘されるとおり、現在、市内に少年少女合唱の団体はございません。子供たちが白秋先生の作品に触れる機会が非常に少なくなっていると危惧しているところがございます。そのため、少年少女合唱団がないことは次世代への文化継承の観点から大きな問題と考えております。令和2年12月、柳川市民文化会館の開館に合わせ、会館を拠点に市内で活動する少年少女合唱団を立ち上げようと計画し、実際に団員の募集まで行いましたが、長引くコロナ禍の影響で募集を中断し、結果として少年少女合唱団の立ち上げまで至っておりません。

以上です。

○13番（佐々木創主君）

それで、その中で、白秋が晩年に作られた「海道東征」が柳川市民文化会館のこけら落とし事業として、コロナで延期になったんですが、昨年、文化会館で演奏されました。非常に感動いたしました。市長、教育長、あれは見られましたか、聞かれましたか。見たかどうかだけ。

○教育長（橋本秀博君）

私、申し訳ございません。見ておりません。

○市長（金子健次君）

私の弟が実際合唱団に入っていますので、何回ともなく練習風景から見せていただいております。非常にロングランの演奏になっておりますけど……（発言する者あり）見た見ないだけでいいですか。見ました。聞きました。

○13番（佐々木創主君）

それで、「海道東征」をやるに当たって、子供のパートがあるということで教育委員会に要請があったようですけれども、その辺、どうだったんですかね。

○教育部長（武田真治君）

佐々木議員の御質問にお答えいたします。

「海道東征」の演奏に当たりまして、児童合唱のパートがあることから、実行委員会の皆様から児童合唱団の立ち上げの要望が出されていたことは存じ上げております。

先ほど答弁しました児童合唱団の立ち上げに向けて、市内の小・中学校に通う全児童・生徒に向けて、生涯学習課で作成いたしました団員募集のチラシを配布するなど、御協力をさせていただきました。しかしながら、コロナ禍も重なり、現時点で少年少女合唱団の立ち上げまでは至っておりません。そういう状況でございます。

以上です。

○13番（佐々木創主君）

聞いたところによるとね、あまり協力的じゃなかったという話を聞いております。

そして、この「海道東征」は非常に好評だった。見られた方は感動したと。私も感動しました。来年1月にまた再度公演されるということで、毎週ですね——毎週か何か知りません。練習されております。

それで、子供たちの教育という観点から、平成21年に教育基本法が戦後初めて改正をされ、そして、その中に歴史教育と。そして、学習指導要領の中には小学校1・2年生の国語、神話や伝承などの読み聞かせ、小学校5・6年生は神話・伝承を手がかりに国の形成に関する考え方などに関心を持つこと、中学校も古事記、日本書紀、風土記などにまとめられた神話・伝承などを学習し、当時の人々の信仰や物の見方などに気づかせるよう留意すること。

「海道東征」、まさしく神話じゃないですか。古事記じゃないですか。高天原から、そして、宮崎を船出して、大阪に着いて、それを歌った「海道東征」、白秋が我が詩作の集大成と言われた。ましてや皆が合唱する「帰去来」、白秋と信時潔、この黄金コンビの作詞作曲じゃないですか。この学習指導要領にある神話学習、うってつけじゃないですか。

昨年は大川の少年少女合唱団がパートを歌った。恥ずかしいですね。柳川の白秋の「海道東征」、児童パート部分は大川の少年少女合唱団だったと。これは恥ずべきことだと思いますよ。これはやはり合唱団まで立ち上げずとも、今、実行委員会是一本釣り、いろんなつてをたどって子供たちを何人か募集されてやられておるそうです。まだ間に合いますからね、これはどうですか、教育長。

○議長（近藤末治君）

教育長、簡潔にお願いします。

○教育長（橋本秀博君）

佐々木議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、「海道東征」は日本が誇る、また、柳川市、本市が誇る名作であるというふうに捉えております。

柳川市の学校では、柳川ならではの教育、昨日もお答えしましたように、それぞれの歴史

や文化、伝統、そういったものを大切にしようとする柳川ふるさと学習、仮称ではございますが、進めてまいっておるところでございます。その観点から考えましても、今後、合唱団の設置に関して前向きに、また、今回のイベント等への参加についても、校長会等々への情報提供をして、できるだけ募集をかけてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（近藤末治君）

これをもちまして佐々木創主議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時8分 休憩

午後1時 再開

○議長（近藤末治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、15番高田千壽輝議員の発言を許します。

○15番（高田千壽輝君）（登壇）

こんにちは。15番高田千壽輝です。皆さん、お昼で昼食を済み、おなかがいっぱいになって眠気を誘う時間帯ですけど、よろしく願いいたします。

では、議長のお許しが出ましたので、通告に従って質問いたします。

私の地元のノリ業者さんは昨年度の不足分を取り返そうと、今、順調に生産されておりますが、予断を許さない状況にもなっております。それは栄養塩の不足ということになっております。漁業者さんたちは少々の病気が入っても対策はできますけど、この栄養塩不足による色落ちに対しては対策がないので、ただ海の海況がよくなることを望むしかありません。一刻も早く、来週は雨が降るという予想がありますが、少々の雨じゃできません。かなりの雨を期待しているところであります。

一方、私たちの生活に目を向けると、物の物価は高くなり、我が家のエンゲル係数も高くなっております。皆さんエンゲル係数というのは御存じだと思いますけど、詳しく説明しますと、支出における食料品の割合のことです。このエンゲル係数が高いほど生活は苦しい、低いほど生活には余裕があるということになっております。皆さんの生活はどうでしょうか。実際、物の物価は高くなっておりますけど、まだまだ収入は多くなっておりませんのが現状ではないでしょうか。一刻も早く国の経済対策の成果が出ることを期待しております。

また、今年の冬は暖冬の予想でありますけど、今でも結構朝夕は冷え込みが激しく、皆さんも暖房器具を使っていらっしゃると思いますけど、私も灯油を買いに行きましたら、もうリットル当たり100円を超しております。ということで、どんどん今から消費する。少しは我慢しなきゃいけないなということを少し考えている状況であります。

今回の質問は人口減少の対策と市民の要望を受けての質問であり、詳細な質問は自席にて一問一答で行いますので、議長のお取り計らいをお願いして、壇上での質問は終わります。

○15番（高田千壽輝君）続

人口減少の要因の一つに、新生児の出産数の減少が考えられます。私たち議員は来賓として各地区の小・中学校の入学式、卒業式に参加しております。私が出ております小学校でも卒業していく生徒より入学してくる生徒のほうが年々少なくなっている状況であります。小・中学校は義務教育です。特に小学校は、この地区には私立の小学校に入学する生徒はあまり聞いたことがないので、ほとんどが地元の小学校に入学していると思っております。

それで、年々少なくなっているのは出生数の減少が考えられますので、5年間の出生数をお答えください。

○市民課長（成清和政君）

高田議員の御質問にお答えいたします。

柳川市の過去5年間の出生数については、令和元年度は407人、令和2年度が408人、令和3年度が345人、令和4年度は339人、令和5年度が、10月末時点ではありますが、182人となっております。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

この出生数は、本市も人口ビジョンを作成してありますけど、その作成と比べたら実際の数値はどうなっているんですか。そこをお聞きしたいんですけど。

○企画課長（古賀順一郎君）

高田議員の御質問にお答えいたします。

企画課では、平成31年3月に柳川市人口ビジョンを作成しております。作成に使用しましたゼロ歳児の人口推計値と実際の出生数の差を見ますと、令和元年度から令和4年度までの全ての年度で実際の出生数が市の推計したゼロ歳児の人口推計値より少なくなっております。令和元年度で66人、令和2年度で55人、令和3年度で107人、令和4年度で102人少なくなっております。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

もう一つお聞きしたいことは、これは転出、転入も影響があると思えますけど、その数も教えてもらってよろしいでしょうか、5年間分。

○市民課長（成清和政君）

高田議員の御質問にお答えいたします。

柳川市の過去5年間の転入・転出数については、令和元年度が転入が1,861人、転出が2,071人、令和2年度が転入が1,741人、転出が1,931人、令和3年度が転入が1,535人、転出

が1,886人、令和4年度が転入が1,865人、転出が1,885人、令和5年度が、10月末時点でございますが、転入が1,019人、転出が1,005人となっております。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

こういうあまりいい結果じゃないことが報告で分かりますけど、人口ビジョンの策定から見ると、かなり予想よりも実際の柳川市の人口は少なくなっているという状況でしょうか。

○企画課長（古賀順一郎君）

お答えいたします。

人口ビジョンより少なくなっているという状況でございます。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

私が令和4年度で出生数が約330人、340人ですかね、この数字を率直に聞いて未恐ろしくなるというか、危機感しか感じないんですよ。このままでは柳川市は成り立つんかなと、本当に消滅するんじゃないかというような危機感しかありませんけど、市長、今のデータをお聞きして、市長の率直な意見を教えてください。

○市長（金子健次君）

感想を述べろということですけど、危機的な状況にあるですね。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

市長からも危機感があるということですね。本当に私たち議員も危機感を持って、また、市の職員さんたちも本当に危機感を持たないと、将来の柳川市の先行きは見通しが悪くなる一方であります。それに対して、ただ何もしていないということはありませんで、人口減少の対策も先ほど矢ヶ部議員からの質問でお答えされましたけど、私もこのことを聞こうと思っておりましたが、多分、同じ答弁だと思いますけど、それでよろしいですか。

○企画課長（古賀順一郎君）

先ほどの矢ヶ部議員への答弁と重なる部分もございますけれども、答弁させていただきたいと思います。（発言する者あり）

○議長（近藤末治君）

同じやったらいい。簡潔に言わんね、簡潔に。

○企画課長（古賀順一郎君）

それでは、簡潔に申し上げます。

企画課の取組といたしましては、U-45マイホーム取得支援事業であったり、新婚世帯マイホーム取得支援事業、それから、住まえるバンク制度、移住体験施設のもえもん家などを

行っております。

新たなものとしたしましては、移住支援金なども支払いをしておりますけれども、昨年度は東京・名古屋・大阪圏から移住してこられた方に限ってございましたけれども、今年度は福岡県外からの移住者まで対象者を広げております。また、移住パンフレットも作成をいたして、大阪、東京での移住フェアで配付をしております。移住のほうにも力を入れておるところでございます。

また、本市の取組では、出産や子育て支援による施策の充実を図っておりますけれども、中でも、むつごろうランドの大型遊具であったり、子育て支援拠点施設の「このゆびとまれ」などを実施しております。今年度につきましても、柳城児童公園にインクルーシブ遊具の設置を進めておるところでございます。また、子育てを応援するために、出産時に50千円、小学校、中学校入学時にそれぞれ30千円を支給する、やながわ子ども・子育て応援金を今年度より創設いたしております。しかしながら、急激な人口減少を食い止めるまでには至っていないという状況でございます。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

先ほどお聞きした内容でありますけど、この内容の中に、ほとんど近隣も同じことをやっているんですね。柳川だけで、独自でこの政策はやっているんだというのは何かありますか。

○企画課長（古賀順一郎君）

お答えいたします。

確かに近隣の市町村も似たような案件、事案が多いかと思っておりますけれども、本市におきましては、先ほど申しましたむつごろうランドの大型遊具であったり、子育て支援拠点施設の「このゆびとまれ」などは独自に——独自といいますか、拠点施設はあるものの、中の制度自体は大変充実をしているんじゃないかと思っております。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

課長は何か自信なさそうに答弁しているんですよ。本当に柳川市が優れているところがあつたら自信持って答弁してくださいよ。皆さん聞いているんですよ、移住者の方たちは。

そこで、お聞きしますけど、まず、人口を増やす施策というのは、1つは、転入者を増やす。その転入者を増やすためには雇用の創出が一番、再三、企業誘致をしると、この一般質問の中でもいろんな議員が質問されております。

私もちょっと気になることが1点ありまして、市民の皆さんからもちょっとお聞きされたんですよ。443号バイパスですね。あれはちょうど矢部川に架かる三瀬大橋ですかね。その橋を境に、みやま市はどんどん建物が建とっちゃっかち、柳川市はいっちょん建たんね

ち言われるんですよ。皆さん高速を利用して行かれるから特に言われますけど、柳川市が建物が建っていかない原因というか、みやま市との違いは何かあるんですか、その辺をお聞かせください。

○企業誘致推進課長（金子幸喜君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、本市側の443号バイパス沿線でございますが、農地が広がっております。本市に存在いたします農地のほとんどは農用区域内にありまして、非農地とするには、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法、それに加えて、農地法の規制の対象となっているため、農振除外や農地転用の手続には厳しい条件が付してあります。

お尋ねの443号バイパス沿線の農地でございますが、農業基盤整備事業が行われておりまして、事業完了後8年間は農振除外、転用ができないなど、さらに厳しい条件となっております。また、基盤整備後8年が経過しましたら一斉に除外、転用ができるということではなく、原則として農用地区域外の土地に隣接する農地から除外、転用の手続を取ることとなっております。これら厳しい条件は、食料安全保障上の観点から優良な農地を守るためのものでございます。

当然のことでございますが、みやま市さんと本市では都市計画用途地域の線引きに違いがありまして、一概に比べることはできませんが、みやま市は非農地に接する農地から除外、転用の手続を民間主体で行われております。

私ども企業誘致推進課におきましても、農振法などの規制はございますが、民間企業からの進出希望の相談があれば可能な限り協力を行い、本市の雇用創出を目指してまいります。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

そのみやま市との違い等はよく分かりまして、私もこの企業誘致のことに関しては再三質問しておりまして、柳川市の場合は農振地区がほとんどであって、地目変更するのにかなりハードルが高く、難しいという再三の答弁をいただいております。

そうすると、なかなか企業は来てくれないですね。結局、地目変更ができるかできないか分からないようなところに企業は来ないですね。ぴしっと確約された場所にしか企業は来ないでしょう。そういう土地が柳川にはないということでしょう。一回十何か所とかぐらい指定されてはいても、それも全部農振地区でしょう。再度その辺をお聞きします。

○企業誘致推進課長（金子幸喜君）

おっしゃるとおり、過去に調査いたしました13か所の企業誘致に供する調査ということで行っておりますが、1か所だけを除いたところで、ほぼ農振農用地の地域内ということになっております。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

ということは、なかなか柳川市には企業の誘致は難しいということによろしいでしょうか。

これで企業誘致を諦めてくださいとは言いませんけど、地道にやっぱり誘致は必要だと思います。とにかく担当の方たちは厳しい状況でありますけど、企業誘致を頑張ってくださいとしかないと考えております。

もう一つの方法として、移住者ですよ。移住者を増やすということで、企業誘致が難しかったら、柳川市に住んで、働きやすい環境をつくるしかないんですよ。それとか、子育てしやすい環境とか、移住者さんたちはそういう状況を望んでいらっしゃいます。

この2点について、柳川市としてはどういう施策をしておられますか、お聞きします。

○子育て支援課長（小池由希君）

高田議員の御質問にお答えいたします。

まず、子育て支援課から、移住先を考える際に重要視をされる子育てしやすい環境に対する取組についてお答えをいたします。

子育てしやすさにつながるポイントとしましては、例えば、出産や育児に対する不安が軽減される場があること、そして、発達段階に応じた様々な支援が充実していることではないかと考えております。

これらを取り入れた本市の取組を幾つか御紹介いたします。「このゆびとまれ」では、妊婦さんや御家族も含めて疑問や不安にお答えするセミナーや、また、赤ちゃんサロンなどの講座を開催しています。また、産後の期間の支援としては、子育ての孤立化を予防するための外出の機会となるよう助産師相談会やゆりかごタイム、育児の期間には屋外で自然と触れ合って成長を促すための遊びの講座など、様々な相談や交流の場を設けています。

次に、母子包括支援係で行っているゆりかごサポートでは、産後うつや育児不安、母乳育児について個別に相談ができ、小児科医と助産師両方を配置して、どちらにも相談ができるというのはほかの自治体ではあまり例のない独自の事業です。また、産婦さんの心と体をケアするためにショートステイやデイケアなどを行う産後ケア事業は、利用料を県内で比較しても低い価格に設定し、利用のしやすさを重視しています。

このように、支援事業は様々ありますが、数が多ければいいということではなく、内容の充実が大切だと考えております。移住をしてこられる方、柳川にお住まいの方、どちらにとっても子育てしやすい環境は同じと思います。実施しているこれらの事業をしっかりと子育て世帯へ届けるために、効果的な周知の方法を検討し、さらに新たなニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○企画課長（古賀順一郎君）

引き続き、移住に関しましては私のほうからも答弁させていただきたいと思っております。

移住を考えるきっかけといたしまして、子供の入園や入学である場合も多いかと思えます。

また、昨年度に引き続き、移住者ふれあい事業を行う計画でございます。移住してきた方々に本市について様々な意見交換を行う場になっております。その中で出た意見等も参考にしながら、移住者施策に反映をしていきたいと考えております。

今後は子ども医療費の負担軽減や、市の所有地を活用し、新婚・子育て世帯向けの住宅用地を分譲するなど、さらなる子育て支援の充実を図りまして、移住先として柳川市を選んでいただけるよう、関係課とも連携いたしまして、働きやすい環境や子育てしやすい環境を整えてまいりたいと思えます。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

柳川市には働く場所がない。だったら、働きに行きやすい環境をつくる必要があると思うんですよね。そうすることによって、移住者は柳川に来て、子育てができて、仕事もしやすいという状況をつくられると思うんですよ。もうどっちかしかないんですよ、このままでは。

私、答弁を聞いておりまして、1つだけ気に入らないことがあるんですよ。執行部の皆さんたち、昨日の今村議員の質問においても近隣市町とすぐ比較されるんです。近隣市町がやっていないからしないち、それじゃ駄目なんですよ。近隣市町がやっていないからやるんですよ。そうやって柳川市の優位性を持っていかないと、皆さんは柳川市には来てくれないですよ。近隣市町がやっていないから柳川市もやりませんよ、そういう答弁が多過ぎます。そのことに関してどう思われますか、市長、それでいいんですか。

○市長（金子健次君）

近隣市町がやっていることは最低条件だと思います。それ以上のことでないと、どうしても魅力あるまちというふうには言われないと私は思っています。

○15番（高田千壽輝君）

市長からそれ以上のことをやらないと本市には来てくれないというお答えをいただきました。私もそのとおりでらうと思うんですよ。皆さんと知恵を出し合って、いかに柳川が優れているということをアピールして、どんどん柳川市に来てもらうような施策をしていかないといけないと思えます。

この施策を立ち上げるためには、私は企画課、子育て支援課の2つの課だけではないと思うんですよ。やっぱり本市全体が取り組んでいってこの人口減少に歯止めをつけないといけないと思うんですけど、ワンチームとなって、一つのプロジェクトチームでもつくって、本当に本気でこの人口減少の歯止めをしていく必要があると私は思いますけど、その辺に関してはどうでしょうか。

○市長（金子健次君）

そのことについては私も常々考えていまして、それは子育て支援課とか企画課だけではなくて、やっぱり言われるような形の総力を挙げてやっていかないと、どうしても他市町村に遅れるという形は十分私も理解しております。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

市長の力強いお答えをいただきまして、この人口減少に関してはもう待ったなしと思うんですよね。だから、早急にさっき市長がお答えになったことが実現できることを期待して、この質問は終わります。

続きましての質問としては、市民要望というか、私たち常任委員会で議会報告会をしたときに市民の皆さんからいろいろな要望をいただきました。その要望に対して1つずつ質問したいと思っております。

まず、子育てのお母さん方が評価されていたのが「このゆびとまれ」なんですよ。かなりの利用者の方たちが「このゆびとまれ」ができて本当によかったと言って評価されております。私もその言葉を聞いて、ああ、つくってよかったなということを思っております。

また、お母さんたちが「このゆびとまれ」の活用がもっとできるように、柳川市はアピールが下手だと。まず、情報が入ってこない。私もそのことを聞きまして、皆さんタブレットを持ってありますね。柳川市のホームページの先頭ページを出してもらってよろしいでしょうか。検索に「子育て支援」と打ち込んでいただいて検索してください。出てきましたでしょうか。正直言って、市民が欲しがっている情報が出てこないんですよ。子育て支援計画とか、そういうのがです。本当の市民は子育て支援のどういう事業がしてあるかというのが情報として欲しいんです。

せつかくいいことをしてあると。柳川市はよそと比較しても負けられないような施策、事業をしてありますけど、一番のホームページからはそういう情報が出てこない。出てくるためには事業名を入れないと出てこないんですよ、ファミリーサポートとか、「このゆびとまれ」とか。これじゃ、皆さんそういう事業を知らない人がこのホームページで調べるんですよ。それに関してはどうでしょうか。

○企画課長（古賀順一郎君）

高田議員の御質問にお答えいたします。

市公式サイトにつきましては、多様化するニーズへの対応やSNSとの連携も課題となっておりましたため、令和5年3月に全面的なリニューアルをいたしております。

公式サイト内での検索で必要な情報が出てこないといった御指摘につきましては、本年10月の市民アンケートでも同様の御指摘がっておりますので、現在、業者と協議いたしまして、サイト内の検索方法の見直しを検討しております。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

改定していったん悪くなったという声もあっております。だったら、もう委託業者を替えるしかないのじゃないですか。大木町のを調べて、子育て支援というたら、大木町はぽんと出ますよ。せつかくいいことをしてある。でも、その情報が市民に入らないなら、何もならんですよ。絵に描いた餅になりますよ。

その辺から、やっぱり最初に委託してできたときに、どういう情報を市民が欲しがっているかというのをチェックしてから、そうやって業者と打合せしていく必要があったんじゃないかと思いますけど、ちゃんとその辺は検証されたんですか。

○企画課長（古賀順一郎君）

お答えいたします。

以前の部分はちょっと分かりかねる部分もございますけれども、サイトが体系的に見にくい部分に関しましては、市民アンケートでも見にくいといった声もございますので、今後、見直しが必要な部分については見直しをしていきたいと考えております。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

見直しですね、やっぱり本当に早急にしてくださいよ。やっぱり皆さん、移住者の人たちは柳川市のホームページを頼りにするでしょう。柳川市はどういうところかち、何で調べますか。やっぱりホームページに最初はアクセスするでしょう。だから、その辺をしっかりと、ホームページは最初の入り口ですよ、移住者の人たちの判断の。だから、その辺はしっかりとしてください。しないと本当に間に合わないですよ。

とにかくそのホームページに関してはすぐさま改正をお願いして、この質問は終わります。

続きまして、次は「このゆびとまれ」の活用法の拡大でありますけど、まだ「このゆびとまれ」を知らないお母さん方がかなりいらっしゃるんですよ。施設と「このゆびとまれ」がどういう活動をされているのか知らないという方たちがほとんどで、利用している人たちも直接情報が入ってこなかったから、利用している人たちから情報ももらって、ああ、来たらいいですよとかいうような情報で利用しました。利用したらよかったというのが結果で、だから、「このゆびとまれ」の情報が妊婦の出産を控えている人たちとかにすぐ入るのは、そこで母子手帳を交付したら「このゆびとまれ」の情報が100%入るんですよ。そのある方が、もし母子手帳の交付が「このゆびとまれ」でできたらいいですけどと言われたんですけど、その考えに関してはどうでしょうか。

○子育て支援課長（小池由希君）

お答えいたします。

まず、妊婦さんへの「このゆびとまれ」の周知が図られるという点は、議員がおっしゃるとおりだと思います。子育て支援を切れ目なく行うためには、妊娠期からの関わりが大変重

要ですので、「このゆびとまれ」の利用者の増加にもつながります。大変効果的だと考えております。

現在、手帳の交付は子育て支援課の窓口で行っております。開庁時間内であれば、いつでも受け取ることができるようになっております。助産師や保健師、看護師などが出産までの流れや体調の変化、日常生活の注意事項などを説明し、心配事や疑問などの相談にも応じています。これは今年度から国の事業として始まりました妊婦さんを個別の面談から必要な支援へとつなぐ伴走型相談支援であると同時に、出産・子育て応援交付金の100千円のうちの妊娠届出時の50千円給付という経済的な支援と一体的に実施をされているものです。

市役所の窓口での交付のメリットとしましては、交付の際にお話を伺う中で、内容によってはほかの窓口をおつなぎができるということです。例えば、未婚で妊娠をされていれば、ひとり親で出産をされる可能性がありますので、児童扶養手当や生活支援の窓口へ、また、出産を機に上の子供さんを保育園に入所させたいという場合は保育所の担当窓口へなど、各担当者のほうが窓口を移動して、極力御負担をかけないように配慮を行っています。

「このゆびとまれ」での母子手帳の交付につきましては、これまでも私たちも検討してきました経緯があつて、議員がおっしゃったようなメリットは十分理解をしております。ただ、人の配置や、先ほど申し上げた別の窓口へのつなぎがその場でできないということで、妊婦さんの負担が増えるということが一つ課題として発生をします。これらの課題の解決と双方のそれぞれの窓口で手帳を交付するという両方のメリットを生かせる方法を今後前向きに検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

一応検討されて、ほかの窓口とのつなぎが、「このゆびとまれ」でした場合はその窓口がなくなるということで、なかなか難しいと考えておられるということです。そしたら、「このゆびとまれ」の商業をもう少ししっかりしていただいて、情報がしっかり皆さんに入るようなことをするしかないんですよ。その辺の手だては今から考えられますか、それとも何かありますか、その辺に関して。

○子育て支援課長（小池由希君）

先ほどホームページの御質問がありましたけれども、確かに「子育て支援」で検索をされるとなかなかたどり着かないというのは、私たちもそれは分かっておりまして、できるだけ早く改善をしたいと思っております。

「このゆびとまれ」だけについて申し上げますと、ホームページの中には「このゆびとまれ」についての情報を詰め込んだページが実はありまして、なかなか御覧になることがないのかもしれませんが、できるだけそのページは今充実をさせて情報発信をしているつもりです。また、「このゆびとまれ」のスタッフさん方も御自分たちでフェイスブックや

Instagramを活用されて、今の若いお母さんたちへの情報発信を熱心にしてくださっていますので、PRという点についてはこの辺りをこれからも伸ばしていきたいと思っております。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

スタッフの皆さんもかなりしっかり仕事をしてあって、私もこの議会報告会のことを相談に行きましたら、フェイスブックに即載せていただいて、情報発信していただいたことをありがたく思っております。そういうスタッフの方にも負けないように、市独自にもそういう宣伝というか、PRをしていただきたいと思います。今もしてあると思いますが、それ以上をお願いします。

また、「このゆびとまれ」の利用者さんたちが言われたのが、「このゆびとまれ」が夕方の16時までという時間帯で、そしてまた、利用時間が月曜日から土曜日までですかね。それに関しても、要望ということでおっしゃられたのが時間の延長、それと、月に1回でもいいから日曜日に開館してほしい。日曜日に開館することによって、父親も一緒に参加できるというメリットがありますよ。やっぱり父親にもしっかり子育てに参加してほしいという意見もあって、父親が参加するのはやっぱり仕事が休みのときしか参加できないから、月一でもいいから日曜日の開放をお願いしますというような意見もありましたけど、なかなかスタッフの働き方改革とかいろいろ問題もありますけど、その件に関してはどうでしょうか。

○子育て支援課長（小池由希君）

時間の延長と日曜開館につきましては、令和3年度までの児童館時代に比べますと時間延長、平日の開館日も増やしてはいます。ただ、開館してまだ2年目ですので、人の配置がまず必要になってくることもありまして、今すぐ開館時間を広げる、もしくは日曜開館を開始することについてはちょっとまだ今のところは検討しておりません。

スタッフの方ともお話をさせていただいて、いずれそういうことが必要になってくるとは考えておりますので、そちらについても今後検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

この時間の延長で私も詳しく話を聞いたら、ファミリーサポートという事業がありますね。私はこの事業は、あくまで子供を預けたい人が自宅に来てもらって、あくまでも自宅で子供を見てもらうんだなという事業だと思っていたら、それを「このゆびとまれ」でやってあるとお聞きしたんですね。その方たちが言われるには、小さい子を持って、上のお兄ちゃんたちが学校に行っているとき、保護者会とか、そういうのがあるときに子供は連れていけないからこのファミサポを利用しますが、16時までだったら、普通、そういう父兄の話合いは授業が終わってするから17時とかなると。だから、そこら辺の延長ができないやかとか言

われて、何で、自宅で見てもらうならよかじやなかですかち言ったら、今いろいろ密室で、その預ける人と信頼関係ができていたらいいけど、まだできていないから、自分の自宅に、要するに密室ですよ。密室に子供と2人っきりにするのは、何か問題があったときは不安だと。だから、衆人の目があるところで見てもらうと安全だと言われたんですよ。

それによってスタッフに時間の延長になると大変申し訳ありませんけど、要するにコミセンあたりは17時までは主事補さんとかがいらっしゃいますよね。それ以降に利用する場合は、シルバー人材センターに頼んで管理人を置いていただいているんですよ。だから、そういう方法を、人件費を安くするためには誰かがいたらいいですよ。そしたら、そういう人たちも安心して任せられるということでもありますので、そういう方法を取ってもいいんじゃないですか。誰かの目があったら安心だと言われて、もっとこのファミリーサポートの利用者も増える。やっぱり密室の中で子供を預けるというのは不安がられてありましたので、その辺のことをどう思われますか。

○子育て支援課長（小池由希君）

ファミサポ事業の実施のために、「このゆびとまれ」の開館時間を延長、または日曜日の開館なども併せてできないかという御質問でありました。

ファミサポ事業は、保護者さんの子育て負担の軽減とリフレッシュを目的とした地域で行う相互援助活動というものになっています。現在、子供さんを預かる会員さんが84名登録してあります。また、預けたいという会員さんが401名登録してあります。

お預かりをする場所は、預かるほうの会員さんの御自宅と、昨年度から「このゆびとまれ」もできましたので、そこでも預かることができるようにしましたので、自宅か「このゆびとまれ」、あと、子育て支援センター、市内に3か所保育所がありますので、子育て支援センターと、あと、コミュニティセンターも利用ができるようにしております。

昨年度の開館以来、「このゆびとまれ」でのお預かりが本当に増えておまして、16時以降、また、日曜日なども時間外に利用をしたいという御希望があることは承知をしております。ただ、「このゆびとまれ」の施設内での預かりは今のところ開館時間内に限っております。時間の延長については、先ほど申し上げましたように、検討をまだ今後ということにしておりますので、時間外の預かりを御希望の場合は、預かるほうの会員さんの御自宅で預かるということを対応できるようにしております。こちらもお母さん同士の顔合わせなどにも職員が同席をして、しっかりマッチングを行いますので、こちらもお安心して御利用がいただけたらと思っております。そちらで対応したいと思っております。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

その対応は分かりましたけど、私が先ほど衆人の目があるところで安心して預けたいという親御さんの気持ちも御理解をいただきたいと思っておりますので、やっぱり検討は必要だ

と思うんですよ。こういうことをすることによって柳川市は子育てしやすいとか言われるようになりますので、いろんなことをもっていただきたいと思います。また考えていただきたいと思います。

次に、学童保育の在り方でちょっと私も気になる点があって、これは学童保育の利用者から直接手紙をいただきまして、その手紙の内容を読みますけど、まず、入所説明会のときに主任支援員さんから一切の苦情は受け付けませんと言われた。それと、1年間を通して一回も外で遊べなかったということで、子供が楽しくない、だから行きたくないと言っています。それがどこの学童保育もそうやかと思ったら、そうでもなく、よそはしっかり自由に外で遊ばせたりなんたりしてある施設もあったと。でも、結局、親としては選択肢がないと。自由に好きな学童に行かされないと。やっぱり地区の地元の小学校の学童にしか選択肢がないと。子供がそう言ったときは、本当に仕事も休めない、辞められないというような状況で、どうにか改善ができないでしょうかというのが1つありました。それは支援員さんの気持ちも分かりますよ。大人数の子供たちを安全に管理するのは大変だと思っています。

ちょっとお聞きしますが、基本的には1クラスを常時2名の支援員で見るとは、法的に根拠があるでしょうか。その辺を教えてください。

○子育て支援課長（小池由希君）

1クラスは2名の支援員さんで見いただいています。ただ、子供さんたちの中に少し手がかかる子供さんがいらっしゃるとかいう場合に加配の先生をつけることもありますので、最低お二人で先生たちには見ていただくようお願いをしております。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

まず、ここの施設は大人数の施設だということも把握しておりますけど、その加配ですね、障がいとか、そういう人たちがあった場合は加配をつけますじゃなくて、ある程度、大人数のクラスだったら、やっぱり子供たちが安心して過ごせるように加配をつけたらどうでしょうか。それは人件費が少しかかるかもしれないけど、そういう対策をすることによって子供たちは伸び伸びと学童、やっぱり平日の2時間を教室内に閉じ込めているのは平気でしょうけど、土曜日とか長期休みの8時間以上を教室内に閉じ込めておいたら、我々大人だって嫌ですよ。だったら、そういうのを解消するためには加配をつけてやったらどうですか。その辺に対してどうでしょうか。

○子育て支援課長（小池由希君）

確かに学童によっては同じ1クラスでも人数が全く違いますので、お二人で見るのは大変な学童もございます。やはり目が届かないということで外遊びが頻繁にできないというところもありますので、そこには確かに、加配というより、もう一人先生をつけるなりして、子供たちが過ごしやすい時間をつくれるようにという工夫は必要かと思っています。

必要であれば、学童のほうには委託料の中から人を雇っていただくことはもちろんしていただくようお願いしておりますが、その判断は運営委員会のほうをお願いしておりますので、こちらからはもう少し先生を増やしたらどうかという御提案はしておりますけれども、その後どうするかというところを運営委員会のほうでお決めになっているかと思っております。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

私も学童の運営委員会に対して疑問を持っているんですよ。正直言って丸投げなんですよ。市は学童に関して、地域の運営委員会に丸投げですよ。支援員さんの採用にしたって、各学童が必死に探して支援員さんを採用していらっしゃいますよ。だから、そういう運営の仕方をしているから市は強く出れないんですよ。実際出れないでしょう、指導に関して、学童に対して。ですね。お任せしているもので。だから、正直言って地区の運営委員会に委託しているのに限界が来ているんですよ。今度、もう2年後でしょう。大和町は150人からの学童ですよ。それが地区の運営委員会で行えるかと私は疑問を持っているんですよ、安全に。正直言って、支援員さんも20人以上探さないといけない。今までは各地区の運営委員会で、ちょっと来てくれますかとかいうて相談して支援員さんを確保していましたが、今度は大きい組織になって、うまくいくかですよ。

そういう疑問もあるから、正直言って、よそは民間の業者とかに委託してあるところもあるとお聞きをしておりますので、もうそういう転換の時期に来ているんじゃないかと思うんですけど、その辺の考え方はどうでしょうか。

○子育て支援課長（小池由希君）

確かに今現在は公設民営で、市のほうから民間の運営委員会に委託をして、学童保育は市内の保育について全部行っていただいています。確かに近隣の市町村でも民営で行っているところもありますので、そのメリットというのにも調査をしております。

今、議員がおっしゃった一番最初に再編がある大和の学童についても、150名という本当に大きな学童になりますので、確かに運営については初めてのことで、手探りで今準備をしているところです。今までにない大世帯の学童になりますので、運営委員会にも今までと同じやり方ではスムーズな運営ができないということをしっかり考えていただいて取り組んでいただくことになると思いますので、まだ今すぐ民営化をするというところまでは検討ができておりません。今後、必要になってくるとは思いますが、今のところは大和の学童については今の形でさせていただきたいと思っております。

民営化についても、今後、課題として考えていきたいと思っておりますので、確かに運営委員会に任せっきりと言われるところはあるかと思いますが、こちらとしてもできるところは一緒に協力をして、委託とはいえ、こちらもしっかり関わっていききたいと思っております

ので、学童については今のところ同じ方法でさせていただきたいと思っております。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

とにかく先ほど言いましたように、大人数のところは2人で見るとはなくて、加配をつける。3人で見るとかいうことは早急にさせていただきたいと思うんですね。そのためには、学童保育に人件費を上増ししないと支援員さんの給料は出てこないですから、今の現状で増やしてくださいというたっちゃ多分無理だと思いますので、その辺の増額をきちんと検討させていただきたいと思って、やっぱり子供たちが楽しく学童に行って、そのおかげで親御さんが安心して仕事に行けるという状況をつくるのが一番大切なんですね。そのことで柳川市に住んでいただくということにもなりますので、とにかく予算の増、人件費の増額をお願いしたいんですけど、市長、その辺に対してはどうでしょうか。

○市長（金子健次君）

御意見を聞いて分かっておりますけど、私自身も学童保育事業に携わったことがありますので、もう一つは、令和7年4月1日開校いたしますやまと小学校の学童保育所を六合でやりますけれども、そのときに大世帯になりますので、そういうときにどうするかという問題、今、教室以外で過ごす時間についての人数が加配が必要だということも私も理解できますので、そういう今の御意見等を今日は十分承ったという形で御理解できないでしょうか。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

市長も大変重大な件だと思っておりますので、早急に検討いただいて、早急に予算の増額をしていただいて、お子さんを預ける親御さんが安心できるようにさせていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（近藤末治君）

これをもちまして高田千壽輝議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後1時56分 休憩

午後2時6分 再開

○議長（近藤末治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、12番荒巻英樹議員の発言を許します。

○12番（荒巻英樹君）（登壇）

12番、自由民主党柳川市議団、荒巻英樹でございます。議長より発言許可をいただきましたので、質問に入らせていただきます。

今月18日から「ふるさとWish柳川市」がスタートするようです。1週間にわたりKBC九州朝日放送のテレビやラジオ番組で市内の見どころやイベントを集中的に取り上げ、年末に向けたイベントなど、柳川の魅力を発信、PRしていただけるようです。また、CMの撮影には柳川高校の皆様が御協力いただけるようで、感謝を申し上げたいと思います。どうぞ皆さん、その1週間のテレビ、ラジオはKBCを中心をお願いいたします。

最近のうれしいニュースとしては、大リーグ・エンゼルスの大谷翔平選手のホームラン王獲得であります。これまではイチロー選手のようなアベレージヒッターは通用しても、日本では強烈なホームランバッターであった松井選手でも中距離ヒッターと言われていた中での快挙であります。また、大谷選手が日本中の小学校にグローブをプレゼントすることも大きな話題となりました。これから本市の19小学校にも届くわけで、学校現場は大騒ぎになるかと思いますが、野球に限らず、柳川の子供たちがそれぞれの夢に向かって羽ばたいてくれるように御指導をお願いするものであります。

野球に関する話題をもう一つ。日本のプロ野球では、横浜DeNAで活躍し、アメリカに渡り、今季終盤は大リーグ・ジャイアンツの傘下でプレーした筒香嘉智選手が故郷の和歌山県橋本市に自費約2億円を投じて野球場を造られています。メイングラウンドは内外野天然芝で、両翼100メートル、中堅120メートル、サブグラウンドと625平方メートルの室内練習場を備えています。

新球場から世界へ羽ばたく人材の育成を目標に、同市の小学生を対象に新設された小学生硬式野球チームの本拠地として使用され、筒香選手は子供たちを前に、野球選手になることがゴールではない。世の中に出ていろいろな競争を勝ち取る、いろいろな仲間とすばらしい社会にしていくという土台づくりができる場所にしたいと、野球界だけでなく、日本の将来を思い描いた、とても夢のある話であります。

また、柳川に目を向けますと、先月30日には元大関琴奨菊関、現秀ノ山親方の激励会があり、参加させていただきました。来年9月には東京墨田区内で独立され、11月の九州場所では柳川市内に部屋を構えるというお話でした。とても楽しみであります。現役時代より長くなるであろう親方の今後をこれからも応援していきたいと思っております。

激励会には金子市長、中村副市長、橋本教育長や市の部長は全員参加されておりました。これは柳川市は秀ノ山親方、秀ノ山部屋を応援していきますという強い強いメッセージであります。議会の我々も共に応援してまいりましょう。後援会に入会されていない方はぜひ加入をお願いいたします。

さて、まずは御礼を2つ申し上げます。

1つ目は、今年3月議会で提案をさせていただきましたが、今月22日と23日の2日間、バスの無料乗車を計画していただいております。具体的には、市のコミュニティバス、西鉄バス久留米の沖新線での市内での下車と堀川バスの瀬高柳川線が2日間は無料で御利用いただ

けるというものであり、公共交通利用のきっかけになるものと思います。

事前の準備等、担当課の方々は大変かと思いますが、実施するからにはお一人でも多くの市民の皆様に御利用いただければと思いますし、改めて周知のほどよろしく願いいたします。

もう一つは、柳川高校国際科3年生で、ミャンマーからの留学生の話です。知り合いの柳川高校の先生から連絡があり、大学の推薦入試で小論文が課題としてあり、テーマは、あなたが住むまちの課題についてということでした。まずは本人と企画課長を訪問し、必要と思われる市のデータを提供していただき、そして、観光課へ伺い、DMO推進室長からも的確なアドバイスをいただきました。その後、1次審査を通過したと報告とお礼で来庁され、企画課長、DMO推進室長と一緒にお話を伺い、また、提出された小論文を見せていただきましたが、そのレベルの高さに驚き、一同感心したところであります。改めて企画課長とDMO推進室長に御礼を申し上げます。

次に、残念なことを1つ申し上げます。

11月19日に筑後広域公園にて実施されました第10回市町村対抗福岡駅伝大会に関してであります。昨年この場で、参加された県内60市町村のほとんどが市町村名が胸に記されたユニフォームで参加している中、本市は選手がそれぞれの自前のシャツで参加していたことを述べて、改善を提案申し上げましたが、残念なことに、今年も昨年同様、9人のウェアがばらばらで、どこの市町村の選手かも分からない状況です。選手のモチベーションを上げるためにも、市のほうで柳川市の文字が入ったおそろいのユニフォームを用意すべきだと考えます。近隣の自治体にもお尋ねしましたが、さきの本市の状況に一樣に驚かれていました。頑張っていたいただいた選手の皆さんには、この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。

ちなみに、結果はちょうど真ん中の30位でした。

それでは、本日は2つの項目を取り上げておりますが、1つ目は、将棋のタイトル戦の誘致をということで質問いたします。

現在、世界で一番有名な日本人は、さきにも述べた大谷選手ではないかと思いますが、国内に限れば、将棋の藤井聡太八冠の人気も大谷選手に負けないものがあると思います。タイトル戦のたびに、開催地の紹介、そして、勝負飯、勝負スイーツ、勝負ドリンクと、連日マスコミに取り上げられているのを皆さんもよく御覧になっているかと思います。

将棋のタイトル戦は現在8つであり、その全てにおいて藤井八冠がタイトル保持者であります。すなわち来年のタイトル戦の全てに藤井八冠は参加されるわけで、7番勝負のタイトル戦が4つ、5番勝負のタイトル戦が4つのため、少なくとも年間28戦、今年は36戦が実施されております。

誘致につきましては、従来よりも地元負担も増えてきているとは聞き及んでいますが、それをはるかに上回る藤井フィーバーの経済効果が認められるわけであります。

そこで、まずは本市で開催されたタイトル戦の実績を伺います。また、そのときの誘致の経緯が分かればお聞かせください。

なお、再質問及び残余の質問につきましては自席より行いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

○観光課長（山田秀太君）

荒巻議員の御質問にお答えいたします。

本市での直近のタイトル戦を調査させていただきました結果、平成8年に第9期の竜王戦第5局、羽生善治竜王対谷川浩司九段、平成12年に第41期王位戦第4局、羽生善治王位対谷川浩司九段、平成13年に第14期竜王戦第4局、藤井猛竜王対羽生善治四冠、平成17年に第46期王位戦第4局、羽生善治王位対佐藤康光棋聖と4回の開催実績がございまして、会場はいずれも御花で開催されておりました。

次に、経緯につきまして、聞き取り調査ができました平成17年の開催の折には、本市での過去の実績から主催者側からお声がけいただいたということでもございました。

以上でございます。

○12番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

平成8年から平成17年ということなので、西暦でいいますと1996年から2005年で、僅か10年間で4回ものタイトル戦が実施されているということは正直驚きであります。これはうれしい驚きでございます。しかも、経緯について聞き取り調査ができたタイトル戦では、本市での過去の実績から主催者側からお声がかかったということでもありますので、とても羨ましい限りで、今日ではなかなかあり得ない話ではないかなと思っているところです。

今から逆算しますと27年前から18年前になりますけれども、先ほどの御答弁で4回のタイトル戦全てに羽生善治九段、現在の日本将棋連盟会長が挑まれておるみたいです。当時はタイトルが7つだったわけですが、平成7年から平成8年にかけて七冠を達成された後に羽生善治さんが本市へお越しになっているわけなので、地元の将棋ファンにとってはとてもたまらない出来事ではなかったかと思っているところでございます。

羽生九段は当時は将棋会のスーパースターだったわけですが、マスコミ等の取扱いは今日の藤井フィーバーから見れば少なかつたのではないかなと推察するところでございます。また、当時の報道といいますと、テレビ、新聞、ラジオが中心で、現在は各種SNS等での情報のスピードも量も圧倒的に違うわけです。マスコミ等での露出に関していえば、今は将棋界も全盛期であり、この状態がしばらく続くものと思われま。

そういった中、タイトル戦の誘致ができれば、確実にこの柳川で藤井フィーバーが起きるわけですが、タイトル戦の誘致が実現できたとした場合、経済効果がどれぐらい見込めるとお考えになりますか、お尋ねいたします。

○観光課長（山田秀太君）

御質問にお答えいたします。

具体的な経済効果につきまして、近隣で実績のあります自治体に聞き取り調査をいたしましたが、いずれも算出されていないということでした。

しかしながら、荒巻議員御紹介のとおり、タイトル戦の経済効果につきましては、御紹介いただきました勝負飯やおやつが注目を集めておりまして、例えば、令和4年第71期王将戦で藤井竜王が高槻市で対局されたときに口にされたおやつのはにたん最中というお菓子が10万個を売り上げるといった効果を取り上げられているところでございます。

このほかにも、タイトル戦が開催される際には、前夜祭や大盤解説会での誘客のほか、開催後にも旅館やホテル等々を訪れられますファンが増えるなど、直接的な経済効果に加えまして、メディアに報道していただくなど、パブリシティ効果、シティーセールス効果が大きいというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○12番（荒巻英樹君）

ちょっと具体的に経済効果は分からないということですが、おっしゃったように具体的な例を教えてくださいました。高槻市のはにたん最中が10万個ということですが、私も調べておりましたが、280円の最中が10万個なので、28,000千円の売上げということになります。新聞報道では、あつという間に10万個売り上げたであったので、これは大阪の高槻市ですね、あつという間というのはどれぐらいやねんと思いましたけれども、別の記事では1年半で15万個という記事も目にしたところです。売上げ42,000千円ですね。それから、そのはにたん最中は藤井さんが食べてから3日間で2,000個、売上げ560千円という記事も出ておりました。また、高槻市の別のお店では、デザート、おやつも午前と午後とありますから、1日2回は召し上がるわけですが、別のお店では200円のイチゴ大福が1日で500個、売上げ100千円だったという記事も目にしたところです。また、別の機会ですが、岩手県宮古市ではタイトル戦で飲まれたシソジュースが、これはお代わりもされたそうなんです、1か月で例年の1年分の売上げをしたという記事も出ておった、目にしたところでございます。

以上のように、藤井八冠が来柳されることになれば、本市のPR効果は絶大でありますし、先ほど申し上げましたように、勝負飯、勝負スイーツ、勝負ドリンクのPR効果も計り知れないものであります。藤井フィーバーが確実なときに誘致をしない理由はないと私は考えますけれども、積極的に取り組むべきだと考えますが、見解をお尋ねいたします。

○観光課長（山田秀太君）

御質問にお答えいたします。

誘致につきまして調査をさせていただきました。

タイトル戦につきましては、公募や誘致、主催者側からの打診などがあるようでございます。公募の際には、地域の文化振興にどう役立つのか、話題性はあるのか、ふさわしい会場があるのかなどにつきまして、主催者と日本将棋連盟が決められているようでございます。

議員に御提案いただきましたとおり、柳川でのタイトル戦が実現すれば、地域への経済波及効果やメディアで柳川の地名が取り上げていただけるなど、PR効果は大きいと考えているところでございます。

一方、本市でタイトル戦を誘致するに当たりましては、費用負担についても検討しておくべきだというふうに考えたところでございます。本市の実績にございました平成17年に開催されました王位戦では、前夜祭について実行委員会ができておりまして、負担金として400千円を拠出しておりました。最近の近隣自治体を聞き取り調査いたしましたところ、数百万円単位の負担金、今年10月に北九州市で市制60周年を記念した事業として開催されました竜王戦では30,000千円の事業費であったということでございます。

このため、タイトル戦の誘致につきましては、まず、開催実績のあります地域の取組などを聞き取りするなどして調査研究をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○12番（荒巻英樹君）

従来は、やはりそうやって主催者のほうからお声がかかっていたということが多かったみたいですが、先ほどから述べていますように、やはり藤井八冠の登場が状況を一変させたのではないかなと思っております。

タイトルが8つあると申し上げましたが、その最高位にあります、これは賞金が一番高いということなんです、読売新聞社が主催されます竜王戦がございしますが、これは2016年から公募を開始されておりまして、今年からは2023年から3年分、もう応募を締め切られて、ですから、2025年までは確定というか、もう大体締め切られているんですけども、この2016年というのが藤井八冠のプロデビューと重なっているわけですね。その後、2020年4月に藤井八冠が棋聖戦で初タイトル、17歳11か月で初タイトルをお取りになっております。

その後の活躍はもう皆さん御承知おきのとおりかと思えますけれども、それで、実は藤井八冠は鉄道マニアでもいらっしゃいます。いわゆる鉄ちゃんですよ。柳川で開催されることになれば、地元の愛知県から新幹線で博多へお越しになると思いますが、天神からは西鉄のTHE RAIL KITCHEN CHIKUGOを貸切りで柳川までお越しいただく、そして、事情が許せば車掌もしていただく。先日、ことのでんで車掌をされて、その記事もニュースも見ましたけれども。そして、柳川駅を出られたら、駅前からどんこ舟に乗って、既に先ほどふさわしい会場の有無ということもお答えをいただきましたが、御花では4回の実績があります。その御花までどんこ舟に乗られてお見えになったとすれば、そのときの藤井八冠の笑顔が私は目に浮

かびます。日本中探しても、ここまでのおもてなしができる自治体はそうそうないと思いますし、主催者も飛びつかれるはずだと私は思っております。

また、竜王戦の負担が30,000千円だったというお話もいただきましたが、こちらはもちろん賞金も一番多いですからちょっと別格でございまして、地元の新聞社が主催する、私は序列3番手の王位戦をぜひ誘致していただきたいと考えておるんですが、もちろん地元の負担は1桁は少なくなっておりますので、事情が許す範囲だと私は思っております。

ですから、先ほど調査研究したいと考えているというお答えをいただきましたけれども、実際、何もない状態——何もないというか、もともとあったものを、今までずっとやっていたものをそのままう一回やってもらおうとかじゃなくて、何もないというか、とにかく新しく今度誘致するわけですから、まずはアクションを起こすことが大切じゃないかなと思っております。打席に立って、ぜひバットを振っていただきたいと思っております。

最後にもう一度お尋ねいたしますけれども、誘致に動いていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○観光課長（山田秀太君）

御質問にお答えいたします。

アクションをとということで御提案をいただきました。これから我々としましても、いろいろと学んだり、情報収集をしていくことが必要ではないかと考えておりますので、いろいろなどころにお話をお伺いには行きたいというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（荒巻英樹君）

そうですね、ぜひ主催者のお話を聞いていただければと思います。先ほど言いましたように、間違いなく柳川は条件をクリアしていると思っておりますので、可能性は高いと私は確信しておりますので、よろしく願いいたします。

それと、ちょっと前後しますが、北九州の竜王戦の話、30,000千円という御負担がありましたけれども、実際にタイトル戦のときには前夜祭等があつて、北九州では1人12千円で250名ですから、全員見えて3,000千円の売上げですね。大盤解説会というのも地元のホールで行われておりますけれども、お一人2,500円で700名なので、1回当たり1,750千円、それが2日間ですから、3,500千円の売上げとかもあつておりますので、いろんな勝負飯、勝負スイーツ、勝負ドリンクの経済効果を考えても十分に経済効果は計り知れないものとなると思っておりますので、ぜひ主催者側のお話を聞いていただきますようお願いいたしますというか、聞いていただくということで、ありがとうございます。

それでは、次の項に移らせていただきます。

次が柳川おもてなし健康マラソン大会でハーフマラソンを設定していただきたいということでの質問でございます。

従来は、十数年前までは旧やまと競艇学校、現ボートレーサー養成所で柳川市ロードレース大会として開催されておりましたが、10年ほど前に当時の柳川城を再建する会の会長と事務局長が提案をさせていただいて、現柳川おもてなし健康マラソン大会になっているわけですが、市民のさらなる健康増進、また、交流人口を増やし、経済効果を高めるためにも、もう一段ギアを上げて、ハーフマラソンコースを設定すべきだと考えておるところでございますけれども、まずは過去6回実施されていると思いますけれども、参加者数の推移、市内と市外と分けた形でお尋ねいたします。

○生涯学習課長（野田 学君）

荒巻議員の御質問にお答えさせていただきます。

おもてなし健康マラソンの参加者数はという問いでございます。

第1回、平成26年度1,401人参加いただいております。内訳としまして、市内400名、市外1,001名でございます。

第2回、平成27年度につきましては1,692名、内訳として、市内446名、市外1,246名でございます。

第3回、平成28年度につきましては1,697名、内訳としまして、市内460名、市外1,237名でございます。

第4回、平成29年度は1,919名、内訳としまして、市内451名、市外1,468名でございます。

第5回、平成30年度2,108名、内訳といたしまして、市内456名、市外1,652名でございます。

第6回、第7回、第8回につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により中止をさせていただいております。

第9回、令和4年度でございます。899名、内訳といたしまして、市内247名、市外652名となっております。

なお、募集定員につきましては、第1回より第4回までは定員1,500名、第5回は2,000名、昨年度はコロナ禍も考慮し、1,000名ということで運営いたしております。

市内と市外の割合ですが、年度ごとに若干ばらつきはありますが、例年、市内より2倍以上の参加が市外からあっているという状況でございます。

以上です。

○12番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

昨年コースのほうは変更になっていますが、第1回目から第5回目は同じコースで実施されておまして、私も第1回から第4回までは参加させていただきました。残念ながら昨年は個人的な用で柳川におりませんでしたので、参加も見学もできなかったんですけども、今度の3月はランナーとして参加したいと思っております。

それで、1回目から5回目まで同じ条件でも、市内の参加者は若干増えていますよね。400名が456名なので、1.14倍ほど、市外からは1,001名が1,652名なので、1.65倍とすごく増えて、本当にありがたいですね。実際にこういったマラソン大会は参加者数の2倍から3倍の方が実際にお見えになっていると言われておりますので、市外から3,000名、4,000名、場合によっては5,000名の方がお見えになって、何らかお食事なりお買物なりしていただいていたと思われるわけで、非常にありがたいことでございます。

ただ、諸事情があって昨年コースそのものが変更になっておりますので、参加者数もその分——その分というか、ちょっと減っておりますけれども、これは変更になった事情とか、そこら辺をちょっと簡単に教えていただけますか。

○生涯学習課長（野田 学君）

議員の御質問にお答えさせていただきます。

以前、コースとして使っておりました沖端周辺につきましては、現在、工事等も行われているという状況でございます。警察の協議等々も含めて、なかなか許可が下りないという事情もございまして、昨年度から現在の有明ひまわりセンター付近のコースに変更しているという状況でございます。

以上です。

○12番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

もちろん私は元に戻してくださいとか、そういった意味では全くございません。実際、1回目からずっと少し伸びてきていますので、また去年が再スタートという形の考え方で、これからまた少しずつ参加者が増えていただければありがたいなと思っているところでございます。

それです、タイトルに健康の文言が入っておりますけれども、大会の開催意義と現在の課題、また、把握されているのであれば経済効果に関してお尋ねをいたします。

○生涯学習課長（野田 学君）

荒巻議員の御質問にお答えさせていただきます。

柳川市合併10周年を記念して、柳川ならではの健康マラソン大会を実施することで、市内外から多くの参加者を募り、本市が推進するおもてなしの心を市民を挙げて実践することにより、柳川市を県内外へ広くPRするとともに、市民はもとより、大会に携わっていただく全ての方のスポーツ活動の推進並びに健康増進を図ることを目的としております。

課題につきましては、物価高騰による大会運営費の増加や生活道路の通行止めによる市民への交通規制の問題、各自治体等で開催されるマラソン大会等の増加によるPR力の低下があるかというふうに考えております。

なお、大会の経済効果につきましては把握しておりませんので、具体的な数字をお答えす

ることはできませんが、参加者へのアンケートでは、うなぎめしがおおいかった、川下りを楽しんだというような意見をいただいております。大会後の飲食を含む市内観光による経済効果が生まれているものと思っております。

以上です。

○12番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。そうですね、それなりの経済効果もあっているかと思います。

先ほどの御答弁で、市民はもとより、大会に携わっていただく全ての方のスポーツ活動の推進並びに健康増進を図ること。ただ、できればもちろん市民の皆さんの健康が一番大切じゃないかなと思っておりますけれども、欲を言えば、今まで一番多かった第5回でも456人となりますと、残念ながら、市民6万2,000人、3,000人、ゼロ歳児の方とか御高齢の方がマラソンは走れないですけれども、対象が全てじゃないんですけれども、目安として、今まで少ないときで人口の0.4%、多くて0.7%ということなので、できればまず市民の1%参加していただく。もちろん大会にぼんと出て健康になるわけじゃないですから、大会に出ることをきっかけとして運動を始めて、それを継続していただく。そのことで健康増進につながる、図れるわけですから、やっぱり市民の皆さんに多く、特に、小学校とか中学校とか、そこら辺で教育委員会からいろいろなお知らせ、お願いとかできればと思っておりますけれども、そして、子供さんが出れば大人の方も参加されるわけなので、ぜひ取りあえず、まず市民の1%超えを目標にしてもらいたいと思うんですけれども、いかがですか。

○生涯学習課長（野田 学君）

議員の御質問にお答えさせていただきます。

具体的な数字の設定はなかなか難しいかと思いますが、議員御提案の1%を目指して周知を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○12番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。ぜひ今度の3月より、また来年3月、そして、次の3月と増えるようによろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、私が今回提案しておりますハーフマラソン、現在、10キロが一番長いコースですが、ハーフマラソンコースを設定した場合、運営経費や運営スタッフ等、現在と——現在というか、昨年といいますか、どれぐらい増えるものでしょうか。また、経済効果はなかなかはかれないということですが、そこら辺も含めて御見解をお願ひいたします。

○生涯学習課長（野田 学君）

荒巻議員の御質問にお答えさせていただきます。

昨年度より沖端地区の市街地を含んだコースから、両開地区にあります新ごみ焼却施設の有明ひまわりセンターを発着地点とする有明海沿岸コースに変更した結果、運営スタッフが

約500名から100名に減少しているという状況でございます。

ハーフマラソンを行った場合のスタッフ数ですが、先ほど申し上げましたとおり、コース設定により増減する可能性がありますので、お答えすることが難しいことを御承知いただければというふうに思っております。

運営経費につきましても、コース設定次第で費用が大きく変わるとは思いますが、距離が延びることで増加が見込まれるのは、医療・救護面の強化費、参加者増加に伴うメイン会場の充実、シャトルバスの増便、給水所、トイレの増設などの大会運営費の増加が考えられると思っております。運営費が増加した場合は、主催者であります市の負担を増やすか、参加者を増やすという形でランナーに応分の負担を求めるか、現在行っているランナーへのおもてなしの内容を見直すかなどの検討が必要になるのではなかろうかというふうに考えているところでございます。

経済効果ですが、ハーフマラソンとなれば前日から柳川へ乗り込み、しっかりとした準備をした上で参加されるランナーが増えることが見込まれます。当然、そうなれば宿泊者の増などの効果が見込まれるのではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○12番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

コースの変更でスタッフが500人から100人というのは大変驚いております。ただ、実際それでハーフマラソンを設定したとして、コースの組み方にもよるとは思いますが、10キロから、ハーフは21.何ぼですから、距離的には2倍強ですけれども、人員が2倍増にはならないんじゃないかなと素人なりに考えるところでございます。同じところを通ったりとか、いろいろと工夫が必要になるかと思いますが、もちろん拘束時間はその分は延びますし、大体ハーフマラソンの制限時間を見ますと、2時間50分とか3時間20分とか大会によってはございます。ですから、ぜひそういった工夫をすることによって、あと、スタッフの増加も最小限で可能ではないかなと思うところでございますし、もちろん参加費も必要になります。シャトルバスやら、もろもろ参加者も増えて増えると思いますが、実際に今3千円の参加費ですけれども、ハーフマラソンは、調べてみますと大体5千円から6千円ぐらいの参加費が主流みたいでございますので、その辺の経費に関してもクリアできるのではないかなと思っております。

そして、今回驚いたのが参加費もふるさと納税で支払える仕組みがかなり浸透しておりました。そういうことで、市の財政にも寄与する点多々あるかと思っておりますし、遠く、福島県の会津若松市になりますけれども、もともと10キロレースだったのをハーフマラソンを導入して、3回目から非常に増えたということで、今はもう8,000人台の参加者ということでございます。10キロでは物足りないし、フルマラソンは厳しいので、ハーフマラソンなら参

加したいという層は一定数いらっしゃると思うところでございます。

また、職員、スタッフですけれども、市の職員だけに負担をしていただく必要はなく、ハーフマラソン、この辺では小郡市が非常に長く続いていて有名かと思いますが、ボランティアで100名募集されておられます。交通費1千円と大会の帽子、キャップを支給ということでございます。また、佐賀県伊万里市ではゼッケンのプレートや計測チップ等は事前に送付して、当日の受付を設けていないということになっております。

そこで、すぐには言いませんけれども、来春以降、ぜひ10周年を節目に、そして、大会のブランド力アップのためにもハーフマラソンコースの設定を検討していただきたいと思いますが、見解をお尋ねいたします。

○生涯学習課長（野田 学君）

荒巻議員の御質問にお答えさせていただきます。

マラソン大会は、近隣はもとより、多くの地域で開催されています。それぞれに地域の特色や実情に合った大会を開催されているものと思います。

本市も参加されるランナーはもとより、参加する運営スタッフの安全面や交通規制等による地域住民への影響を極力抑えることなどを念頭にコースを設定し、これまで大会を開催してきました。

議員御提案のハーフマラソンコースの設置でございますが、参加ランナーの増加や宿泊者増による経済効果が大きくなる等のメリットが生まれると考えられます。一方で、交通規制時間の長期化による地域住民生活への影響や、増員となった場合の運営スタッフの確保、費用増となった場合の運営費の確保等のデメリットの発生も想定されるところでございます。

今後、恐らく柳川市のように10キロからハーフマラソンに移行した大会等もあるというふうに思いますので、そういう地域や自治体、関係者への聞き取り調査などを通じて調査研究を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

なお、柳川おもてなし健康マラソンにつきましては、参加者の皆さんに楽しんでいただける大会となるよう、改善できるところは随時見直してまいりますので、今後も御意見、御提言をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○12番（荒巻英樹君）

おっしゃる改善できる場所の提言ということで、まずはぜひ、もちろん来年すぐとか再来年とかいうあれじゃないんですけれども、よければハーフマラソンをしたらどうかなというシミュレーションをしながらでも、次の大会に臨んでいただければと思いますが、もう一度御答弁をお願いいたします。

○生涯学習課長（野田 学君）

議員の御質問にお答えさせていただきます。

様々な事態を想定しながら、シミュレーションしながら、実際にメリット、デメリットの整理も必要かと思えます。整理をしながら、調査研究を進めていきたいと考えております。

以上です。

○12番（荒巻英樹君）

よろしく願いいたします。

最後に1つだけです。ゲストランナーが昨年に引き続き猫ひろしさんとなっておられるみたいですね。参加者からとても評判がよかったと聞いておりますけれども、何か把握されていることがあればお聞かせください。

○生涯学習課長（野田 学君）

荒巻議員の御質問にお答えさせていただきます。

前回参加されましたランナーへのアンケートで、猫ひろしさんへの感想もお尋ねいたしました。回答者のほとんどの人がよかったと回答されており、トークはもちろん、何度もコースを行き来されてランナーに対して応援をいただいた、一番大会を盛り上げてくれた、猫さんに毎年来ていただきたいという声を多数いただいているところでございます。

途中、中止もありましたが、今年は10回目の節目の大会ということもでございます。大会を去年に引き続き盛り上げていただくために、今年もゲストランナーとして猫ひろしさんをお迎えしたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○12番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

10月に総務常任委員会で福井県と石川県と行きまして、ちょうど我々が金沢に泊まったその翌週あたりが金沢マラソン、フルマラソンなんですけどね、それに猫ひろしさんが参加ということで、私も猫ひろしさんのフェイスブックをフォローしておるんですが、日本中——日本中と言ったらあれですけど、いろんなところに行かれて御活躍されております。柳川に来ていただけることは大変ありがたいことですし、去年はたまたまだったみたいですけど、5年に1度の節目の年にこういったゲストランナーということですので、15年目にでもまた来ていただけるようになればありがたいなと思っておりますし、最後になりますけれども、将来的なハーフマラソンが実現することを期待とお願いしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（近藤末治君）

これをもちまして荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時51分 休憩

午後3時1分 再開

○議長（近藤末治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、6番橋本憲之議員の発言を許します。

○6番（橋本憲之君）（登壇）

6番橋本憲之でございます。議長からお許しをいただきましたので、ただいまより一般質問させていただきます。

令和5年柳川市議会、今年最後の一般質問をさせていただくことを大変光栄に思っております。

今年を振り返りますと、5月に新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザと同等の5類に移行され、物価高騰が顕著でございますが、やっとコロナ禍以前の日常生活が回復傾向にあり、町なかや沖端地区におきましてにもぎわいの復活の兆しが見えており、大変喜ばしいなと感じているところでございます。

また、昨日の田中議員や、先ほどの高田議員の質問でも紹介されておりましたけれども、柳川の重要な基幹産業の一つでもございますノリ養殖業においても、収穫作業が先日より始まったとのことでございます。私も貴重な秋芽一番摘みのノリを生産者の方から昨日いただくことができまして、うちに帰りまして早速焼かせていただきまして、おにぎりにして食してみましたけれども、昨年度のノリの出来が悪かっただけに、今年の秋芽の風味、それから、食感、色ともにすばらしい出来栄えにほっとしたところでございます。しかしながら、漁場の海況が徐々に悪化しているとの情報もありまして、今後の動向が危惧されるところでございます。

さて、今日の新聞報道にございましたけれども、福岡市の将来人口推計が発表され、2040年までに人口が増加し続け、現在の約164万人から約6万人増の170万人ぐらいに達するとされておりました。本市においてもそうですが、全国的に人口減少が続いている中、羨ましい限りではございます。なぜ福岡市の人口が増加するのか。よく言われるのが、衣、食、それから住、この三拍子、どれも高いレベルでそろっているということでございます。中でも、住に関しましてはコンパクトシティーで住環境がとてよいいと言われております。

コンパクトシティーの概念は、交通、商業、医療、教育、行政を集約しようとするものですが、本市においても人口減少に歯止めをかけるには、このコンパクトシティーを構築すべきだというふうに思います。

そこで、本日の質問でございまして、大きく分けて、地方公共交通の在り方についてと市職員の処遇についての2項目であります。いずれの質問も魅力的なまちづくりに関するものでありますが、中でも1項目めは、先ほどのコンパクトシティーの概念にもあります交通の分野に大きく関連しております。

この後、詳細質問に関しましては自席にて行いますので、議長のお取り計らいをお願いい

たします。

壇上からは以上でございます。

○6番（橋本憲之君）続

まず、地域公共交通の在り方についてでございますが、コミュニティバスの現状はということでお尋ねしたいと思います。

近年の利用者数の推移を教えてください。

○企画課長（古賀順一郎君）

橋本議員の御質問にお答えいたします。

本市のコミュニティバス利用者の現状を過去の推移を含め申し上げます。

令和2年度が1万4,633人、令和3年度が1万6,617人、令和4年度が1万9,103人、令和5年度は10月までで1万2,768人となっております。

以上です。

○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

コロナ禍となった令和2年度からの推移を教えてくださいましたが、昨年までは年間2,000人、それから、3,000人ずつ増えてきたということでしたが、コロナ感染症分類、先ほども言いましたけれども、5類に移行され、規制が解禁となった今年の利用者が昨年よりも減るという見込みというのがちょっと不思議だなと思ったところなんです。観光客などの利用が伸びていないのかな。でも、ちょっとその辺は分かりませんが、そこで、利用者の目的の調査がその辺されているのかどうか。あるならば、その内訳がどうなっているのかというのを教えてください。

○企画課長（古賀順一郎君）

お答えいたします。

利用者の内訳につきましては、令和4年7月から8月にかけてアンケート調査を実施しております。その中の利用目的別の内訳をお答えいたします。

主なものでは、まず、通院・介護・見舞いが51.4%、次いで、買物・飲食が38.9%となっており、それ以降は趣味・習い事、通勤・通学などが続いております。

以上です。

○6番（橋本憲之君）

昨年の夏はまだコロナ禍ということもあって、観光客の方が戻ってくる前だったので、観光客という文言が入っていないのかなと思うんですが、私としては、市内循環線に関しては観光客の需要もあってもいいのかなと思うところがございます。しかしながら、今回、この辺は私の質問の趣旨と外れますので、ここまでにしておきたいと思っております。

さて、質問の本質に戻りますけれども、コミュニティバスの根本的な位置づけがどうなっ

ているのか、お尋ねします。バスという名前がつきますので、路線バス等と同じ扱いなのかどうか、その辺、基本的なところを教えてください。

○企画課長（古賀順一郎君）

お答えいたします。

本市のコミュニティバスの位置づけといたしましては、道路運送法第79条に基づく登録など手続が必要な自家用有償旅客運送に当たりまして、国土交通大臣の行う登録を受ける必要がございます。また、路線バス等に関しましては、同法第4条に基づき、一般旅客自動車運送事業として、国土交通大臣の許可が必要となっております。同法に基づく登録か許可の違いがあり、手続上の違いはございますが、路線バスとコミュニティバスに明確な違いはございません。

本市の場合、コミュニティバスに関する運行内容につきましては、行政区長、バス事業者、タクシー事業者、大学教授、警察、国、県の関係者などで組織されました柳川市地域公共交通会議で協議、合意が必要となっております。

以上です。

○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

路線バスとの違いとって、同じ所管官庁で、登録なのか許可なのかという、見た目で見ると、多分、白ナンバーの営業でいくのか緑ナンバーかの違いかなと、そんなふうな漠然とした感じで思うんですが、扱的には両者明確な違いがなくて、その運行内容について関連する団体や事業者、有識者、行政機関などで構成された公共交通会議、ここで協議して、合意により決定されると、全てのことはですね。具体的なバス停の設置等もその会議の中で決議されるのでしょうか。

○企画課長（古賀順一郎君）

お答えいたします。

コミュニティバスの運行に関しましては、柳川市地域公共交通会議での協議、合意を行う必要があります。路線バス及びバス停の設置につきましても、そこでの合意を経て国への登録の申請を行うこととなっております。

以上です。

○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。そうですね、全体、運行の全てに関して、その会議を通さなければいけないということなんでしょうから。

それでいて、一昨年、私、コミュニティバスについての一般質問をさせていただきました。その折に自由降車が可能になるとの回答をいただきまして、それはかなりの前進だなというふうに私はそのとき喜んだんですけれども、それから、その後、今年に入りましてもそうな

んですが、数件、市民の方から質問、それから、御意見のほうをいただきました。コミュニティバスは、バス停じゃなかと降りられんとやろうと。それとか、あそこで降ろしてくださいと言ったっちゃ、そこでは降ろせませんと言われます、こういった内容だったんですが、前者に関しては違うんですよと、自由降車できるごとなつとつですよと答えましたが、いや、降りられんばいというふうに言われまして、その後に、また違う市民の皆さんから後の意見が寄せられて、あそこで降ろしてください言うたっちゃ、そこでは降ろせませんと言われるということが言われたので、実際に私、近所のバス停から三橋ルート、これに乗車体験することにしまして、乗ってみました。乗ってすぐ運転士さんに、私は柳川駅で電車に乗りたかとばってん、この路線に駅のバス停ちなかですよと、あの辺で降りられんでしょうと言ったら、市民の皆さんから言われたとおり、ああ、高畑からゆめマートまで停められんですもんねと。ゆめマートから歩いて駅まで戻ってもらうか、循環線に乗り換えてもろうて駅まで行ってもらうごとしよりますという回答でございました。

私たちぐらい若いとはいえませんが、やがて50歳ぐらいの年の者からすると、歩いても大したことないなという距離かもしれませんが、一応確認のために地図上で確認してみましたら、ゆめモールが一番駅に近い角から駅まで700メートル程度あるんですね。こげんなると、ああ、高齢者の方にはちょっと厳しい距離だなと思ったところでございます。

しかも、ゆめマートに乗り入れております市街循環線、これに乗り換えてということだったので、時刻表を調べました。全く整合性がございません。とても乗り換えられる時間のあれじゃありませんので、しかも、1つ前の高畑のバス停といいますと、沖端川に架かります矢ヶ城橋のすぐ北側にあります工場の前辺りにあります高畑バス停、それからゆめモールまでと、かなりの距離が飛んでますね。これだったら不便で利用する人は増えないのかなというふうに理解することができました。

そこで、自由降車ということで今提起されていますけれども、どこだったら降りることができるのか、その条件について教えていただけますでしょうか。

○企画課長（古賀順一郎君）

お答えいたします。

コミュニティバスでは、利便性向上を目的といたしまして、令和3年10月から、おっしゃいますようにバス停以外でも降車ができるように、一部区間で自由降車を導入しているところでございます。導入に当たりましては、警察と協議を行い、最終的に柳川市地域公共交通会議での協議を経て決定をいたしております。

自由降車が可能な条件といたしましては、国から認可を受けた路線上で、国道や県道以外の比較的交通量が少ない場所であること、交差点や横断歩道等の法定駐停車禁止場所以外であること、学校付近でないことなどが自由降車可能な条件となっております。

以上です。

○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

結局、自由降車とはいえども、これは安全性の配慮ということで致し方ないのかなという感じなんです、条件とか縛り、これがかなり多くて、ほぼ機能していないのだなというふうに感じます。

そのような理由で自由降車ができないのならば、ロータリーにバス停がありますよね、東口のロータリー。乗り入れてなぜ降車をさせられないのかなというふうに感じます。なぜあのロータリーに乗り入れができないのか、これについて教えてください。

○企画課長（古賀順一郎君）

お答えいたします。

現在、市街循環線のみ西鉄柳川駅東口への乗り入れを行っております。これは西鉄柳川駅発着の路線バス市内循環線が令和3年9月末で廃線となった代替交通として、同年10月から運行を開始しているものでございます。

新たに西鉄柳川駅に乗り入れを行う場合、まずは西鉄バス、堀川バス、さらには市内に4業者ありますタクシー事業者とも運営に影響がないか、お互いに検討しながら、柳川市地域公共交通会議での協議、合意を得ることが必要となってまいります。

以上です。

○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

協議が必要ということで、それでは、この三橋ルートも含めまして、循環線以外の路線でも構いません。駅のルート、駅への乗り入れについて、その会議で申入れや協議をされたことがあるのかなのか、お願いいたします。

○企画課長（古賀順一郎君）

お答えいたします。

現段階で路線廃止、増設の予定はございません。

以上です。

○6番（橋本憲之君）

協議をされたのかどうかです。三橋ルートが乗り入れることを会議にかけられたかどうか。

○企画課長（古賀順一郎君）

失礼しました。ルートの乗り入れに関しましては、市が行うコミュニティバスの運行につきましては、交通空白輸送であることが主な条件でありまして、西鉄柳川駅については既に堀川バスや西鉄バスが乗り入れを行っております。したがって、ルートの乗り入れについては、バス停設置についても申入れ、協議を行ったことはございません。

以上です。

○6番（橋本憲之君）

残念ですね。申入れ、協議を行ったことはないということなのですが、この当該ルートの利用者さんは意見や要望を口にしない優しい方たちばかりなんではないでしょうか。それから、市としても必要性を感じていないということなんではないでしょうか。

答弁の中の一節、先ほどの答弁の中で、コミュニティバスの運行は交通空白輸送であることが主な要件であるという言葉が、必要性を感じないという意識を形成するというものを物語っているのではないかなというふうに思います。単に物理的に空白を埋めるだけでなく、市民にとっていかにすれば利用しやすい運行になるかという観点が少し抜けているのかなというふうに感じるところでございます。

特に、今話題にしている柳川駅東口に関しましては、駅利用はもちろんなんですが、近くには病院も複数、歯医者さんもあります。保育園もございます。先日は福岡銀行も移転オープンしました。また、別の銀行もそばに移転予定があるとのことでございます。ますます駅周辺は便利になってきているのに、そこにコミュニティバスも停まらないと。こういうことは市民の皆さんから厳しい意見が出るのも当然かなというふうに感じるところでございます。

しかし、路線バスやタクシー等の民業を圧迫してはならないと。あるいは反発を受けたなど、なかなか特殊な理由があるのならば別の方法を探さなくてはなりません。そこで、提案でございます。藤吉のコミュニティセンターの前から、東口の駅前を通りまして、ゆめマートまでの道路上で自由降車できないと、本線上でできないということであれば、駅付近で脇道に一回曲がって、バス停を設置するか、最悪降車だけさせるというのはいかがかなというふうに思います。200メートルぐらいの迂回ぐらいで、結局降ろせないのであれば、少し回り道をして降ろすのはどうかということでございます。あるいは民間施設、先ほど言いました病院も銀行もその道路のすぐ横にございます。そことタイアップして降車をさせると、これも可能性としてはあるんじゃないかなというふうに思うところでございます。

駅に乗り入れるというのが拒否されるならば、少しグレーゾーンのように感じますけれども、行政としても市民サービスを充実させるという命題がありますので、知恵を出し合いながら解決することができたらいいのですが、この問題は他の路線でも当てはまる事例があるのではないのでしょうか。路線変更とかバス停の設置は、これまでの質問からも分かりますようにハードルが高いように感じます。何か路線変更等について見解があればお願いします。

○企画課長（古賀順一郎君）

お答えいたします。

三橋ルートの柳川駅乗り入れに関しましては、交通空白地域の考え方や路線バスの運行状況などを踏まえまして、今後、当事者でありますバス事業者やタクシー事業者とも協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○6番（橋本憲之君）

ぜひともお願いします。ぜひとも利便性の高い運用になることをお願いいたしまして、現場運営に関する質問はこれで終わらせていただきたいと思います。

それでは次に、コミュニティバスの運営上の収支についてお聞きいたしますが、近年のコミュニティバス運営に関する収支の状況、これはどうなっているか、お聞かせください。

○企画課長（古賀順一郎君）

お答えいたします。

まず、収入のほうですけれども、内訳としまして、回数券販売を含む運賃収入とバスの内外に広告を掲示する広告料、それに加えて国からの補助金等があり、令和2年度から年度ごとに申し上げます。

令和2年度、運賃収入1,380千円、広告料70千円、国補助金等が6,060千円、合計7,510千円、令和3年度、運賃収入が1,650千円、広告料120千円、国補助金等5,420千円、合計7,190千円、令和4年度、運賃収入1,820千円、広告料300千円、国補助金等8,390千円、合計10,510千円となっております。

次に、支出ですが、運行に関しましては民間業者への業務委託で実施をいたしております。各年度の決算額でお答えいたします。

令和2年度21,540千円、令和3年度25,590千円、令和4年度が28,850千円となっております。

以上です。

○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

今計算しましたら、収支が国の補助金を含めましても毎年15,000千円、それから、多いときで19,000千円程度の赤字となっているとのことで、これは車両導入経費などが多分別にかかっているというふうに思いますので、それよりも多くの不足額が発生しておるのではないかなというふうに思います。

コミュニティバスというのは市民サービスでございますので、収支だけで一概にそれがいいのか悪いのかという判断をするのは難しいとは思いますが、市民サービスの基本であります少ない投資で最大限の効果を得るという観点からも、あまりにも採算性が悪いルートに関しては改善の余地があるのではないかなというふうに感じます。

そこで、今後、路線の廃止や増設、あるいはそのような変更の予定があるのかどうか、これについてお聞かせください。

○企画課長（古賀順一郎君）

お答えいたします。

現段階での路線廃止、増設の予定はございません。

以上です。

○6番（橋本憲之君）

予定はないということなのですが、先ほども言いましたけれども、極端に利用頻度が低い路線、これは早めにルートの見直しや廃止、また逆に、利用者が多い路線は増便などで、もっと利用者が増えるようにするなどの対応が必要でないかなというふうに考えます。

今言ったような、こういうことだけ言いますと、冷たく切り捨てるような考えだと思われるかもしれませんが、ここでまた1つ提案がございまして、今主流のハイブリッド的な考えでございまして。コミュニティバスのように固定経費がかかる大きな車体で、毎日、定期的に走らせるのには費用対効果が低いと判断されるような地区に関しまして、これは希望がある地区、ほかの地区でもそうなのですが、コミュニティバスは廃止するけれども、その代わりに、既存のタクシー会社さんと連携して、例えば、2日に1度だったり、毎日でも構いませんけれども、ある一定の人数で、4人までしか乗れませんね、普通のタクシーだったら。ある一定の人数で、通院とか買物に行くために乗り合わせでの定期利用、これを促進して、そこに幾ばくかの料金の補填的な補助金を入れると。あるいは、みやま市さんが実証実験をされた後に、今年7月から山川町地区で運用開始された自動運転サービス、これを導入するなども考えられるんじゃないかなというふうに思います。

これからの地域公共交通は、1つの種類のことには固執するのではなくて、地域ごとの条件により多様な対応が必要となってくるのではないかなというふうに思います。

そこで、市としてコミュニティバス以外の地域公共交通導入の可能性はあるのかどうか、これについてお聞かせください。

○企画課長（古賀順一郎君）

お答えいたします。

コミュニティバス以外の地域公共交通導入の可能性につきましては、利用者の利便性向上の観点、また、費用対効果等を含め、総合的に検討する必要があると考えております。

今後はAI技術等の活用も踏まえまして、新たな公共交通の一つとしてデマンド交通導入の検討、研究も進めていきたいと考えております。

以上です。

○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

今、答弁にありましたように、AIを活用したデマンド交通だったり、以前1回検討されて、それはもう導入しないということでは言われたと思うんですが、またいろんな技術が変わってきております。先端技術もその選択肢の一つとなり得るでしょうし、既存の先ほど言ったような交通機関をアナログ的に組み合わせる。その運用方法をその業界と話し合っ、その業界が損をしないような仕組みづくり、こういったアナログ的なこともうまく活用すれ

ば、これは費用は多分ほとんどかからないのではないかなというふうに思います。

それから、柳川の特徴でもございます——特色というか、独自のものです。どんこ舟ですね、このどんこ舟も、実は私、地域公共交通の一つとして大いに活用するべきではないかなというふうに思っております。

いずれにせよ、先ほどから言っておりますように、1つの方向に向くのではなくて、いろんな可能性を探っていただいて、その土地土地に合った地域公共交通を整備していったらいかがかなというふうに考えるところでございます。

また、先ほども話しましたが、自動運転のような国、県等が行う実証実験プログラム等、こういうのにも、もし提案があったときには積極的に手を挙げていただいて、受け入れていくということも柳川の知名度アップにもつながると思いますので、必要ではないかなというふうに感じるところでございます。

地域公共交通というのは、先ほども言っていますとおり、買物だったり通勤、それから、通院、通学などへの移動手段を提供して、車を利用しない、使用できない市民の日常生活を支える市民サービスだと、こういうふうに定義されております。地域公共交通が充実している市町、これは基本的に生活がしやすい町と市と判断されてきて、住宅地としての人気が高まる傾向にあるそうでございます。地域公共交通を充実させることも柳川市の人口減少対策の一つとして一役買うのではないかなというふうに思います。ぜひとも調査研究のほうをよろしく願いいたしまして、2つ目の項目に移りたいと思います。

次は市役所職員の処遇についての質問でございます。

市の職員は副業、アルバイト、これができるのかどうか。もし可能ならば、その範囲がどこまでいいのか、教えてください。

○人事秘書課長（江口英範君）

橋本議員の質問にお答えします。

全体の奉仕者である公務員として、営利企業などの従事については、地方公務員法により一定の制限がございます。従事する場合は、任命権者からの許可が必要となります。

兼業許可に当たっては、職務の能率の確保、職務公正の確保、職員の品位の保持といった観点から行われるものであることから、兼業によって心身が著しく疲弊し、職務の能率に悪影響を与えないかどうか、兼業先との利害関係があるため職員の公正を確保できるかどうか、公務の信用を損ねないかどうかなど、内容を審査して限定的に許可するものでございます。また、許可に当たっては、各職員からの申請に基づき個々に審査することとなります。

以上です。

○6番（橋本憲之君）

様々な制限があって、職務に悪影響がない範囲で、市職員でいきますと、市長の許可があればできないことはないということなんですが、確かに思い出しますと、学生の頃、隣のク

ラスの担任の先生が、我が家に月命日だったり、お盆だったりで参りに来てあったのを思い出すことができました。あれは家業で、営利目的ではないということで多分許可をされていたんだろうなというふうに理解するところでございます。

ところで、私自身、幾つかの市内の団体のメンバーとして活動しておりますが、休日のイベント等の際に、よく市職員の皆さんと運営スタッフとして一緒にやる場合がございます。職務として参加、協力していらっしゃる職員がほとんどじゃないかなというふうに思うんですが、中には柳川を盛り上げるために、また、地域振興のためにと個人的にイベントに参加されてある方もいらっしゃるようでございます。特に目を引くのは、どんこ舟を操船する船頭さんとしてイベントに参加してある職員さんたちでございます。柳川市役所船頭クラブに所属されているようでございますが、白秋先生をしのび開催されます白秋祭水上パレードですね、これにおいてかなり大活躍をされているのを目にし、これは感心するばかりでございます。

特に、私の目の前にいらっしゃいます松藤部長自ら船頭をされるりりしい姿は、もうあっぱれとしか言いようがございません。ありがとうございます。

そこで、船頭クラブの職員が白秋祭においていかに必要かというのをお聞きしたいと思います。

○人事秘書課長（江口英範君）

お答えします。

白秋祭水上パレードについては、柳川出身の詩聖北原白秋先生の偉大な業績をしのび顕彰するとともに、詩歌の母体となった白秋のふるさと水郷柳川を全国に紹介し、観光柳川発展のために実施するもので、観光協会が主催し、本市が後援している行事でございます。

必要性ということでございますが、職員船頭が誕生した経緯を船頭クラブに確認しましたところ、近年の川下り船頭不足が深刻化する中、白秋祭水上パレードも同様に船頭不足で客船の数が減少している状況があり、どうにか盛り上げることができないかと観光協会と職員が話す中で、職員有志が地域貢献として関わりながら、柳川おもてなしをしたいとの思いから船頭クラブが立ち上がったというふうに聞いております。

先日行われました白秋祭水上パレードでは、観光協会との話合いの中で、先導船や連絡船、招待船などの船頭を同クラブが担うということになったと聞いております。私自身もその招待船に乗っておもてなしをいたしましたけれども、白秋祭水上パレードでの職員船頭については柳川のおもてなしに貢献をしてもらったというふうに思いますし、感謝をしております。そういう中で、船頭不足という状況があったということで、当然必要だったというふうに認識しております。

以上です。

○6番（橋本憲之君）

私も観光協会の会員として、スタッフとして参加いたしますけれども、ピーク時には140
そうほど出ていた舟も、コロナによる船頭さんの離職の影響もあって、今年はその4分の1
ほど、ならずと平均35そうほどしか出船できないということで、この職員の船頭さんなしで
は、とてもやっていけないという必要不可欠な存在だというふうに私自身も感じるところで
ございます。

そこで、船頭クラブに所属する職員の人数、これはどれだけいらっしゃるか、お聞かせ願
えますでしょうか。

○人事秘書課長（江口英範君）

船頭クラブに所属する職員の数でございます。

クラブに確認しましたところ、20代から60代、そういう年代で18人が在籍しているという
ふうに聞いております。この18人は白秋祭などの観光振興に貢献したいという有志の集まり
でできたクラブチームと聞いております。

以上です。

○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

18人、年齢幅がかなりあって、18人いらっしゃるということで、私、ちょっと大きな勘違
いをしておりまして、船頭クラブは市の公式団体ではないんですね。クラブチームとのこと
で、それでは、その活動費はどうされているのかなと思うんですが、聞いたところ、船頭ク
ラブは練習時の舟の賃料が発生するというのも少し聞いておりますので、その辺、何か分
かりますでしょうか。

○人事秘書課長（江口英範君）

お答えいたします。

これも船頭クラブに確認をしましたところ、部員からの部費及び職員共済からクラブ活動
補助があるというふうに聞いております。

一方で、白秋祭水上パレードで船頭を行う場合、事前に練習が必要ということになりまし
て、舟やさおの借り上げ、それと、一定期間の練習が必要というふうに聞いております。こ
のため、練習の際の環境については整備していきたいというふうに考えております。

以上です。

○6番（橋本憲之君）

そうですね、舟の借上料がかかっているのかかかっていないのかというのは別として、整
備はしたいというふうに思っているということ、職員の皆さんが自ら出す部費、
それから、ほぼ変わらない性質だと思うんですが、共済会から経費を捻出しているというこ
とで、手出しですよ。冷静に考えれば、先ほど答弁にありましたようにクラブチームとい
うことなので、そうなるのかなというのは納得なんですが、それでは、先ほど話題にしまし

た白秋祭、これで船頭されるのに報酬を受け取っていらっしゃるのかどうか、これについてお聞かせください。

○人事秘書課長（江口英範君）

これも船頭クラブに確認しましたところ、先日の白秋祭水上パレードでは、同クラブにおいては地域貢献としてボランティアで行う旨を意思確認したと聞いておりますので、報酬は出ていないということでございます。

○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。本当に頭が下がりますね。それじゃ、あれは本当に楽しんで、学生時代の部活のような感じでやっていたらいいということなんじゃないかな。

しかしながら、終業後に集まって練習をして、地域貢献の一環として柳川を盛り上げるために無償でイベントに参加する。どうでしょうか、市として報酬を出すことはできないのでしょうか。

○人事秘書課長（江口英範君）

お答えいたします。

これまでの事例で申し上げますと、例えば、白秋祭水上パレードでの沿道沿いでの歓迎のおもてなしや、地元実行委員会が実施していました有明海花火フェスタなど、職員有志が集まり、ボランティアとして活動した実績がございます。

報酬を出すことはできないのかとの御質問ですが、今回の場合、観光協会から船頭クラブに依頼があったということについて、例えば、市から謝礼として報酬を出すということではできないと考えています。

一方で、市としても後押しをしていかなければならないと考えていますので、白秋祭水上パレードで船頭を行う場合、舟やさおを借り上げて一定の期間の練習が必要だと聞いております。このための練習の環境については整えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○6番（橋本憲之君）

市からの金銭面での支給は無理だけれども、環境整備、舟の準備だったり、さおの準備だったり、こういうのはバックアップは検討したいということで、これだけでも手出しが少し減るのかなという感じですので、ぜひともお願いしたいなというふうに思います。

また、もし可能であれば、例えば、いろんなボランティアに参加される職員ですね、例えば、やなぼとタイアップしてポイントを付与するだったりとか、こういうことも後は考えてもいいんじゃないかなというふうに思います。せっかくやなぼは行政ポイントとしても付加をするというあれも持っていますので、その辺も考えられてはどうかなというふうに思います。

それでは、例えば、職員の皆さんが白秋祭水上パレードの主催者であります観光協会から、

クラブなり団体なり、それから、個人なりに報酬が出されるというのを、これを受け取ったり、観光客増加によって船頭不足、これは柳川のマイナスになりますよね。船頭が足りないので、観光客がだぶつくと、オーバーツーリズム的な感じになるというのはマイナスになりますので、その辺を補うために、休日に職務に影響を与えない程度に、例えば、川下り業者で副業を行うということは、冒頭にも聞きましたけれども、可能なかどうか、教えてください。

○人事秘書課長（江口英範君）

お答えいたします。

例えば、民間の川下り業者等での兼業許可については、先ほど申しましたように、各職員からの申請に基づいて、職務の能率の確保、職務公正の確保、職員の品位の保持といった観点から行われるものであることから、兼業によって心身が著しく疲弊し、職務の能率に悪影響を与えないかどうか、兼業先との利害関係があるため職務の公正を確保できるかどうか、公務の信用を損ねないかなどといった内容を審査して限定的に許可することになります。ですから、例えば、川下り業者との利害関係が発生する部署の職員を除いたりとか、そういった条件が付きましますけれども、そういった業者との兼業許可については、完全に無理というわけではございません。

以上です。

○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

この船頭クラブのメンバーさんたちは、自分たちの地元柳川を盛り上げようと自主的に頑張っている職員さんたちでございます。メンバーの方からは、このクラブは同じ目標に向かって、みんなすごく楽しみながら活動しているので、確かに先ほどの答弁にもあったように、報酬とかはあまり望んでいच्छらないと。自分たちが社会貢献をするというのが目標なので、あまり望んでいないということも聞きました。ただし、部署や年齢の垣根を越えた付き合いができるということで、少なからず職務にも好影響を与えているんじゃないかなというふうに感じております。私の要らん世話かもしれんけど、もし船頭クラブの方から副業の申請がありましたら、ぜひ許可を出していただくようお願いいたしますし、さらに、船頭クラブのメンバーが増えていけば、先ほどお話ししましたけれども、横断的なつながりをもっと広がっていくんじゃないかなと。その上で、職務がもっと内容が濃ゆくスムーズなものになるのではないかなというふうにも思うところでございます。

最後になりますけれども、1項目めの振り返りをしたいと思います。

私が冒頭、壇上でも口にしましたまちづくりという単語でございますけれども、これを一番分かりやすく表現してあるのは、前回の一般質問でも言ったように、身近な居住環境を改善して地域の魅力や活力を高めるというものであります。まさしく1項目めの地域公共交通

をどのような手段かは問わずに充実させて、居住環境を改善することは、地域の魅力、活力を高めるものでありまして、人口減少を食い止め、移住・定住者を増やす一助となるものと思います。皆さんでいろんな知恵を出し合いながら、魅力ある柳川をつくっていききたいなと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（近藤末治君）

これもちまして橋本憲之議員の質問を終了いたします。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

ここでお諮りいたします。一般質問は7日までの3日間としておりましたが、本日をもって一般質問全てが終了いたしましたので、7日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、7日は休会とすることに決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時48分 散会

柳川市議会第5回定例会会議録

令和5年12月14日柳川市議会議場に第5回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	菊次太丸	2番	椀島正吾
3番	甲木健太郎	4番	三小田保弘
5番	田中康徳	6番	橋本憲之
7番	佐藤勝広	8番	今村智子
9番	浦川和久	10番	新谷信次郎
11番	江口義明	12番	荒巻英樹
13番	佐々木創主	14番	荒木憲
15番	高田千壽輝	16番	矢ヶ部広巳
17番	緒方寿光	18番	樽見哲也
19番	近藤末治		

2. 欠席議員

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次										
副市	長	中村智弘										
教	育	長	橋本秀博									
総	務	部	長	平田敬介								
会	計	管	理	者	田島雅彦							
市	民	部	長	松藤満也								
保	健	福	祉	部	長	池末勇人						
建	設	部	長	中村正光								
産	業	経	済	部	長	兼	大	和	庁	舎	長	松永久
教	育	部	長	兼	三	橋	庁	舎	長	武田真治		
消	防	長	松藤敏彦									
人	事	秘	書	課	長	江口英範						
総	務	課	長	新開文隆								
企	画	課	長	古賀順一郎								
財	政	課	長	田中勝裕								
健	康	づ	く	り	課	長	横山久美					
福	祉	課	長	内田猛								
学	校	教	育	課	長	古賀洋						
生	涯	学	習	課	長	野田学						
建	設	課	長	古賀洋二郎								
農	政	課	長	木原隆文								
水	路	課	長	梅崎秋敬								
市	民	課	長	成清和政								

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	高田啓介								
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	徳永喜美香		
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼	庶	務	係	長	森康貴

5. 議事日程

日程（1） 議会運営委員長報告について

日程（2） 各委員長報告について

① 総務常任委員長報告について

- 議案第65号 令和5年度柳川市一般会計補正予算（第5号）について
議案第67号 行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第68号 柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議案第69号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

② 建設経済常任委員長報告について

- 議案第71号 市道路線の認定、変更及び廃止について

③ 教育民生常任委員長報告について

- 議案第66号 令和5年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第70号 柳川市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程（3） 議案の上程について

- 議案第91号 令和5年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について
議案第92号 令和5年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
議案第93号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第94号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第95号 米軍及び陸上自衛隊オスプレイの飛行停止を求める意見書について

午前10時 開議

○議長（近藤末治君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

○議長（近藤末治君）

日程1. 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（橋本憲之君）（登壇）

皆さんおはようございます。令和5年第5回柳川市議会定例会最終日の日程等につきまして

て、昨日、12月13日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程2が各委員長報告についてであります。

各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑及び討論の通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程3が議案の上程についてで、執行部提出の議案第91号から議案第94号までの4議案、議員提出の議案第95号の合わせて5議案の一括上程であります。

提案理由の説明後、質疑及び討論の通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開いたしまして、質疑及び討論の終了後、5議案とも即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げ、終わります。

○議長（近藤末治君）

本日の日程につきましては、ただいまの報告どおりといたします。

日程第2 各委員長報告について

○議長（近藤末治君）

日程2. 各委員長報告について。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（荒巻英樹君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので、総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

12月1日の本会議において当委員会に付託を受けた議案4件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については報告書記載のとおりでありますので、省略いたします。

4 結果

(1) 議案第65号 原案可決

本案は、令和5年度柳川市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

既定の歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ「3億1,221万円」を追加し、補正後の予算総額を「348億4,048万6千円」としようとするものであります。

審査の過程で、会計年度任用職員の報酬引き上げ時期に対する考え方、訓練等給付費の増加の理由、筑紫町周辺の浸水対策に対して根本的に対応を行うことが必要ではないか等質疑及び意見がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2) 議案第67号 原案可決

本案は、行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

行政手続等の簡素化や内部事務手続きの効率化を図り、今後オンライン化の推進に向けた環境を整備する目的として、申請手続等への押印を見直すための規則等の改正を進めており、併せて、押印が求められている条例についても見直しを行うものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3) 議案第68号 原案可決

本案は、柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

電子証明書等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、スマートフォン等の移動端末設備にマイナンバーの利用者証明用電子証明書・署名用電子証明書が搭載可能となりました。これに伴い、キオスク端末を設置しているコンビニエンスストア等で、スマートフォン等を用いて印鑑証明書の交付を受けることが可能となったため、条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(4) 議案第69号 原案可決

本案は、柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告に基づき提案された国家公務員の給与法案が可決、成立したことに伴い、本市においても国に準じて職員の給料表、期末・勤勉手当を改正するとともに、併せて、議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当を改正するものであります。

審査の過程で、議員が引き上げられた報酬を返納した場合の考え方について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（近藤末治君）

以上で総務常任委員長報告は終わりました。

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（江口義明君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので、建設経済常任委員会の報告を申し上げます。

12月1日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により次のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

4 結果

(1)議案第71号 原案可決

本案は、市道路線の認定、変更及び廃止についてであります。

寄附採納に伴う1路線の新規認定、路線の一部廃止及び道路整備に伴う2路線の変更、並びに公売に伴う1路線の廃止を行うものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

○議長（近藤末治君）

以上で建設経済常任委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。

○教育民生常任委員長（高田千壽輝君）（登壇）

おはようございます。議長の許可を得ましたので、教育民生常任委員会の報告を申し上げます。

12月1日の本会議において当委員会に付託を受けた議案2件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

4 結果

(1)議案第66号 原案可決

本案は、令和5年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

令和6年1月から実施される会計年度任用職員の給与改定に伴う報酬の増額、及び過年度に納付された国民健康保険税について、資格の遡及喪失や所得の修正申告等により生じる還付金が当初の想定を上回る見込みとなったため、歳入歳出それぞれ「104万3千円」を増額し、補正後の予算額を「83億1,965万8千円」とするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2)議案第70号 原案可決

本案は、柳川市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

柳川市立小中学校再編計画に基づき、大和町地区の6つの小学校を1つに再編し、令和7年4月に開校予定である小学校の校名候補を「柳川市立やまと小学校」と決定したため、条

例の一部を改正するものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上、教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（近藤末治君）

以上で教育民生常任委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、質疑及び討論の通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時12分 休憩

午前10時12分 再開

○議長（近藤末治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

まず、総務常任委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第65号 令和5年度柳川市一般会計補正予算（第5号）について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第67号 行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第68号 柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第69号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、建設経済常任委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第71号 市道路線の認定、変更及び廃止について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生常任委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第66号 令和5年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第70号 柳川市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案の上程について

○議長（近藤末治君）

日程3. 議案の上程について。

議案第91号から議案第95号までの5議案を一括上程いたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

初めに、議案第91号から議案第94号までの4議案について提案理由の説明を求めます。

○市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。日程3、追加提案いたします議案第91号、議案第92号の補正予算案2議案、議案第93号、議案第94号の条例案2議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第91号 令和5年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

総合経済対策を実施するための国の補正予算（第1号）が11月29日に可決成立いたしました。その中で、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するための重点支援

地方交付金が盛り込まれたところです。

本市においても物価高騰対策は喫緊の課題でありますので、まずは市民生活や農漁業者、商工業者等を支援する施策を取りまとめ、補正予算（第6号）として予算を編成し、本日、追加議案として提出したものであります。

御提案いたしております補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に129,905千円を追加し、歳入歳出予算の総額を34,970,391千円としようとするものであります。

歳出について御説明いたします。

民生費で10,111千円を増額補正しております。

内容としましては、物価高騰対策予算として、子ども食堂等を開催する団体への補助金を計上したほか、高齢者施設や保育所等への支援金を計上するものです。

農林水産業費では31,944千円を増額補正しております。

内容としましては、農業者には経営安定と収入保険の普及拡大のための収入保険料の補助を、漁業者には一律の支援金を補助する物価高騰対策支援金を計上いたしております。

商工費で87,850千円を増額補正しております。

内容としましては、市民生活の支援及び地域経済回復のため、プレミアム商品券事業補助金を計上したほか、商店街が実施する売上回復策へのがんばる商店街活動支援事業補助金、やなぼポイントを活用した市内消費喚起事業に係る経費を計上しております。

次に、歳入について御説明申し上げます。

国庫支出金では物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金120,004千円を増額補正しております。

県支出金では福岡県保育所等物価高騰対策費補助金1,150千円を増額補正しております。

繰入金ではふるさと元気応援基金8,751千円を増額補正しております。

第2表 繰越明許費補正では、プレミアム商品券事業補助金など2件の追加を行っております。

次に、議案第92号 令和5年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、国民健康保険システムの改修と保険税免除に係る予算の調整を行うため、必要な額を増額するものです。

歳出において総務費を2,860千円増額し、その財源として、歳入において国民健康保険税を300千円減額、県支出金を2,860千円、繰入金を300千円増額しております。

このため、歳入歳出それぞれ2,860千円を増額し、補正後の予算額を8,322,518千円とするものであります。

次に、議案第93号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、子育て世帯の経済的負担緩和のため、令和5年11月以降に出産する被保険者の国民健康保険税の所得割及び均等割に係る産前産後期間相当分を免除するため、条例の一部を改正するものであります。

なお、免除期間は産前産後期間相当分の4か月間で、多胎妊娠の場合は6か月間とするものです。

次に、議案第94号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年3月1日から本籍地以外の市区町村窓口でも戸籍謄本等の交付請求が可能となり、また、マイナンバーカードを使った電子証明書により戸籍及び除籍のデータの取得が可能となることから、手数料等の改正を行うものであります。

以上、4議案について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（近藤末治君）

次に、議案第95号について提案理由の説明を求めます。

○10番（新谷信次郎君）（登壇）

おはようございます。議案第95号 米軍及び陸上自衛隊オスプレイの飛行停止を求める意見書案についての提案理由を説明します。

提案内容は、11月29日に発生した米軍オスプレイの墜落原因が究明され、安全対策が確立されるまで米軍及び陸上自衛隊のオスプレイの飛行を停止することです。

2023年11月29日、米軍横田基地所属の米空軍輸送機CV-22オスプレイが鹿児島県屋久島1キロ沖で墜落しました。墜落した米軍オスプレイは屋久島飛行場に緊急着陸したいと連絡し、屋久島住民によるとエンジンから火を吹いていたとの証言もあり、機体に何らかの異常が発生し、墜落した可能性が高いと推測されています。また、墜落と同時刻、屋久島飛行場では民間航空機が離陸寸前であったことが分かりました。米軍オスプレイが屋久島飛行場に緊急着陸できたとしても、民間航空機と事故を起こした可能性もあり、佐賀空港にオスプレイが配備された場合も同様の危険性があります。

11月30日、木原稔防衛大臣は米国に対して、国内に配備されたオスプレイについて、捜索・救助活動を除き、安全が確認されてから飛行を行うよう要請しました。しかし、この要請は墜落原因が究明されるまでの飛行停止という文言がありません。米軍は墜落したオスプレイと同型機CV-22オスプレイの飛行は停止したものの、米海軍CMV-22、米海兵隊MV-22の飛行は墜落事故から1週間停止しませんでした。

12月6日、米軍はオスプレイ全機の一部飛行停止を決定しました。これまでにない異例の措置です。暫定調査では、事故が人為的な操作ミスではなく、機体の不具合が原因だった可

能性が高いために、飛行停止により原因究明に向けた十分な時間を確保し、運用再開を確実にするための勧告に結びつけるとしてあります。そのためにも墜落原因が究明され、安全対策が確立されるまでの飛行停止が必要不可欠です。

今回の墜落事故について、市民からもオスプレイの安全性への懸念の声が今まで以上に強まっています。やはりオスプレイは落ちる。佐賀空港に配備されて、佐賀空港、柳川周辺に墜落してからでは取り返しがつかない。12月9日、福岡有明ノリの初入札会は1億244万3,800枚、3,614,361,081円の売上げ、ノリ漁期に有明海に墜落したり不時着陸したらノリの売上げは吹っ飛んでしまう。そうした市民の声に応えるべく、私たち議会は米軍、日本政府に対してオスプレイの事故原因の徹底究明と安全性の確立、それまでの米軍、陸上自衛隊のオスプレイの飛行停止を今こそ強く強く要望しなければなりません。

議員各位におかれましては、佐賀空港へのオスプレイ配備賛成、反対以前に、柳川市民、国民の生命、財産を守るという立場から賛同されますよう訴え、提案理由といたします。

○議長（近藤末治君）

提案理由の説明が終わりましたので、5議案に対する質疑及び討論の通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時31分 再開

○議長（近藤末治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、議案第91号 令和5年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案は委員会付託を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、直ちに討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第92号 令和5年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案は委員会付託を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、直ちに討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第93号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案は委員会付託を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、直ちに討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第94号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行いま

す。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案は委員会付託を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、直ちに討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第95号 米軍及び陸上自衛隊オスプレイの飛行停止を求める意見書について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

ここで質疑される議員へ申し上げます。質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることのないようお願いしておきます。

また、第55条の規定のとおり、同一議題については3回を超えることができないとされており、御留意ください。

○9番（浦川和久君）

議案第95号 米軍及び陸上自衛隊オスプレイの飛行停止を求める意見書について質疑を行います。

11月29日、米軍のオスプレイが墜落しました。事故を受けて、防衛大臣がアメリカ側に対し、安全が確認されてから飛行を行うように要請しています。それから次に、柳川市では市長、議長の連名で県知事及び九州防衛局長宛てに墜落事故の早急な原因究明と情報提供を国に要請することとして要請書を提出しています。その後、12月6日に米軍オスプレイの飛行を停止、また、提案理由の説明でもありましたが、米軍の発表では飛行停止により原因究明に向けた十分な時間を確保し、運用再開を確実にするため勧告に結びつけるとしたとあります。

このように、柳川市においても原因究明の要請書を提出し、実際に米軍も全オスプレイの飛行停止を行い、原因究明を行っている段階で、議会としての意見書の提出は意味をなさな

いと思われませんが、そうした状況の中で、なぜに意見書の提出を必要とされるのか、議案提案者の見解を求めます。

○10番（新谷信次郎君）

今の質問に対してお答えしたいと思います。

まず、米軍は今回、全機のオスプレイの飛行停止をしておりますけれども、11月29日に墜落事故を起こしてから、12月6日、飛行停止をするまで1週間、先ほど提案理由で言いましたように、米海軍のCMV-22、米海兵隊MV-22の飛行は停止しませんでした。重大な墜落事故であるということが明らかであるのに、米軍はこの事故から1週間、オスプレイを飛ばしているわけです。12月6日になって、米軍はようやくオスプレイ全機の一時飛行停止をしましたけれども、結局、米軍の判断次第、米軍の都合次第の決定ということになります。

私たち柳川はオスプレイの佐賀空港への配備について、悪天候時、あるいは演習場へ向かう場合に柳川上空を飛ぶ可能性が2回の市民説明会の中でも明らかになりました。しかも、今現在、有明海、大事な大事なノリ漁期でございます。そういう中で、このような事故、あるいはこれに近い事故が起きた場合、米軍であろうと、あるいは陸上自衛隊のオスプレイであろうと、柳川市民、そして、漁業者、農業者を含めて幅広く、これはオスプレイは飛んでもらったら困る、そういう不安、懸念は非常に強いものとなっています。だからこそ、本来は事故が起きた、その時点で政府も強く米軍に対して飛行停止を要請し、そして、墜落、安全対策が確立されるまでの飛行停止ということを即時要求して、米軍もそれに応じなくてはならないというふうに思います。

私たち柳川市民として、佐賀空港へのオスプレイ配備の関係自治体として、きちんとオスプレイの墜落原因究明まで、そして、安全対策が確立されるまでの飛行は絶対に認められないという声を政府に届けておく必要があるということで、今回、意見書を提案しました。

以上です。

○9番（浦川和久君）

それでは、安全対策は人命に関わることであり、これは米軍、自衛隊ともに安全管理は徹底されていると思われませんが、しかし、様々な活動の中で想定できない事故も起こり得ます。

そこで、お尋ねしますが、議案中に安全対策が確立されるまで飛行停止をすることとありますが、安全対策の確立とはいかにも抽象的であり、何をもちいて安全対策の確立とされるのか、また、安全対策が確立されるまで永遠に飛行停止を求める考えなのか、お聞きします。

○10番（新谷信次郎君）

安全対策の確立については、昨年、米軍のオスプレイが墜落をし、その墜落原因の究明の中でクラッチの故障ということが明らかになりました。米軍はそのときも飛行を一時停止し、そして、クラッチの交換を行ったという経過があります。

今回、エンジンから火を吹いたという証言もあり、もちろん推測でしかありませんけれど

も、エンジンを含めた深刻な墜落事故ということです。それが部品の交換で済むのか、あるいはオスプレイの機体、構造そのものの問題なのか、そこは現在判断できませんけれども、しかし、明らかにその事故原因が究明されて、それに対して100%保証できる安全確立、それを私たちは求めていかななくてはならないと思います。

昨年、クラッチの交換という飛行機にとっては非常に大きな事故原因が明らかになり、部品が交換されたとはいえ、このような墜落重大事故を起こしている以上、徹底して原因が究明されて、そして、部品交換で済むのか、あるいは機体の構造上の問題であるならば機体そのものの使用を停止する、そういう必要があるというふうに思います。そういう意味での原因究明、そして、安全対策の確立までの飛行停止を必要としているのではないかというふうに思います。

以上です。

○9番（浦川和久君）

それでは、国会、または関係行政庁への意見書は、地方自治法第99条の規定に基づき、住民の公益に関し、地方議会の総意として住民の意見を国に届ける方法として活用しているところであります。

そこで、意見書提出のポイントとなるところが地方議会の総意であること、そして、公益に関することです。オスプレイに関する公益とは何なのか。当然、オスプレイの安全対策の確保が入ります。そして、国民を守るという国防も公益に入ります。意見書では原因究明と安全対策の確立までオスプレイの飛行を停止することとなっています。政党や市民団体等の意見書であればまだしも、果たして柳川市議会の総意として、ここまで踏み込み、国防に関し意見すべきなのか、甚だ疑問に思うところでもあります。

それで、最近、ショッキングな記事が今週の日曜日の西日本新聞や、また、ヤフーニュースにも載っていたので、よく覚えていますが、共同通信のインタビューに中国軍のシンクタンク軍事科学院の中将が応じたもので、「尖閣諸島で「戦争恐れず」、中国軍中将、異例の言及」との記事がありました。その中で「中国軍の国家主権、安全、領土の一体性を守り抜く強い意志と決意、強大な力を日本は見くびってはならない」と警告した」とあります。平和を維持するには、国と国とのパワーバランスがいかに重要か、ロシアのウクライナ侵攻を見れば分かると思います。戦争を起こさないためにも、専守防衛としての防衛力の増強、強化、そして、同盟国との連携も必要ですし、そのため、オスプレイに関しては早期の原因究明を要請するところです。

そこで、議案提案者におかれましては、オスプレイの飛行停止まで踏み込み強く求めてであると察しますが、平和を維持するため、国民を守るための国防に関していかにお考えなのか、お尋ねします。

○10番（新谷信次郎君）

国防が国民の生命、財産を守るということであるならば、国防の名の下に、国民の生命、財産が損なわれ、あるいは規制される、それは最大限避けなければなりません。先ほど提案理由で言いましたように、今回の屋久島沖の墜落事故が万が一このノリ漁期の有明海で起こっていたらどうなるのか、そういう懸念は強く強く柳川市民の中に起こっております。もちろん国防という大きな政治的課題はありますけれども、その政治的課題のために日々の国民の生命や財産を制限するということについては、最低限、国会の承認等が必要であるという、これは太平洋戦争後の私たち日本国の民主主義の根幹として成り立っている、そういう事情があると思います。

そういう意味で、今回の墜落事故における柳川市民の生命、財産、国民の生命、財産の危険性に対しては、きちんと原因を究明し、そして、安全対策が確立される、それが柳川市民の、日本国民の生命、財産、そしてまた、先ほど言いましたように、もし有明海に落ちていたらこのノリ漁期の生産は一遍に吹き飛んでしまう、そういう状況を顧みても、本来、今回の事故については原因が究明されて安全性が確立されるまで飛行停止をされるのは当然であるというように思っております。

以上です。

○議長（近藤末治君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案は委員会付託を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

御異議なしと認め、直ちに討論を行います。

初めに、反対討論される方はありませんか。

○5番（田中康徳君）（登壇）

田中康徳でございます。米軍及び陸上自衛隊オスプレイの飛行停止を求める意見書についての議案に対し、反対の立場から討論させていただきます。

先ほどから質疑応答を拝聴していると、この意見書は、原因を速やかに究明し、安全を確保し、災害救助や復旧、国防のために早急に対処を願うというより、オスプレイをいかに飛ばさないようにするための意見書のように感じたところであります。

さらに、柳川市議会として国の専権事項としての国防策に伴うオスプレイの運用に関して意見書を提出するということは、先ほど議案質疑において質問者が言われたように、地方自治法第99条において「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」となっており、国防に関する意見書の提出はこれを逸脱するものになりかねません。よって、この議案には反対した

いと思います。

以上です。

○議長（近藤末治君）

次に、賛成討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

次に、反対討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤末治君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤末治君）

賛成少数であります。よって、本案は否決されました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて令和5年第5回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 近 藤 末 治

柳川市議会議員 今 村 智 子

柳川市議会議員 江 口 義 明